

## 北洋-JCBデビット

■デビット機能付ICキャッシュカード

■デビット専用カード

---

### 規定集

会員規約をよくお読みいただいたうえで、  
カードをご利用ください。



## 目 次

北洋-JCBデビット会員規約	1～30
北洋-JCBデビット特約	31～36
個人情報の取り扱いについて	37～45
北洋-JCBデビット保証委託約款	46～51
預金口座振替規定	52
MyJCB利用者規定	53～63
JCBデビット会員向け特則	64～65
MyJチェック利用者規定	66～68
MyJチェック利用者規定にかかる特則	69
MyJCBアプリ利用者規定	70～76
Oki Dokiポイントプログラム利用規定	77～90
Oki Dokiポイントプログラム 利用規定にかかる特則	91～94
J/Secure (TM) 利用者規定	95～102
キャッシュカード規定（個人用）	103～109
ICカード特約	110
デビットカードサービス規定	111～118
「Pay-easy（ペイジー） 口座振替受付サービス」ご利用規定	119～122

※北洋-JCBデビット特約については、デビット機能付ICキャッシュカードに関する規定となります。

## 第1章 総則

### 第1条（本会員）

1. 株式会社北洋銀行（以下「当行」という。）に普通預金口座（総合口座取引の普通預金を含み、以下「預金口座」という。）を開設し、かつ本規約を承認の上、当行および株式会社ジェーシービー（以下「JCB」といい、当行とJCBを併せて「両社」という。）に対して、両社所定の入会申込書等によりJCBデビットカードの貸与を申込み、両社が承認した方を本会員といたします。
2. 本会員と両社との契約は、両社が入会を承認したときに成立します。
3. 本規約に付随する特約・規定・特則類の条文中の「会員」は「本会員」に読み替えるものとします。

### 第2条（JCBデビットカード）

1. 「JCBデビットカード取引」（以下「デビット取引」という。）とは、本会員が決済口座として預金口座を設定することで、第3章の定めに従い、本会員が加盟店（第18条に定めるJCBカードの取扱加盟店をいい、J-Debitの加盟店ではありません。）において商品・権利を購入すること、もしくは役務の提供を受けること、または国外のCD・ATMで現地通貨等の引き出しを行うことに伴い本会員に発生する債務を、JCBカード取引システム（J-Debitの決済システムではありません。）を用いて、預金口座から引き落とす方法により決済する取引をいいます。
2. 「JCBデビットカード」（以下「カード」という。）とは、預金口座のキャッシュカードとしての機能と、デビットカード利用を行う機能を一体化し、双方の機能を一枚で提供する機能を有するカードをいいます。カードには、ICチップが組み込まれたICカード（以下「ICカード」という。）を含みます。なお、デビットカード利用に関しては本規定が適用され、キャッシュカードの機能に関しては別途「キャッシュカード規定」が適用されます。
3. 当行は、会員本人に対し、当行が発行するカードを貸与します。
4. 本会員は、カードを貸与されたとき、カードに署名欄（サインパネル）がある場合は、直ちに当該カードの所定欄に自己の署名を行わなければなりません。
5. カードの券面または会員本人のみが閲覧できる画面等には、以下の情報の全部または一部が表示されています。
  - (1) 会員の氏名
  - (2) カード番号およびカードの有効期限（以下併せて「カード番号等」という。）

(3)セキュリティコード（カード裏面に印字される場合には、署名欄（サインパネル）に印字される7桁の数値のうち下3桁または「SECURITY CODE」との表記で印字される3桁の数値をいう。カード番号等とセキュリティコードを併せて「カード情報」という。）

非対面取引等においては、カードを提示することなくカード情報の全部または一部によりデビットカード利用をすることができますので、第三者によるカード情報の悪用等を防止するため、会員は、次項に基づき、善良なる管理者の注意をもって、カード情報を管理するものとします。

6.カードの所有権は当行にあります。本会員は、善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報を使用し管理しなければなりません。また、カードおよびカード情報は、本会員本人以外は使用できないものです。本会員は、他人に対し、カードを貸与、預託、譲渡もしくは担保提供すること、またはカード情報を預託もしくは使用させることを一切してはなりません。

### 第3条（カードの再発行）

- 1.当行は、カードの紛失、盗難、破損、汚損等またはカード情報の消失、不正取得、改変等の理由により本会員が希望した場合、当行が適当と認めた場合に限りカードを再発行します。この場合、本会員は、自己に貸与されたカードの再発行について、当行所定の再発行手数料を支払うものとし、再発行手数料は当行が別途公表または通知します。なお、当行は、合理的な理由がある場合はカードを再発行しない場合があります。
- 2.当行は、当行におけるカード情報の管理、保護等業務上必要と判断した場合、カード番号の変更ができるものとします。
- 3.本会員がカードの再発行を申請する場合、従来利用していたカードは当行の指示に従って直ちに返還するか、本会員が責任をもって切り込みを入れて破棄するものとし、これを怠ったことにより本会員に損害等が生じたとしても、これについて、当行は何らの責任も負わないものとします。

### 第4条（カード機能）

- 1.本会員は、本規約に定める方法、条件によりカードを使用することによってデビット取引（第3章に定めるデビットショッピング利用および海外現地通貨引き出しサービスの利用）ができます。
- 2.デビットショッピング利用は、第18条に基づき会員が加盟店から商品・権利を購入し、または役務の提供を受けることので

金につき、本会員が当行に対して、加盟店に対する支払いを本会員に代わって行うことを委託することができる機能です。当行は、本会員に対して、本会員からの委託に基づき、加盟店に対して、代金を支払うサービスを提供します。

3. 海外現地通貨引き出しサービスは、第24条に基づき本会員がJCBと提携する国外金融機関等のCD・ATMで現地通貨等の引き出しを行うことができる機能です。

#### 第4条の2 (WEBサービス等)

1. 両社が本規約に基づき提供するサービスの一部には、両社所定のWEBサービスである「MyJCB」および両社所定のオンライン本人認証サービス（インターネット等によるオンライン取引等に際し、パスワードの入力その他両社所定の方法による本人認証を行うサービスをいう。）である「J/Secure (TM)」(以下、併せて「MyJCB等」という。)を用いたサービスが含まれ、原則として全ての会員は、MyJCBに利用登録されるものとします。ただし、パソコンおよびスマートフォン等をいずれも保有しないなどインターネットを使用できる環境にない会員は、MyJCB等を利用する必要はありません。
2. MyJCB等の利用に関しては、両社が別途定める「MyJCB利用者規定」および「J/Secure (TM) 利用者規定」が適用されるものとします。
3. 会員が「MyJCB」および「J/Secure (TM)」を利用しない場合（「MyJCB」または「J/Secure (TM)」の利用登録がなされていない場合を含みます。）、会員はオンライン取引によるショッピング利用ができません。
4. 会員は、両社が認める場合、当行が別に定めるところに従い、MyJCB等以外のWEBサービス（「MyJチェック」等を含むが、それらに限らない。以下同じ。以下、MyJCB等とその他のWEBサービスとを併せて「WEBサービス等」という。）の登録を行うことによりWEBサービスを利用することができます。
5. 会員は、Eメールアドレスもしくは携帯電話番号またはそれらの両方を保有している場合には、両社所定の方法により、それらを届け出るものとし、両社、JCBまたは当行から送信されるEメールまたはショートメッセージを速やかに受信し確認することが可能な状態を維持するものとします。
6. 会員は、両社に届け出たEメールアドレスまたは携帯電話番号を変更する場合、直ちに両社所定の届出を行うものとします。
7. 会員が前二項に違反したことにより、会員に生じた損害について、両社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、両社は一切責任を負わないものとします。

## 第5条（付帯サービス等）

- 1.本会員は、第3章に明示的に列挙される機能・サービスとは別に、当行、JCBまたは当行もしくはJCBが提供する第三者（以下「サービス提供会社」という。）が提供するカード付帯サービスおよび特典（以下「付帯サービス」という。）を利用することができます。本会員が利用できる付帯サービスおよびその内容については、当行が書面その他の方法により通知または公表します。
- 2.本会員は、付帯サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれに従うものとし、また、本会員が本規約または付帯サービスの利用等に関する規定等に違反した場合は、または両社が本会員のカード利用が適当でないと合理的に判断したときは、付帯サービスを利用できない場合があります。
- 3.本会員は、付帯サービスを利用するために、カード（第2条に定めるカードをいい、当該カードの種類やカード番号等を確認できないモバイル端末等は含まない。以下、本項において同じ。）をサービス提供会社にまたは加盟店等に提示することを求められる場合または加盟店でのカードによるデビットショッピング利用を求められる場合があります。その他、本会員は、付帯サービスを利用する場合、当行、JCB、またはサービス提供会社所定の方法に基づき、サービスを利用するものとします。
- 4.会員は、当行が認める場合、当行が別に定めるところに従い、WEBサービス（「MyJCB」「MyJチェック」等を含むが、それらに限らない。以下同じ。）の登録を行うことによりWEBサービスを利用することができます。ただし、家族会員は、WEBサービスのうち一部の機能を利用することができません。本会員は、入会時、当行が別途定める規定に同意の上、「MyJCB」および「MyJチェック」に登録するための当行所定の手続きをとり、また当該登録を維持するものとします。
- 5.当行、JCBまたはサービス提供会社が必要と認めた場合には、当行、JCBまたはサービス提供会社は付帯サービスおよびその内容を変更することがあります。

## 第6条（カードの有効期限）

- 1.カードの有効期限は、カードの券面または会員本人のみが閲覧できる画面等に表示された年月の末日までとします。（なお、各年における当該有効期限の月と同じ月のことを、以下「有効期限月」という。）
- 2.当行は、カードの有効期限までに退会の申し出のない本会員で、当行が引き続き本会員と認める方に対し、有効期限を更新した新たなカード（以下「更新カード」という。）を発行します。

- 3.有効期限内におけるデビット取引の決済については、有効期限経過後においても本規定を適用するものとします。

## 第7条（暗証番号）

- 1.本会員は、カードの暗証番号（4桁の数字）を当行に登録するものとします。ただし、本会員からの申し出のない場合、または当行が暗証番号として不適切と判断した場合には、当行が所定の方法により暗証番号を登録し通知します。
- 2.本会員は、暗証番号を新規登録または変更する場合、生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の使用を避けるものとします。推測されやすい番号等を使用したことにより生じた損害に対し、両社は一切の責任を負わないものとします。本会員は、暗証番号を他人に知られないように善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。カード利用の際、登録された暗証番号が使用されたときは、その使用はすべて当該カードを貸与されている本会員本人が使用したものと推定し、その利用代金はすべて本会員の負担とします。ただし、登録された暗証番号の管理につき、本会員に故意または過失が存在しない場合には、この限りではありません。
- 3.本会員は、当行所定の方法により申し出ることにより、暗証番号を変更することができます。この場合、第3条の規定に基づくカードの再発行手続きが必要となります。但し、両社が特に認めた場合はこの限りではありません。

## 第8条（年会費・手数料）

- 1.本会員は、有効期限月の3ヵ月後の当行が指定する日に、当行に対し、当行が通知または公表する年会費を毎年支払うものとします。なお、当行もしくはJCBの責に帰すべき事由によらない退会の場合、または会員資格を喪失した場合、すでにお支払い済みの年会費はお返ししません。
- 2.当行は、預金口座から年会費相当額を引き落とす方法により、本会員から年会費の支払いを受けます。ただし、預金口座の残高が不足する場合、本会員は、当行所定の方法により年会費を支払うものとします。
- 3.本会員は、第3条第1項に規定する場合のほか、本会員がデビットカードを利用する場合、またはデビット取引に付随して当行が提供する各種サービスを利用する場合、当該サービスの内容によっては、当行が通知または公表する手数料を支払わなければならないものとします。手数料の支払方法については第2項が準用されます。

## 第9条（届出事項の変更）

- 1.本会員が両社に届け出た氏名、住所、電話番号、Eメールアドレス、勤務先、職業、国籍、在留情報（会員が外国人である場合の在留資格、在留期間等をいう。）等（以下「届出事項」という。）について変更があった場合には、両社所定の方法により遅滞なく両社に届け出なければなりません。また、両社が会員に対して、会員の届出内容（変更に関する内容を含む。）を証する資料の提出を求めた場合には、会員はこれを提出しなければなりません。
- 2.前項の変更届出がなされていない場合といえども、両社は、それぞれ適法かつ適正な方法により取得した個人情報その他の情報により、届出事項に変更があると合理的に判断したときは、当該変更内容に係る前項の変更届出があったものとして取り扱うことがあります。なお、本会員は、両社の当該取り扱いにつき異議を述べないものとします。また、本会員は、両社が届出事項の変更の有無の確認を求めた場合には、これに従うものとします。
- 3.第1項の届け出がないため、当行からの通知または送付書類その他のものが延着または到着しなかった場合といえども、通常到着すべきときに到着したものとみなします。ただし、第1項の変更の届け出を行わなかったことについて、本会員にやむを得ない事情がある場合はこの限りではないものとします。

## 第10条（取引時確認等）

- 1.犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認（本人特定事項等の確認をいう。）が当行所定の期間内に完了しない場合、その他同法に基づき必要と当行が判断した場合は、当行は入会を断ること、カード利用を制限することおよび会員資格を喪失させることがあります。
- 2.両社は、会員が入会した後、会員が両社に申告または届け出た情報等やカード利用に関する具体的な取引の内容等を適切に把握するため、会員に対して各種確認や資料の提出を求める場合があります。この場合、会員は正当な理由なく、両社の求めに応じることを拒絶または遅延してはならないものとします。

## 第11条（反社会的勢力の排除）

- 1.会員および入会を申し込まれた方（以下併せて「会員等」という。）は、暴力団、暴力団員および暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業に属する者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁の対

象として指定する者（以下、上記の9者を総称して「暴力団員等」という。）、暴力団員等の共生者、その他これらに準ずる者（以下、上記のすべてを総称して「反社会的勢力」という。）のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと、および自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて両社の信用を毀損し、または両社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行わないことを確約するものとします。

2. 当行は、会員等が前項の規定に違反している疑いがあると認められた場合には、会員等によるカードの入会申込みを謝絶し、本規約に基づくカードの利用を一時的に停止し、その他必要な措置をとることができるものとします。カードの利用を一時停止した場合には、会員等は、当行が利用再開を認めるまでの間、デビットカード利用を行うことができないものとします。また、当行は、会員が前項の規定に違反していると認められた場合には、第28条第3項(6)(7)の規定に基づき会員資格を喪失させます。
3. 前項の適用により、会員等に損害等が生じた場合でも、会員等は当該損害等について両社に請求をしないものとします。
4. 第1項に定める「暴力団員等の共生者」とは、以下のいずれかに該当する者をいいます。
  - (1) 暴力団員等が、経営を支配していると認められる関係を有する者
  - (2) 暴力団員等が、経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
  - (3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者
  - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者
  - (5) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
  - (6) その他暴力団員等の資金獲得活動に乗じ、または暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者

## 第11条の2（マネー・ローンダリング等の禁止）

本会員は、マネー・ローンダリング、反社会的勢力（テロリストを含む。）に対して資金供与等を行うこと、または経済制裁関係法令その他の法令もしくは国際的な規制に抵触する行為（以下、これらを総称して「マネー・ローンダリング等」という。）を遂

行する目的で、またはマネー・ローンダリング等を遂行する手段として、カードを利用してはならないものとします。

## 第12条（業務委託）

本会員は、当行が代金決済事務その他の事務等をJCBまたは株式会社札幌北洋カードまたは、当行が必要と認める第三者に業務委託することを予め承認するものとします。

## 第2章 個人情報の取扱い

### 第13条（個人情報の収集、保有、利用、預託）

- 1.本会員等は、両社が本会員等の個人情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。
- (1)本契約（本申し込みを含む。以下同じ。）を含む当行もしくはJCBまたは両社との取引に関する判断および入会後の管理のために、以下の①②③④⑤⑥⑦⑧⑨の個人情報を収集、利用すること。
- ①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号（ショートメッセージサービスの送信先番号を兼ねる）、勤務先、職業、Eメールアドレス等、本会員等が入会申込時および第9条等に基づき入会後に届け出た事項。
- ②入会申込日、入会承認日、有効期限、本会員等と両社との契約内容に関する事項。
- ③本会員のカードの利用内容、支払い状況、お問い合わせ内容およびカードの利用可否判断や立替払代金回収その他入会後の管理において両社が知り得た事項。
- ④本会員等が入会申込時および入会後に届け出た収入・負債・家族構成等、当行またはJCBが収集したデビットカード利用・支払履歴。
- ⑤犯罪による収益の移転防止に関する法律で定める本人確認書類等の記載事項または本会員等が当行に提出した本人確認書類等の記載事項。
- ⑥当行またはJCBが適正かつ適法な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項（公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、①②③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。）。
- ⑦電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報。
- ⑧インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、本会員が加盟店における購入画面等を入力した氏名、Eメールアドレス、電話番号、商品等送付先住所および請求先住所等の取引情報（以下「オンライン取引情報」という。）。

- ⑨インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、本会員が当該オンライン取引の際に使用したパソコン、スマートフォンおよびタブレット端末機等の機器に関する情報（OSの種類・言語、IPアドレス、位置情報、端末識別番号等）（以下「デバイス情報」という。）。
- (2)以下の目的のために、前号①②③④の個人情報を利用すること。ただし、本会員が本号③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または本号④に定める営業案内等について当行またはJCBに中止を申し出た場合、両社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。なお、中止の申し出は本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。
- ①カードの機能、付帯サービス等の提供。
- ②当行の預金事業、貸付事業、JCBのクレジットカード事業、およびその他の当行もしくはJCBまたは両社の事業（当行またはJCBの定款記載の事業をいう。以下「両社事業」という場合において同じ。）における取引上の判断（本会員等による加盟店申込み審査および本会員等の家族または親族との取引上の判断を含む。）。
- ③両社事業における新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査。
- ④両社事業における宣伝物の送付、または電話・Eメールその他の通信手段等の方法による、当行、JCBまたは加盟店その他の営業案内、および貸付の契約に関する勧誘。
- ⑤刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査関係事項照会その他各種法令に基づき公的機関・公的団体等から提出を求められた場合の公的機関・公的団体等への提供。
- (3)本契約に基づく当行またはJCBの業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、本項(1)①②③④⑤⑥⑦⑧⑨の個人情報を当該業務委託先に預託すること。
- (4)割賦販売法に基づき第三者によるカード番号の不正利用の防止を図る業務を行うため、インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、オンライン取引情報とデバイス情報に含まれる本項(1)⑧⑨の個人情報を使用して本人確認を行うこと。なお、当該分析の結果、当該非対面取引が第三者によるカード番号の不正利用である可能性が相対的に高いと判断された取引については、当行は会員らの財産の保護を図るため、追加の本人確認を求めたり、当該非対面取引におけるショッピング利用を拒絶したりする場合があります。両社は当該業務のために、本項(1)⑧⑨の個人情報を不正検知サービスを運営する事業者を提供し、当該事業者から当該事業者が行った

分析結果を受領します。また当該事業者は、会員によるオンライン取引完了後も当該個人情報を個人が直接特定できないような形式に置き換えたうえで一定期間保管し、当該事業者内において、当該事業者が提携する両社以外の組織向けの不正検知サービスにおける分析のためにも当該情報を使用します。詳細については、JCBホームページ内のJ/Secure(TM)サービスに関する案内にて確認できます。

- 2.本会員等は、当行、JCBおよびJCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社が、与信判断および与信後の管理、その他自己との取引上の判断のため、第1項(1)①②③④の個人情報を共同利用することに同意します。(JCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社は次のホームページにて確認できます。<https://www.jcb.co.jp/r/riyou/>) なお、本項に基づく共同利用に係る個人情報の管理について責任を有する者はJCBとなります。
- 3.本会員等は、当行またはJCBが個人情報の提供に関する契約を締結した提携会社（以下「共同利用会社」という。）が、共同利用会社のサービス提供等のため、第1項(1)①②③の個人情報を共同利用することに同意します。(共同利用会社および利用目的は次のホームページにて確認できます。<https://www.jcb.co.jp/r/riyou/>) なお、本項に基づく共同利用に係る個人情報の管理について責任を有する者はJCBとなります。

#### 第14条（個人情報の開示、訂正、削除）

- 1.本会員等は、当行、JCBおよびJCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社、および共同利用会社に対して、当該会社がそれぞれ保有する自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。なお、開示請求は以下に連絡するものとします。
  - (1)当行に対する開示請求：本規約末尾に記載の当行相談窓口へ
  - (2)JCBまたはJCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社および共同利用会社に対する開示請求：本規約末尾に記載のJCB相談窓口へ
- 2.万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、両社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

#### 第15条（個人情報の取り扱いに関する不同意）

両社は、本会員等が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または本章に定める個人情報の取り扱いについて承諾できない場合は、入会を断ることや、退会の手続きをとることがあります。ただし、第13条第1項(2)③に定める市場調査を目的と

したアンケート用の書面その他の媒体の送付または同④に定める  
当行、JCBまたは加盟店等の営業案内等に対する中止の申し出が  
あっても、入会を断ることや退会の手続きをとることはありません  
(本条に関する申し出は本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡す  
るものとします。)

### 第16条 (契約不成立時および退会後の個人情報の利用)

- 1.両社が入会を承認しない場合であっても入会申込をした事実  
は、承認をしない理由のいかんにかかわらず、第13条に定め  
る目的 (ただし、第13条第1項(2)③に定める市場調査を目的と  
したアンケート用の書面その他の媒体の送付および同④に定め  
る当行、JCBまたは加盟店等の営業案内等を除く。)に基づき  
一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。
- 2.第28条に定める退会の申し出または会員資格の喪失後も、第  
13条に定める目的 (ただし、第13条第1項(2)③に定める市場  
調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付およ  
び同④に定める当行、JCBまたは加盟店等の営業案内等を除  
く。) および開示請求等に必要な範囲で、法令等または両社が  
定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。

## 第3章 デビットショッピング、

### 海外現地通貨引き出しサービス、お支払い方法その他

#### 第17条 (デビット取引の利用限度額)

- 1.本会員は、個々のデビット取引にあたっての保留額 (第20条  
第3項に定める金額をいう。以下同じ。) が(1)と(2)のいずれか  
低い金額を超えない限度において、かつ一定期間の保留額の合  
計金額が(3)と(4)のうちいずれか低い金額を超えない限度におい  
てデビット取引を行うことができます。なお、本会員が行った  
デビット取引の中に第20条第7項もしくは第22条第1項に該当  
する取引があった場合、または第20条第6項に定める売上確定  
情報に記載された売買取引等債務相当額が保留額を上回るデビ  
ット取引があった場合等は、以下の各号の限度を超えて、デビ  
ット取引が成立する場合があることを、本会員は了承するもの  
とします。
  - (1)預金口座の預金残高 (総合口座取引規定に基づく当座貸越を加  
えた金額とします。ただし、カードローンは除きます。また、  
第24条に定める海外現地通貨引き出しサービスの利用に関し  
ては、総合口座取引規定に基づく当座貸越を利用した引き出し  
はできません。)
  - (2)一回当たりの利用限度額 (当行が当該限度額を定め、または当

- 行が定めた金額の範囲内において本会員が当該限度額を指定し、当行が承認した場合に限る。)
- (3)一日当たりの利用限度額（当行が定めた金額、または当行が定めた金額の範囲内において本会員が指定し、当行が承認した金額をいう。）
  - (4)一ヶ月当たりの利用限度額（当行が当該限度額を定め、または当行が定めた金額の範囲内において本会員が当該限度額を指定し、当行が承認した場合に限る。）
- 2.前項(3)(4)に定める「一日」とは午前0時から起算した24時間をいい、「一ヶ月」とは毎月16日から翌月15日までの1ヶ月間をいいます。いずれも日本時間によります。
  - 3.当行は、犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が不十分として犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令において指定された特定の国または地域において、また、同施行令において厳格な取引時確認の対象とされている外国PEPs（外国の元首その他、外国の重要な公的地位にある者およびその家族等として、同施行令において定められている者をいう。以下同じ。）に対して、カードの利用を制限することができるものとします。

## 第18条（デビットショッピングの利用）

- 1.本会員は、JCB、JCBの提携会社およびJCBの関係会社の認める国内および国外のJCBカードの取扱加盟店（以下「加盟店」という。）において、本条第2項から第5項に定める方法または両社が特に認める方法により、本条その他両社所定の定めに従い、本会員と加盟店との間で直接現金決済を行わずに、加盟店に対する支払いを当行に対して委託することにより、加盟店から商品もしくは権利を購入し、または役務の提供等を受けることができます（以下「デビットショッピング利用」という。）。本会員が加盟店においてカードを利用したことにより、本会員の加盟店に対する支払いにつき、第20条第3項に基づき、本会員が当行に対して弁済委託を行ったものとみなし、当行は、本会員の預金口座から引き落としを行った上で、自らまたは第三者を介して、加盟店に対して、本会員に代わって立替払いを行います。
- 2.本会員は加盟店の店頭（自動精算機の場合を含む。）において、JCB所定の方法により、カードを提示し、または非接触ICカード等を所定の機器にかざし、加盟店の指示に従って、原則として加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力することによりデビットショッピング利用を行うことができます。なお、JCBが認める場合には、加盟店に設置されている端末機への暗

証番号の入力にかえて、カードの署名と同じ署名を行うこと、またはその他の所定の手続きを行うことにより、端末機への暗証番号の入力を省略して、デビットショッピング利用ができることがあります。但し、JCBカードの取扱加盟店（次項から第5項の加盟店を含む。）のうち、両社が定める一部の加盟店では、デビットショッピング利用ができません。

3. インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引その他両社が特に認めた取引を行う加盟店においては、本会員は、加盟店所定の方法で、カード番号等を送信もしくはは通知する方法により、または当該方法に加えてセキュリティコードもしくはJ/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードを送信する方法その他両社が別に定める方法により、ショッピング利用を行うことができます。この場合、本会員はカードの提示および暗証番号の入力を省略することができます。
4. 両社が特に認めたホテル・レンタカー等の加盟店における取引については、予め本会員が加盟店との間で合意している場合には、本会員は、デビットショッピング利用代金額の一部についてのみ、加盟店に対してカードの提示、暗証番号の入力または売上票への署名等（以下「暗証番号入力等」という。）を行い、残額（暗証番号入力等を行った後、利用が判明した代金を含む。）についてはカードの提示、暗証番号入力等を省略することができます。
5. 通信料金等両社所定の継続的役務については、本会員がカード番号等を事前に加盟店（以下「登録型加盟店」という。）に登録する方法により、当該役務の提供を継続的に受けることができます。本会員は、加盟店に登録したカード番号等に変更があった場合ならびに退会または会員資格喪失等に至った場合、加盟店に当該変更、退会または会員資格喪失等を申し出るものとし、なお、上記の事由が生じた場合には、当行またはJCBが本会員に代わって当該変更、退会または会員資格喪失等の情報を加盟店に対し通知する必要があることを本会員は予め承認するものとし、また、本会員に退会または会員資格喪失等の通知がなされた後であっても、当該加盟店におけるカード利用について、本会員は第28条第1項なお書きおよび第28条第3項に従い、支払義務を負うものとし、また、本会員の預金口座の残高不足等により第20条第2項に基づくデビット取引が連続して成立しなかった場合、当行またはJCBは、本会員に対して通知することなく、登録型加盟店に対し、本会員が登録したカード番号等の登録解除を求め、当該求めに応じて登録型加盟店がカード番号等の登録を解除する必要があることを本会員は予め承認するものとし、

6. 本会員のデビットショッピング利用に際しては、加盟店が当該利用につき当行に対して照会を行うことにより当行の承認を得る必要があります。ただし、利用金額、購入する商品・権利および提供を受ける役務の種類によってはこの限りではありません。
7. デビットショッピング利用のためにカード(カード情報を含む。以下本項において同じ。)が加盟店に提示または通知された際、カードの第三者による不正利用を防止する目的のために、当行は以下の対応をとることができます。
  - (1) 当行は、事前または事後に、電話等の方法により直接または加盟店を通じて本会員本人の利用であることを確認する場合があります。
  - (2) 当行が当該加盟店より依頼を受けた場合、当行において本会員のカード番号・氏名・住所・電話番号その他当該デビットショッピング利用の申込者が加盟店に届け出た情報と本会員が当行に届け出ている個人情報を照合し、一致の有無を当該加盟店に対して回答する場合があります。
  - (3) カードの第三者による不正利用の可能性があると当行が判断した場合、本会員への事前通知なしにカードのご利用を保留または断る場合があります。
  - (4) デビットショッピング利用の申込者に対して、セキュリティコードまたはJ/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードの入力その他両社が別に定める本人認証手続きを求める場合があります。申込者がセキュリティコードまたは同規定に定めるパスワードを誤って入力した場合、その他両社が別に定める本人認証手続きに失敗した場合、本会員によるカードの利用を一定期間制限することがあります。
8. 本会員は、現金を取得することを目的として商品・権利の購入または役務の提供などにカードを利用すること(以下「現金化」という。)はできません。なお、現金化には以下の方式等がありますが、現金を取得することを目的とするデビットショッピング利用である限り、方式のいかんにかかわらず、禁止の対象となります。
  - (1) 商品・権利の購入、役務の提供の対価として、合理的な金額以上の対価を、カードを利用して支払い、加盟店等から現金または現金に類似するものの交付を受ける方式。
  - (2) 商品・権利等を購入し、その対価を、カードを利用して支払ったうえで、当該商品・権利等を当該商品・権利等を購入した加盟店その他の第三者に有償で譲渡する方式。
  - (3) 現行紙幣もしくは貨幣、またはこれらが含まれる商品等をカードを利用して購入する方式

9. 貴金属、金券類、プリペイドカード等の前払式支払手段、現金類似物・現金等価物（疑似通貨、回数券等を含むが、これらに限らない。）、パソコン等の一部の商品の購入および電子マネーの入金等については、第17条に定める金額の範囲内であったとしても、本会員のデビットショッピング利用が制限され、カードを利用できない場合があります。
10. 本会員は、当行が別途公表する日または時間帯は、デビットショッピングを利用することができません。なお、当行が別途公表する日または時間帯は、日本時間となります。

### 第19条（立替払いの委託）

1. 本会員は、前条第1項および次条第3項の定めのとおり、加盟店においてカードを利用したことにより、当行に対して弁済委託を行ったこととなります。本会員は、当行が本会員からの委託に基づき、本会員の加盟店に対する支払いを代わりに行うために、以下の方法をとることについて、予め異議なく承諾するものとします。なお、加盟店への立替払いに際しては、JCBが認めた第三者を経由する場合があります。
  - (1) 当行が加盟店に対して立替払いすること。
  - (2) JCBが加盟店に対して立替払いしたうえで、当行がJCBに対して立替払いすること。
  - (3) JCBの提携会社が加盟店に対して立替払いしたうえで、当行が当該JCBの提携会社に対して立替払いすること。
  - (4) JCBの関係会社が加盟店に対して立替払いしたうえで、JCBが当該JCBの関係会社に対して立替払いし、さらに当行がJCBに対して立替払いすること。
2. 商品の所有権は、当行が加盟店、JCBまたはJCBの提携会社に対して支払いをしたときに当行に移転し、デビットショッピング利用代金の全額を当行が預金口座から引き落とすまで当行に留保されることを、本会員は承認するものとします。
3. 本会員は、本会員がデビットショッピング利用を行った場合、第1項における当行、JCB、JCBの提携会社、JCBの関係会社または加盟店の各間の支払いの有無にかかわらず、当該デビットショッピング利用金額を第20条または第22条に定めるとおり当行に支払うものとします。

### 第20条（JCBデビットカード取引の決済方法）

1. 本会員が、第18条第2項から第4項に基づき、加盟店においてカードを提示し、または加盟店にカード情報を送信するなどして、加盟店と商品・権利の売買取引または役務の提供取引（以下「売買取引等」という。）を行った場合、加盟店等が本会員

のカード情報・デビット取引金額等を当行にオンラインまたは所定の方法を通じて送付し、当行と加盟店等を結ぶ端末機またはコンピュータに取引承認を表す電文が表示されたこと、または所定の方法で取引承認の通知がなされたことを停止条件としてデビット取引が成立するものとします。

2. 本会員が、第18条第5項に基づき、カード情報を事前に登録型加盟店に登録する方法により、通信サービス料金、その他継続的に発生する各種利用代金のデビット取引を行おうとする場合、登録型加盟店が、本会員に対する請求金額が確定する都度、本会員のカード情報・デビット取引金額等を当行にオンラインまたは所定の方法を通じて送付し、当行と登録型加盟店等を結ぶ端末機またはコンピュータに取引承認を表す電文が表示されたこと、または当該売上確定情報が当行に到着したことを停止条件として、デビット取引が成立するものとします。この場合、本会員と登録型加盟店との間の契約に基づく、本会員の登録型加盟店に対する債務の支払期限が到来する前に次項に定める保留手続きがなされる場合があることを、本会員はあらかじめ承諾するものとします。
3. 第1項または第2項の定めに従い、デビット取引が成立した場合、当該時点をもって、本会員から当行に対して売買取引等債務相当額の預金引落しの指示および当該引落預金による売買取引等債務の弁済委託がなされたものとみなし、加盟店等から当行に送信されるデビット取引の利用情報（以下「利用情報」といいます。）に基づき、利用情報に記載された金額を、遅滞なく預金口座から引き落とします。（以下この手続きを「保留手続き」、保留手続きにより引き落とされた金額を「保留額」といいます。）
4. 前項に定める保留手続きについては、「総合口座規定」および「普通預金規定」に定める本人確認手続きおよび預金払戻し手続、並びに「キャッシュカード規定」に定めるキャッシュカード用の暗証番号の入力は不要とします。
5. 第3項に定める保留手続きについて、加盟店等との通信事情等により利用情報の到達が遅れた場合、当行は、当該利用情報が当行に到達した後に保留手続きを行うものとします。
6. 第3項に定める保留手続きがなされた後、加盟店等からデビット取引に伴う売上確定情報（以下「売上確定情報」といいます。）が当行に到達したときは、当行は、保留額をもって、当該売上確定情報に記載された売買取引等債務相当額を、第19条に規定する方法により立替払いします。到達した売上確定情報に基づく売買取引等債務相当額が利用情報に基づいて保留手続きを行った際の保留額を下回っていた場合、その差額相当額は預金

口座に返金するものとし、この場合、返金額に利息は付与しません。また、到達した売上確定情報に基づく売買取引等債務相当額が利用情報に基づいて保留手続きを行った際の保留額を上回っていた場合の処理は第22条第2項の定めによるものとします。

7. 加盟店等との通信事情等により利用情報が到達せず、売上確定情報のみが到達した場合、当行は当該売上確定情報が到達した後に売上確定情報に記載された売買取引等債務相当額を預金口座から引き落としした上で、第19条に規定する方法により立替払いします。ただし、本会員の預金口座の預金残高（総合口座取引規定に基づく当座貸越を加えた金額とします。ただし、カードローンは除きます。また、第24条に定める海外現地通貨引き出しサービスの利用に関しては、総合口座取引規定に基づく当座貸越を利用した引き出しはできません。）が売上確定情報に基づく売買取引等債務相当額を下回っていた場合の処理は、第22条第3項によるものとします。
8. 当行が保留手続きにより保留額を引き落としした後に、または当行が前項、第22条1項もしくは同条第2項に基づき本会員から売買取引等債務相当額の全部もしくは一部の支払いを受けた後に、本会員が返品・解約等によりデビット取引をキャンセルした場合、加盟店がデビット取引を取り消す処理を当行所定の方法により行った場合に限り、当行は後日、所定の手続きにより保留額または本会員から支払いを受けた金額（以下、併せて「受領済金額」といいます。）を本会員の預金口座に返金します。この場合において、加盟店からデビット取引のキャンセル（以下「キャンセル取引」といいます。）にかかる利用情報（以下「マイナス利用情報」といいます。）が当行所定の方法により当行に送信された場合、当行はマイナス利用情報を受信した時点で、マイナス利用情報に基づき受領済金額を暫定的に返金する場合があります（マイナス利用情報に基づき返金した金額を「暫定返金額」といいます。）。但し、本会員と当行との間のキャンセル取引にかかる最終的な精算は、加盟店から当行所定の方法により当行に送信されたキャンセル取引にかかる売上確定情報（以下「マイナス売上確定情報」といいます。）に基づき行われるものとし、暫定返金額とマイナス売上確定情報の金額との間に差額がある場合には、当行所定の方法で当該差額の精算が行われるものとし、なお、加盟店がマイナス利用情報を送信してから当行所定の期間内にマイナス売上確定情報を送信しなかった場合（当行に送信されたマイナス売上確定情報が当該キャンセル取引にかかる情報であると当行が確認できなかった場合を含みます。）には、キャンセル取引はなかったものとみな

され、当行は、暫定返金額の全額を預金口座から再度引き落とします。

9. 保留手続き完了後、当行が第19条に規定する方法による立替払いを行うまでの間、当行が特に必要と認めた場合、本会員の申出に基づき、または当行の判断で、保留額を本会員の預金口座に返金する場合があります。
10. 保留手続き完了後、加盟店等から売上確定情報が到達しない場合、当行は一定期間経過後、保留額を本会員の預金口座に返金します。ただし、その後加盟店等から売上確定情報が到達した場合は、第7項が準用されます。

## 第21条（海外利用代金の決済レート等）

1. 本会員が国外でカードを利用した場合等の本会員の外貨建債務については、売上確定情報に基づきJCBの関係会社が加盟店等に第19条にかかる代金等の支払処理を行った時点（本会員がカードを利用した日とは原則として異なります。）の当行が定める換算レートおよび換算方法に基づき、円換算した円貨により、本会員は当行に対する債務を負担するものとします。
2. 当行は、利用情報がJCBに到着した時点における当行が定める換算レートに従って換算された金額をもって保留手続きを行い、その後、売上確定情報を前項に従って円換算された売買取引等債務相当額をもって、第20条第6項の規定に基づく処理を行います。
3. 本会員が国外でカードを利用した場合において、JCBの関係会社が加盟店等に第19条にかかる代金等を支払った後に、本会員と加盟店間のカード利用にかかる契約が解除された場合等、当行が本会員へ返金を行う場合は、原則として、JCBの関係会社が加盟店との間で第19条にかかる手続きの解除を行った時点（本会員が加盟店との間で当該解除等にかかる手続きを行った日とは異なることがあります。）の当行が定める換算レートおよび換算方法により、円換算した円貨によるものとします。
4. 本会員が国外で付加価値税（VAT）返金制度を利用した場合において、当行が本会員へ返金を行う際の換算レートおよび換算方法は、JCBの関係会社が付加価値税（VAT）返金制度取扱免税会社との間で当該返金にかかる手続きを行った時点（本会員が付加価値税（VAT）返金制度を利用した日またはカードを利用した日とは異なります。）の当行が定める換算レートおよび換算方法により、円換算した円貨によるものとします。なお、本会員が第6項に基づき円貨建のデビットショッピング利用代金額を選択した場合であっても、当行が本項に基づき本会員へ返金を行う金額は、外貨建ての返金額を本項および次項

に基づき円換算した金額となり、加盟店が本会員に対して円貨建のデビットショッピング利用代金額を提示する際に適用した換算レートは適用されません。

5. 第1項から第4項の換算レートは、原則として、JCB指定金融機関等が指定した基準レート（JCBが別途公表します。）に当行が指定した料率（当行が別途公表します。）を加算したものとします。なお、一部の航空会社その他の加盟店におけるカード利用の場合には、当該加盟店の都合により一旦異なる通貨に換算された上、当行が定める換算レートおよび換算方法により円換算することがあります。
6. 本会員が国外でカードを利用した場合であっても、本会員が加盟店において、外貨建のデビットショッピング利用代金額のほか、または外貨建のデビットショッピング利用代金額に代えて、円貨建のデビットショッピング利用代金額の提示を受けて、本会員が円貨建のデビットショッピング利用代金額を選択した場合には、本会員が加盟店において提示を受けた円貨建の金額がデビットショッピング利用代金額となります。この場合、第1項から第3項および第5項の適用はありません。なお、加盟店が本会員に対して円貨建のデビットショッピング利用代金額を提示する際に適用される、外貨から円貨への換算レートは、各加盟店が独自に定めるレートであり、当行が定める換算レートとは異なります。（但し、第4項に基づく返金時のみ、第5項は適用されます。）

## 第22条（預金口座の残高不足等によるデビット取引の決済不能等）

1. JCBカード取引システムの休止時間中に到達した利用情報の売買取引等債務額が、JCBカード取引システム稼働後に保留手続きを行う際の預金口座の預金残高（総合口座取引規定に基づく当座貸越を加えた金額とします。ただし、カードローンは除きます。また、第24条に定める海外現地通貨引き出しサービスの利用に関しては、総合口座取引規定に基づく当座貸越を利用した引き出しはできません。）を上回っていた場合、当行は、当該利用情報に基づく保留手続きを行わず、売上確定情報に記載された売買取引等債務相当額の全額を第19条に規定する方法により立替払いするとともに、この旨を本会員に連絡し、本会員に対し、売買取引等債務相当額全額の弁済を請求するものとし、本会員は当該支払代金の全額を速やかに弁済しなければならないものとします。
2. 加盟店等の売上処理手続き等の理由から、到達した売上確定情報に基づく売買取引等債務相当額が利用情報に基づく保留額を

上回っていた場合、当行は、保留手続きにより預金口座から引き落としした保留額とは別に、当該売買取引等債務相当額と当該保留額との差額（以下「追加引落額」という。）を預金口座から引き落とし、売上確定情報に基づく売買取引等債務相当額の全額（保留額と追加引落額の合計金額）を加盟店等に支払います。この際に、預金口座の預金残高（総合口座取引規定に基づく当座貸越を加えた金額とします。ただし、カードローンは除きます。また、第24条に定める海外現地通貨引き出しサービスの利用に関しては、総合口座取引規定に基づく当座貸越を利用した引き出しはできません。）が、追加引落額を下回っていた場合、当行は、この旨を本会員に連絡し、本会員に対し、追加引落額の全額の弁済を請求するものとし、本会員は追加引落額の全額を速やかに弁済しなければならないものとし、

3. 第20条第7項に定める場合において、預金口座の預金残高（総合口座取引規定に基づく当座貸越を加えた金額とします。ただし、カードローンは除きます。また、第24条に定める海外現地通貨引き出しサービスの利用に関しては、総合口座取引規定に基づく当座貸越を利用した引き出しはできません。）が売上確定情報に基づく売買取引等債務相当額を下回っていた場合、当行は、この旨を本会員に連絡し、本会員に対し、売買取引等債務相当額の全額の弁済を請求するものとし、本会員は当該支払代金の全額を速やかに弁済しなければならないものとし、
4. 前各項の定めるところにより、本会員の当行に対する立替金債務が発生した場合、その他デビットカード利用により本会員の当行に対する債務が発生した場合、本会員からの弁済金の充当順位は、当行が任意に決定することができるものとし、

## 第23条（本会員と加盟店との間の紛議等）

1. 当行は、カードの機能として、本会員が現金決済によらずに商品・権利を購入し、または役務の提供を受けることができる加盟店網を会員に対して提供しているものです。本会員は、加盟店において商品・権利を購入し、または役務の提供を受けるにあたっては、自己の判断と責任において、加盟店との契約を締結するものとし、
2. 本会員は、加盟店から購入した商品、権利または提供を受けた役務に関する紛議、その他加盟店との間で生じた紛議について、当該加盟店との間で自ら解決するものとし、
3. 当行が本会員と加盟店との紛議に関して必要な調査を実施する場合、本会員に対して帳票の提出、事実関係の聴取等その他の協力を求めた場合、本会員はこれに協力するものとし、

## 第24条（海外現地通貨引き出しサービスの利用）

- 1.本会員は、JCBと提携する国外金融機関等のCD・ATMで現地通貨等の引き出しを行うことができます。その場合、本会員は当行に対し、当行所定の金融機関利用料を支払うものとします。なお、CD・ATMの機種や設置地域、店舗等により、利用できない取引があり、また、CD・ATMの設置店舗の営業時間やシステム保守等により、利用できない時間帯があります。
- 2.前項の場合、当行は、本会員がCD・ATMから引き出した現地通貨を円換算した金額に金融機関利用料を加算し、預金口座から引き落としします。また、この場合、第21条の規定が準用されます。
- 3.本会員は、当行が別途公表する日または時間帯は、海外現地通貨引き出しサービスを利用することができません。なお、当行が別途公表する日または時間帯は、日本時間となります。
- 4.海外現地通貨引き出しサービスの利用のために、カードを利用してCD・ATMが操作された際等、カードまたはカード情報の第三者による不正利用を防止する目的のために、当行は以下の対応をとることができます。
  - (1)当行は、事前または事後に、電話等の方法により本会員本人の利用であることを確認する場合があります。
  - (2)カードの第三者による不正利用の可能性があると当行が判断した場合、本会員への事前通知なしにカードの利用を保留また断る場合があります。

## 第25条（明細）

- 1.本会員は、別途、両社の定める「MyJCB利用者規定」、「MyJチェック利用者規定」および「MyJチェック利用者規定にかかる特則」に基づき、WEBサイト上で、デビット取引の利用履歴を閲覧することができます。本会員は、WEBサイト上で利用履歴を閲覧できるか否かにかかわらず、両社が本会員のデビット取引に関する利用明細書を発行しないことを、あらかじめ承認するものとします。
- 2.当行は、デビット取引が行われた際に、会員に対して「MyJCB利用者規定」に付随する「JCBデビット会員向け特則」第3条（デビットショッピング利用時等の通知）に基づきEメールで通知を行います。当行が本会員に対して当該Eメールを送信したときは、本会員は速やかに通知の内容が、本会員および家族会員のカード利用の内容と整合していないものがないか、また本会員および家族会員以外の第三者によるカード利用が含まれていないか、WEBサイト上で利用履歴を閲覧するなどして確認するものとし、それらの事由があった場合には、直ちに当行に対

して届け出るものとしします。

- 3.本会員は、前項に定める通知を受信できるように、両社に届け出たEメールアドレスを常に最新かつ受信可能な状態にしなければなりません。

## 第26条（遅延損害金）

- 1.本会員が、本会員のデビットカード利用に基づき、当行が指定する期日までに当行に対して支払うべき債務を履行しなかった場合には、支払うべき金額に対しその翌日から完済に至るまで、年14.6%の利率を乗じた遅延損害金を支払うものとしします。
- 2.本規約に基づく利率の計算方法については、別途定める場合を除き、1年を365日（うるう年は366日）とする日割方式とします。

## 第27条（債権譲渡）

当行は、当行が必要と認めた場合、当行が本会員に対して有するデビットカード利用に係る債権を第三者に譲渡すること、または担保に入れることがあります。

## 第27条の2（取引の制限等）

当行は、以下の各号のいずれかに該当する場合、当行が必要と判断する期間、会員のカード利用（デビットショッピング利用、海外現地通貨引き出しサービスの利用を含むが、それらに限らない。以下同じ。）を停止し、または制限する場合があります。なお、(1)の理由によりカード利用を停止または制限する場合、本会員のその後の支払状況にかかわらず、当行が定める一定期間、当該停止または制限を継続する場合があります。

- (1)第22条に定める本会員の当行に対する債務が当行の指定する日に支払われなかった場合、その他本会員の当行に対する一切の債務の全部または一部について延滞が発生している場合
- (2)前号のほか、会員のカードの利用状況および本会員の信用状況等により会員のカード利用が適当でないと当行が判断した場合
- (3)会員が第11条の2に違反しているか、または違反しているおそれがあると当行が判断した場合
- (4)会員が第9条第1項第2文に基づく資料の提出に応じなかった場合、あるいは第10条第2項に基づく両社の求めに対して、回答を拒絶もしくは遅延し、または十分な回答を行わなかった場合
- (5)会員が在留期間（出入国管理及び難民認定法に基づく在留期間をいう。以下同じ。）の定めのある外国人である場合であって、会員の届出によって当行が確認できる在留期間の満了日が経過した場合

- (6)前各号のほか、会員が本規約に違反し、もしくは違反するおそれがある場合、その他会員のカード利用が適切でないときと当行が合理的に判断した場合

## 第28条（退会および会員資格の喪失等）

- 1.本会員は、両社所定の方法により退会を申し出ることができません。この場合、当行の指示に従って直ちにカードを返還するか、カードに切り込みを入れて破棄しなければならないものとし、当行に対する残債務全額を完済したときをもって退会となります。なお、本会員は、本規約に基づき当行に対して負担する債務については、退会の申し出後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとしします。
- 2.当行が第2条、第3条または第6条に基づき送付したカードについて、本会員が相当期間内に受領しない場合には、両社は本会員が退会の申し出を行ったものとして取り扱うものとしします。
- 3.本会員は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(5)、(12)、(13)においては当然に、(2)においては相当期間を定めた当行からの通知、催告後に是正されない場合、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)、(11)においては当行が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。また、本会員は、本規約に基づき当行に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとしします。なお、本会員は、本会員が会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとしします。
  - (1)本会員が入会時に虚偽の申告をしたことが判明したとき。
  - (2)本会員が第22条に定める債務等、当行に対する債務の弁済を怠ったとき、その他本会員が本規約に違反したとき。
  - (3)本会員が本規約に違反し、当該違反が重大な違反にあたる時。
  - (4)本会員によるカードの利用状況が適当でないときと当行が判断したとき。
  - (5)当行が更新カードを発行しないで、カードの有効期限が経過したとき。
  - (6)本会員が反社会的勢力に該当することが判明したとき。
  - (7)本会員が、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて両社の信用を毀損し、または両社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行ったとき。
  - (8)会員が自らまたは第三者を利用して、当行、JCBまたは両社の委託先の役員または従業員（以下、総称して「役職員」という。）に対して、以下の①から⑤のいずれかの行為をしたとき。



他人にカードまたはカード番号等を使用された場合（モバイル端末等にカード番号等を登録するなどして、当該モバイル端末などが決済手段として使用された場合等を含む。）、それらのカードの利用代金は本会員の負担とします。

2. 前項にかかわらず、会員が自己の意思によらずしてカードの占有を喪失した場合（紛失または盗難による場合をいう。）、会員がカードの紛失または盗難の事実またはそのおそれがあることを知ったときから直ちに（ただし、直ちに通知することが不可能なやむを得ない事情がある場合には、可能な限り速やかに）、当行またはJCBに両社所定の方法によりその事実を通知するとともに、所轄の警察署へ届け出、かつ当行またはJCBの請求により両社所定の紛失・盗難届を当行またはJCBに提出したことを条件として、当行は、当該通知を受けたカードについて、当行またはJCBが通知を受けた日の60日前以降に他人によってカードまたはカード番号等が使用されたものにかかるカード利用代金を免除します。

当行が本会員のカード利用代金を免除する場合、当行は免除の対象となるカード利用にかかる受領済金額を本会員の預金口座に返金しますが、その返金時期は、加盟店等から当行に対して売上確定情報が到達した以降となります。

3. 会員は、カードを盗取した他人、またはカードもしくはカード番号等を使用した他人が会員と面識のある者である場合（ただし、本条に基づき本会員がカード利用代金を負担する場合を除く。）には、当該他人が当行に対して負う損害賠償債務を弁済するよう、当行の求めに応じて最大限の協力をするものとします。
4. 第2項にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、カード利用代金は免除されず、本会員は第1項に基づいて、カード利用代金を当行に支払うものとします。
  - (1) 本会員が第2条に違反したとき。
  - (2) 本会員の家族もしくは親族（同居の有無を問わない。）、同居人等、法定代理人、留守人その他会員の依頼もしくは同意に基づき会員やその家族等の身の回りの世話をする者、またはこれらに準ずる会員の関係者（以下「会員関係者」という。）がカードまたはカード番号等を使用したとき。なお、この場合、会員のカードまたはカード番号等の管理にかかる過失の有無および会員の本規約への違反の有無を問わないものとします。
  - (3) 本会員が類似の過失を繰り返した場合もしくは紛失・盗難の被害を何度も繰り返した場合、他人が立ち入ることのできる場所である等他人がカードを盗取することが困難ではない状況下においてカードを自己の身の回りから離れた場合やこれらに準じ

る場合等、会員または会員関係者の故意または重過失によって紛失、または盗難が生じたとき。

- (4)本会員が当行もしくはJCBの請求する書類を提出しなかったとき、または当行もしくはJCB等の行う被害状況の調査（詳細な状況の確認や証拠物の提出等を含むが、それらに限らない。）に協力しなかったとき。
  - (5)第2項に定める通知、警察署への届け出もしくは両社所定の紛失・盗難届、または本項(4)に定める書類もしくは調査に対する回答の内容等に虚偽が含まれるとき、または重要事項を告知していなかったとき。
  - (6)会員が第3項に違反したとき。
  - (7)カードまたはカード番号等の使用の際、登録された暗証番号またはその他の会員の認証情報（各種のパスワード等をいう。以下同じ。）が使用されたとき（ただし、暗証番号またはその他の認証情報の管理につき、会員に故意または過失が存在しない場合を除く。）。
  - (8)戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失または盗難が生じたとき。
  - (9)その他本規約に違反している状況において紛失または盗難が生じたとき。
- 5.偽造カード（第2条第2項および第3項に基づき当行が発行し当行が本会員本人に貸与するカード以外のカードその他これに類似するものをいう。）の使用に係るカード利用代金については、本会員の負担となりません。
- 6.前項にかかわらず、偽造カードの作出または使用につき、本会員に故意または過失があるときは、当該偽造カードの使用に係るカード利用代金は、本会員の負担とします。
- 7.本会員がカードの紛失・盗難、偽造・変造により他人にカードまたはカード情報を使用された場合、またはそのおそれがある場合、その他事由の如何にかかわらず、当行が必要な調査を実施するにあたり、本会員に対して帳票の提出、事実関係の聴取等その他の協力を求めた場合、本会員はこれに協力するものとします。

## 第29条の2（カード番号等の不正利用）

- 1.カード番号等を紛失し、または盗難もしくは詐取等（以下「紛失・盗難等」という。）されたことにより、他人にカード番号等を使用された場合（モバイル端末等にカード番号等を登録するなどして、当該モバイル端末等が決済手段として使用された場合を含む。）、それらのカード利用代金は本会員の負担とします。
- 2.前項にかかわらず、会員がカード番号等の紛失・盗難等の事実

もしくはカード番号等を他人に不正に使用された事実またはそれらのおそれがあることを知ったときから直ちに（ただし、直ちに通知することが不可能なやむを得ない事情がある場合には、可能な限り速やかに）、当行またはJCBに両社所定の方法によりその事実を通知するとともに、当行またはJCBの請求により両社所定の紛失・盗難等届を当行またはJCBに提出したことを条件として、当行は、当該通知を受けたカード番号等を他人が不正に使用したと認められるもののうち、次項に定める「免責対象カード利用」について、カード利用代金を免除します。当行が本会員のカード利用代金を免除する場合、当行は免除の対象となるカード利用にかかる受領済金額を本会員の預金口座に返金しますが、その返金時期は、加盟店等から当行に対して売上確定情報が到達した以降となります。

3. 他人が会員のカード番号等を不正に使用したカード利用のうち、当該カード利用について、第25条（明細）第2項に基づき当行がデビット取引に関するEメールでの通知を本会員が登録したEメールアドレス宛に送信した日（但し、本会員が受信可能なEメールアドレスを当行に届け出ていない場合または第25条（明細）第3項に違反している場合には、デビット取引があった日）から60日以内に、会員が前項に基づき当行またはJCBに対して通知をした場合に、当該カード利用を「免責対象カード利用」として、前項に基づくカード利用代金の免責対象とします。
4. 会員は、カード番号等を盗取もしくは詐取した他人、またはカード番号等を使用した他人が会員と面識のある者である場合（ただし、本条に基づき本会員がカード利用代金を負担する場合を除く。）には、当該他人が当行に対して負う損害賠償債務を弁済するよう、当行の求めに応じて最大限の協力をするものとします。
5. 第2項および第3項にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、カード利用代金は免除されず、本会員は第1項に基づいて、カード利用代金を当行に支払うものとします。
  - (1) 会員が第2条に違反したとき。
  - (2) 会員関係者がカード番号等を使用したとき。なお、この場合、会員のカード番号等の管理にかかる過失の有無および会員の本規約への違反の有無を問わないものとします。
  - (3) 会員が類似の過失を繰り返した場合もしくは紛失・盗難等の被害を何度も繰り返した場合、他人が立ち入ることのできる場所である等他人がカード番号等を盗取することが困難ではない状況下においてカードを自己の身の回りから離れた場合やこれらに準じる場合等、会員または会員関係者の故意または重過失に

- よって紛失・盗難等が生じたとき。
- (4)会員が当行もしくはJCBの請求する書類を提出しなかったとき、または当行もしくはJCB等の行う被害状況の調査（詳細な状況の確認や証拠物の提出等を含むが、それらに限らない。）に協力しなかったとき。
  - (5)第2項に定める通知もしくは両社所定の紛失・盗難等届、または本項(4)に定める書類もしくは調査に対する回答の内容等に虚偽が含まれるとき、または重要事項を告知していなかったとき。
  - (6)会員が第4項に違反したとき。
  - (7)カード番号等の使用の際、会員の認証情報が使用されたとき（ただし、認証情報の管理につき会員に故意または過失が存在しない場合を除く。）。
  - (8)戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失・盗難等が生じたとき。
  - (9)その他本規約に違反している状況において、紛失・盗難等が生じたとき。
- 6.カードを紛失し、または盗難もしくは詐取等されたことにより、他人にカード番号等を使用された場合には本条の適用はなく、前条が適用されます。
- 7.当行は、前条および本条に定めるカード利用代金の本会員による負担およびその免除の要件を将来に向けて変更する場合があります。当行が当該変更を行う場合には、原則として3ヵ月前までに会員に対して当該変更につき通知します。ただし、当該変更が専ら会員の利益となるものである場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。また緊急に変更を行う必要が認められる場合には、会員に対して事前に通知のうえ当該変更を行うことができます。

### 第30条（免責）

- 1.当行の責めに帰すべき事由により、本会員の預金口座から誤って引落しを行い、あるいは、二重に引落しを行った場合等であっても、当行は、誤って引き落としした金額相当額を預金口座に返金すれば足りるものとし、両社は、事由の如何にかかわらず、当該返金額相当額を超えて何らの損害賠償の責めも負わないものとし、
- 2.前項のほか、両社が、本規約に定めるサービスの提供に関し、本会員が被った損害について責任を負う場合であっても、両社の責任は、通常生ずべき事情に基づく通常損害の範囲に限られるものとし、かつ、逸失利益、拡大損害、間接損害、特別損害等については一切責任を負わないものとし、

3.前二項の規定は、両社が故意または重大な過失に基づき債務不履行を起こした場合には、適用されません。

### 第31条（費用の負担）

本会員は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払に際して発生する各種取扱手数料、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他の公租公課、および当行が債権の保全実行のために要した費用を負担するものとします。

### 第32条（合意管轄裁判所）

本会員は、本会員と当行またはJCBとの間で訴訟が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず本会員の住所地または当行（本会員と当行との間の訴訟の場合）もしくはJCB（本会員とJCBとの間の訴訟の場合）の本社、支社、営業所の所在地を所轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

### 第33条（準拠法）

本会員と両社との本規約およびその他の諸契約に関する準拠法はすべて日本法とします。

### 第34条（外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等の適用）

本会員は、国外でカードを利用するに際しては、外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等に従い、許可証、証明書その他の書類を提出し、またはカードの利用の制限あるいは停止に応じていただくことがあります。

### 第35条（会員規約およびその改定）

本規約は、会員と両社との一切の契約関係に適用されます。両社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本規約を改定し（本規約と一体をなす規定・特約等を新たに定めることを含みます。）、または本規約に付随する規定もしくは特約等を改定することができます。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定め、原則として会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。なお、本規約と明示的に相違する規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。

2025年2月28日現在

※本規約または本規定に付随する規定もしくは特約等の各条項に記載の法令は、当該条項の適用時点における最新の法令を指すものとします（改正により法令の名称、条文番号等に変更があった場合には、合理的に読み替えるものとします。）。

#### <ご相談窓口>

- 1.商品等についてのお問い合わせ、ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡ください。
- 2.宣伝印刷物の送付等の営業案内の中止のお申し出については下記にご連絡ください。

株式会社ジェーシービー JCBデビットカードデスク

TEL:0570-099-766

- 3.規約についてのお申し出、お問い合わせ、ご相談、個人情報の開示・訂正・削除等の本会員の個人情報に関するお問い合わせ、ご相談については下記にご連絡ください。

○株式会社北洋銀行 クレジットカードセンター

〒064-0808 札幌市中央区南8条西8丁目523番地

TEL:0570-019-680（受付時間）9：00AM～5：00PM

銀行休業日を除く

○株式会社ジェーシービー お客様相談室

〒107-8686 東京都港区南青山5-1-22 青山ライズスクエア

TEL:0120-668-500（受付時間）9：00AM～5：00PM

土・日・祝・年末年始休

#### <共同利用会社>

本規約に定める共同利用会社は以下の通りです。

○株式会社JCBトラベル

〒171-0033 東京都豊島区高田3-13-2 高田馬場TSビル

利用目的：旅行サービス、航空券・ゴルフ場、株式会社JCBトラベルが運営する「J-Basketサービス」等リザーベーションサービス等の提供

○株式会社ジェーシービー・サービス

〒107-0062 東京都港区南青山5-1-20 青山ライズフォート

利用目的：保険サービス等の提供

# 北洋-JCBデビット特約

## 第1条（本特約の目的、提供範囲等）

- (1)本特約は、株式会社北洋銀行（以下「当行」といいます。）および株式会社ジェーシービー（以下「JCB」といいます。）が発行する北洋-JCBデビット（以下「本カード」といいます。）発行条件および本カードの機能・使用方法等について定めるものです。
- (2)本カードのお申込は、当行およびJCB（以下「両社」といいます。）が別に定める北洋-JCBデビット会員規約（以下「会員規約」といいます。）および当行が別途定めるキャッシュカード規定ならびに本特約をご承認いただいた、個人の方のみとします。またお申込は、当行からお届出住所宛へ諸通知の発送や諸連絡を行うことをご了解いただける方に限らせていただきます。

## 第2条（本カードの発行・貸与）

- (1)本カードの所有権は、当行に帰属します。両社の承認を受けた者に対し、本カードを発行するものとします。（以下、本項にもとづいて本カードの発行を受けた者を「一体型会員」といいます。）。なお、本カードには、会員氏名、会員番号、カードの有効期限、銀行口座番号等が表示されています。
- (2)前条第2項の申込に際しては、本カードのキャッシュカードとしての機能（キャッシュカード規定に定められた機能をいい、以下「キャッシュカード機能」といいます。）が対応する普通預金口座（無利息型普通預金を含みます。）を、本カードのデビットカード利用代金、手数料等のお支払い口座として届出するものとします。
- (3)本カードが、万が一ご不在などの理由により不送達となり、返却された場合には、当行で所定の期間のみ保管します。この場合、当行にご確認のうえ、その指示に従い交付を受けてください。所定の期間を経過した場合は、当該カードは破棄しますので、利用をご希望の場合は、あらためて本カードのお申込が必要となります。

## 第3条（本カード発行に伴う既存キャッシュカードの取扱い）

一体型会員が本カード前に保有していた返済約定口座のキャッシュカード機能は、本カードのキャッシュカード機能を利用した時点で失効するものとします。

## 第4条（有効期間）

- (1)本カードの有効期間は両社が指定するものとし、本カードに表示した年月の末日までとします。
- (2)両社はカード有効期限までに、退会の申出のない一体型会員

で、かつ、両社が引き続き一体型会員として認める場合、有効期限を更新した新たなカード（以下「更新カード」といいます。）を発行します。

- (3)前項にもとづいて更新カードが発行された場合においても、一体型会員が更新カードの発行前に保有していた本カードのキャッシュカード機能については、カードに表示した月の末日をもって失効するものとします。
- (4)第2項の場合において、特に一体型会員の届出がなくても、当行は必要に応じて両社所定の更新カードを発行し、届出住所宛に送付することができるものとします。この場合は、本カードのデビットカード機能（会員規約に定められた機能をいい、以下「デビットカード機能」といいます。）用暗証番号を含め、本カードでの両社との間の本カードの利用に関する契約は、そのまま継続するものとします。

#### 第5条（本カードの機能）

- (1)一体型会員は本カードにより、キャッシュカード機能およびデビットカード機能を、各々の規定、規約および本特約に従って利用することができます。
- (2)一体型会員は、現金自動支払機（以下「CD」といいます。）または現金自動預入払出兼用機（以下「ATM」といいます。）において本カードを利用する場合においては、本カード表面に記載されている本カード挿入方向の指示に従って、キャッシュカード機能とデビットカード機能との使い分けをするものとします。
- (3)前項の定めにかかわらず、一体型会員が本カードの挿入方向を間違えることにより希望取引以外の取引が発生した場合においても、一体型会員は、当該希望外取引に基づく債務についての支払義務を免れないものとします。

#### 第6条（本カードの使用不能）

- (1)万が一本カードについてカードの使用不能が生じた場合には、当行にご照会ください。
- (2)本カードの使用不能に伴って本カードの再発行が必要な場合には、一体型会員は本カードのお支払い口座のあるお取引店で所定の手続きを行うものとします。

#### 第7条（本カードの機能停止等）

- (1)一体型会員は、両社との間の会員規約および当行との間のキャッシュカード規定が有効である場合であっても、以下のいずれかの事由が生じた場合は、本カードの機能またはサービスが停止されることがあることを予め承認し、これに伴う不利益、損

害等については、両社は責任を負わないことを承認いたします。

- ①本カードの再発行のため、一体型会員が、当行またはJCBに本カードを返還した場合
  - ②本カードに関する諸変更手続きのため、一体型会員が、当行またはJCBに本カードを送付しまたは預けた場合
  - ③CDまたはATMでの利用時に、暗証番号相違、CD・ATMの故障等の理由により本カードが回収された場合
  - ④一体型会員から当行またはJCBに対して、その貸与された本カードを紛失または盗難に遭った旨の届出があった場合
- (2)一体型会員が本特約または会員規約に違反しまたは違反するおそれがある場合には、当行またはJCBはデビットカード機能を一時停止することができるものとします。この場合、当行は本カードのキャッシュカード機能の利用についても利用の停止について、事前にまたは事後の場合は遅滞なく一体型会員に連絡するものとします。

#### 第8条（本カードの解約・会員資格の取消）

- (1)一体型会員は本カードをいつでも解約することができます。ただし、解約にあたっては、当行所定の書面を当行所定の窓口（原則としてお支払い口座のあるお取引店になります。）に提出するものとします。この場合、本カードは返却してください。引き続き当該預金口座のキャッシュカードのご利用を希望される場合は、あらためてキャッシュカードのお申込みをしてください。
- (2)本カードのデビットカード機能については、会員規約に基づいて当行が会員資格を取消することができます。この場合、当行は本カードのキャッシュカード機能に係る契約を特に一体型会員に事前に通知することなく解約することができるものとします。これに伴って、万が一損害などが発生したとしても、当行は責任を負いませんのでご了承ください。
- (3)前項の他に、当行は一体型会員が本規定またはキャッシュカード規定もしくは会員規約に違反したと認められた場合には、本カードの利用契約を特に事前に通知することなく解約できるものとします。

#### 第9条（本カードの取扱い）

- (1)一体型会員は、両社より本カードを発行されたときは、直ちに当該カードの所定欄に自己の署名を行わなければなりません。
- (2)本カードは本カード上に表示された一体型会員本人以外は使用できません。一体型会員は善良なる管理者の注意をもって本カードを使用し管理しなければなりません。また、本カードの所有権は当行にありますので、他人に貸与、譲渡および担保の提

供預託等したりして本カードの占有を第三者に移転することはできません。

#### 第10条（決済口座の変更）

一体型会員は、本カードの申込の際に届出たお支払い口座を変更できないものとします。

#### 第11条（届出事項の変更）

- (1)一体型会員が両社に届出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があった場合には、当行所定の方法により遅滞なく当行に届出なければなりません。
- (2)前項のうち氏名の変更があった場合においては、一体型会員は本カードを当行に返還するものとします。なお、この場合には第14条所定の再発行手続きがとられるものとします。
- (3)お支払い口座を当行の他の普通預金口座に変更する場合には、新たなお支払い口座とする当行のお取引店に本カードを返却のうえ、本カードの解約と、再度新たな本カードの入会お申込みの手続きを行ってください。
- (4)第2項の場合も含めて届出事項の変更によりカード再作成が必要となる場合には、新しいカードが交付されるまでの間は、本カードによるキャッシュカード機能およびデビットカード機能の利用はできないものとします。これに伴って、万が一損害などが発生したとしても両社は責任を負いませんのでご了承ください。

#### 第12条（紛失・盗難の届出）

- (1)一体型会員は、本カードを盗難、紛失その他の事由により喪失した場合には、会員規約およびキャッシュカード規定の定めるところにしたがって両社にすみやかに連絡するものとします。
- (2)前項の連絡の後、一体型会員は遅滞なく所定の書面による届出を行うものとします。この届出は当行の所定の窓口（原則としてお支払い口座のあるお取引店になります。）で受付するものとします。また、この届出の前に生じた損害については、両社は責任を負いません。
- (3)第1項の連絡を受けた場合は、両社はカード喪失の連絡内容の確認など所定の手続きにしたがって、デビットカード機能およびキャッシュカード機能の利用を一時停止します。両社のシステムが休止している間に連絡を受付けた場合には、システムの休止期間終了後に遅滞なく同様の措置をとります。これは本カードのご利用の安全を図るための措置であり、万が一カード喪失の連絡における一体型会員の誤りなどでカード利用ができないことが生じても、両社は責任を負いませんのでご了承ください。

### 第13条（本カードの紛失・盗難による責任区分）

本カードの紛失、盗難等により、他人にカードを使用される等の被害に遭った場合の責任の区分は、その被害がデビットカード機能を使用されたことによるものは会員規約、キャッシュカード機能を使用されたことによるものはキャッシュカード規定によるものとします。

### 第14条（カードの再発行）

本カードの紛失・盗難・破損・汚損・氏名の変更を理由に、一体型会員が両社に対し本カードの再発行を求め、これに対し両社が審査のうえ認めた場合には、本カードを再発行するものとします。なお、再発行が認められた場合、当該一体型会員は、両社所定の再発行手数料を支払うものとします。（ただし、破損・汚損・氏名の変更による再発行を除きます。）また、一体型会員が紛失・盗難以外の理由により本カードの再発行を求める場合には、当該一体型会員が所持する本カードを当行に返還する必要があるものとします。

### 第15条（カードの返還）

(1)一体型会員は、下記のいずれかの事由が生じた場合には、当行またはJCBの請求により本カードを返還するものとし、これに伴う不利益、損害等については、両社は責任を負わないことを承認いたします。

- ①会員規約所定の事由により両社が運営するデビットカード取引システムの会員たる資格を喪失した場合（一体型会員が任意に退会した場合も含みます。）
- ②一体型会員による本カードのキャッシュカード機能に対応する普通預金口座の利用が、同口座の解約等の事由により不能となった場合
- ③一体型会員が当行に対し、本カードの利用を取り止める旨の申し出を行い、これを両社が認めた場合

(2)前項の①、③の場合において、本カードのキャッシュカード機能と同様の機能を持つキャッシュカード（以下「単機能キャッシュカード」といいます。）の発行を当行が認めた場合には、当行は当該一体型会員に対し、単機能キャッシュカードを発行するものとします。この場合、一体型会員は、当行に対し当行所定の発行手数料を支払うものとします。

### 第16条（カードの回収）

前条①の場合において、当行またはJCBは各々の判断で、利用者に対し事前の通知・催告等を行うことなく、CD、またはATMやJCB

の加盟店を通じて、本カードを回収できるものとします。この場合、当行から新たにキャッシュカードが交付されるまでの間、利用者はキャッシュカードを利用できなくなりますが、これに伴う不利益・損害等については、当行およびJCBは責任を負わないものとします。

### 第17条（業務委託）

一体型会員は、当行が代金決済業務その他の事務等をJCBまたは株式会社札幌北洋カードまたは、当行が必要と認める第三者に業務委託することを予め承認するものとします。

### 第18条（共有）

(1)一体型会員は、次の各号に定める情報について、本カードの発行、管理等業務遂行上必要な範囲で両社の間で共有することに予め同意するものとします。

- ①一体型会員が、両社に対して届出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があり、第11条第1項に基づいて両社に対して変更の届出があった場合には、当該届出情報
- ②第7条第1項各号、同条第2項、第15条各号、第15条記載の事項
- ③キャッシュカード規定または会員規約に違反した事実
- ④その他本カードの機能の全部または一部の利用の可否判断に関わる当該一体型会員の情報

(2)両社は、第1項により知り得た一体型会員の情報について、一体型会員のプライバシーの保護に十分注意を払うものとします。

(3)第17条に基づき、当行が本カードの発行業務を委託するにあたり委託業務遂行上必要な範囲で、JCBに対し、またはJCBが再委託する第三者に対し、本カードに表示ないし記録される当該一体型会員に関する情報を預託します。

### 第19条（本特約の優先適用）

本特約と会員規約またはキャッシュカード規定の内容が両立しない場合、本特約が優先的に適用されるものとします。

### 第20条（本特約の改定）

本特約の改定は、キャッシュカード規定が適用されるものとします。

2024年10月1日現在

# 個人情報の取り扱いについて

株式会社北洋銀行御中  
株式会社ジェーシービー御中

1. 会員および会員申込人（以下「本会員等」という。）は、以下の条項について同意のうえ株式会社北洋銀行（以下「銀行」という。）および株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という。）に「北洋-JCBデビット」の申込みを、JCB（以下「保証会社」）に保証委託の申込みをします。なお、下記の条項が本申込みにかかる申込書、会員規約等の条項と重複している場合には下記の条項が適用され、下記の条項以外の条項については、申込書、会員規約等の条項が適用されることに同意します。
2. 会員等は、本申込みに際し、銀行、JCBおよび保証会社の所定の審査によってはご希望に添えない場合があること、またその場合銀行、JCBまたは保証会社がお断りする理由および内容について一切回答しないことに同意します。

## I. 「北洋-JCBデビット」申込みにあたっての「個人情報の利用目的等に関する同意」

### 第1条（個人情報の利用目的）

会員等は、銀行が個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）にもとづき、会員等の個人情報を下記業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用することにつき、これを認識し理解したうえで同意します。

業務内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務</li><li>○投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法律により銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務</li><li>○その他銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）</li></ul>
利用目的	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 銀行および銀行の関連会社や提携会社の金融商品やサービスに関し、下記利用目的で利用致します。</li><li>① 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込みの受付のため</li><li>② 犯罪収益移転防止法に基づく本人の確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため</li><li>③ 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的な取引における管理のため</li><li>④ 融資のお申込みや継続的なご利用等に際しての判断のため</li><li>⑤ 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供に係る妥当性の判断のため</li><li>⑥ 与信事業に際して個人情報を加盟する個人情報情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため</li><li>⑦ 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため</li><li>⑧ お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため</li><li>⑨ 市場調査ならびに、データ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため</li><li>⑩ ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスの各種ご提案のため</li><li>⑪ 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため</li><li>⑫ 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため</li><li>⑬ 銀行およびグループ会社等の各種リスクの把握および管理のため</li><li>⑭ 取得した閲覧履歴等の情報を分析して、行動・関心に応じた新商品・サービスに関する広告のため</li><li>⑮ 取得した行動履歴等の情報を分析し、その結果を第三者へ提供するため</li><li>⑯ その他、お客様のお取引を適切かつ円滑に履行するため</li><li>(2) 特定の個人情報の利用目的が、法律等にもとづき限定されている場合には、当該利用目的以外で利用致しません。</li><li>① 銀行法施行規則第13条の6の6等により、個人情報情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供致しません</li><li>② 銀行法施行規則第13条の6の7等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供致しません</li><li>(3) 銀行は、違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがある方法により個人情報を利用いたしません。</li></ul>

※ダイレクトメールや電話による金融商品やサービスに関する各種ご提案のため利用は取り止めることができますので窓口へお申し付けください。

### (その他個人情報の取扱いに関するご確認)

- ・前記融資業務において、債権が債権譲渡・証券化といった形式で、他の事業者等に移転されることがあります。その場合、個人情報とは債権譲渡または証券化のために必要な範囲内で、債権譲渡先または証券化のために設立された特定目的会社等へ提供され、債権管理・回収等の目的のために利用されます。
- ・前記融資業務において、債権がサービサー等へ債権管理回収業務の委託が行われることがあります。その場合、個人情報は債権の管理回収業務に伴って業務上必要な範囲内で、委託先であるサービサー等へ提供され、債権管理・回収等の目的のために利用されます。

### 第2条（個人情報の保証会社との第三者提供）

会員等は、本申込みおよび本取引にかかる情報を含む会員等に関する下記情報が、保証会社における、本申込みの受付、資格確認、保証の審査、保証の決定、保証取引の継続的な管理、加盟する個人信用情報機関への提供、法令等や契約上の権利の行使や義務の履行、市場調査等研究開発、取引上必要な各種郵便物の送付、金融商品やサービスの各種ご提案、その他会員等ならびに連帯保証人との取引が適切かつ円滑に履行されるために、銀行より保証会社に提供されることを同意します。

- 1.氏名、生年月日、住所、連絡先、家族に関する情報、勤務先に関する情報、資産・負債に関する情報、借入要項に関する情報等、本申込書ならびに付属書面等本申込みにあたり提出する書面に記載の全ての情報
- 2.銀行における借入残高、借入期間、金利、弁済額、弁済日等本取引に関する情報
- 3.銀行における預金残高情報、他の借入金の残高情報・返済状況等、会員等の銀行における取引情報（過去のものを含む）
- 4.延滞情報を含む本取引の弁済に関する情報
- 5.銀行が保有する会員等の情報
- 6.銀行が保証会社に対して代位弁済を請求するにあたり必要な情報

また、本申込みおよび本取引にかかる情報を含む会員等に関する下記情報が、銀行における保証審査結果の確認、保証取引の状況の確認、代位弁済の完了の確認のほか、本取引および他の与信取引等継続的な取引に関する判断およびそれらの管理、加盟する個人信用情報機関への提供、法令等や契約上の権利の行使や義務の履行、市場調査等研究開発、取引上必要な各種郵便物の送付、金融商品やサービスの各種ご提案その他、会員等との取引が適切

かつ円滑に履行されるために、保証会社より銀行に提供されることを同意します。

1. 氏名、住所、連絡先、家族に関する情報、勤務先に関する情報、資産・負債に関する情報、借入要項に関する情報等、本申込書ならびに付属書面等本申込みにあたり提出する書面に記載の全ての情報
2. 保証会社での保証審査の結果に関する情報
3. 保証番号や保証料金額等、保証会社における取引に関する情報
4. 保証会社における、保証残高情報、他の取引に関する情報等、銀行における取引管理に必要な情報
5. 保証会社が保有する本会員申込人の情報
6. 銀行の代位弁済請求に対する代位弁済完了に関する情報等、代位弁済手続きに必要な情報
7. 保証会社において代位弁済した後の求償債権の回収状況に関する情報

### 第3条（本同意条項に不同意の場合）

銀行は、会員等が本申込み、契約に必要な記載事項の記載を希望しない場合および、本同意条項の全部または一部を承認できない場合、本申込み、契約をお断りすることがあります。

### 第4条（条項の変更に関する同意）

本同意書の条項は法令に定める手続きにより、必要な範囲で変更できるものとします。

## Ⅱ. 個人情報の取扱いに関する重要事項

（「北洋-JCBデビット会員規約 第2章 個人情報の取扱い」と同文）

### 第13条（個人情報の収集、保有、利用、預託）

1. 会員等は、両社が会員等の個人情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。

(1) 本契約（本申し込みを含む。以下同じ。）を含む当行もしくはJCBまたは両社との取引に関する判断および入会後の管理のために、以下①②③④⑤⑥⑦⑧⑨の個人情報を収集、利用すること。

① 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号（ショートメッセージサービスの送信先番号を兼ねる）、Eメールアドレス、勤務先、職業等、会員等が入会申込時および第9条に基づき届け出た事項。

② 入会申込日、入会承認日、有効期限、会員等と両社との契約内容に関する事項。

- ③会員のカードの利用内容、支払い状況、お問い合わせ内容およびカードの利用可否判断や立替払代金回収その他入会後の管理において両社が知り得た事項。
  - ④会員等が入会申込時に届け出た収入・負債・家族構成等、当行またはJCBが収集したデビットカード利用・支払履歴。
  - ⑤犯罪による収益の移転防止に関する法律で定める本人確認書類等の記載事項または会員等が当行に提出した本人確認書類等の記載事項。
  - ⑥当行またはJCBが適正かつ適法な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項（公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、①②③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。）。
  - ⑦電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報。
  - ⑧インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、会員が加盟店における購入画面等に入力した氏名、Eメールアドレス、電話番号、商品等送付先住所および請求先住所等の取引情報（以下「オンライン取引情報」という。）。
  - ⑨インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、会員が当該オンライン取引の際に使用したパソコン、スマートフォンおよびタブレット端末等の機器に関する情報（OSの種類・言語、IPアドレス、位置情報、端末識別番号等）（以下「デバイス情報」という。）。
- (2)以下の目的のために、前号①②③④の個人情報を利用すること。ただし、会員が本号③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または本号④に定める営業案内等について当行またはJCBに中止を申し出た場合、両社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。なお、中止の申し出は本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。
- ①カードの機能、付帯サービス等の提供。
  - ②当行の預金事業、貸付事業、JCBのクレジットカード事業、およびその他の当行もしくはJCBまたは両社の事業（当行またはJCBの定款記載の事業をいう。）における取引上の判断（会員等による加盟店（第18条に定めるものをいう。）申込み審査および会員等の家族または親族との取引上の判断を含む。）。
  - ③当行もしくはJCBまたは両社事業における新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査。
  - ④当行もしくはJCBまたは両社事業における宣伝物の送付または電話・Eメールその他の通信手段等の方法による、当行、

JCBまたは加盟店その他の営業案内、および貸付の契約に関する勧誘。

- ⑤ 刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査関係事項照会その他各種法令に基づき公的機関・公的団体等から提出を求められた場合の公的機関・公的団体等への提供。
- (3) 本契約に基づく当行またはJCBの業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、本項(1)①②③④⑤⑥⑦⑧⑨の個人情報に当該業務委託先に預託すること。
- (4) 割賦販売法等に基づき第三者によるカード番号の不正利用の防止を図る業務を行うため、インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、オンライン取引情報とデバイス情報に含まれる上の(1)⑧⑨の個人情報を使用して本人認証を行います。なお、当該分析の結果、当該非対面取引が第三者によるカード番号の不正利用である可能性が相対的に高いと判断された取引については、当行は会員らの財産の保護を図るため、追加の本人確認手続きを求めたり、当該非対面取引におけるショッピング利用を拒絶したりする場合があります。両社は当該業務のために、上の(1)⑧⑨の個人情報を不正検知サービス運営事業者に提供し、当該事業者から当該事業者が行った分析結果を受領します。また当該事業者は、会員によるオンライン取引完了後も当該個人情報を個人が直接特定できないような形式に置き換えたとうえで一定期間保管し、当該事業者内において、当該事業者が提携する両社以外の組織向けの不正検知サービスにおける分析のためにも当該情報を使用します。詳細については、JCBのホームページ内のJ/Secure(TM)サービスに関する案内にてご確認ください。
2. 会員等は、当行、JCBおよびJCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社が、与信判断および与信後の管理、その他自己との取引上の判断のため、第1項(1)①②③④の個人情報を共同利用することに同意します。(JCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社は次のホームページにてご確認ください。<https://www.jcb.co.jp/r/riyou/>) なお、本項に基づく共同利用に係る個人情報の管理について責任を有する者はJCBとなります。
3. 会員等は、当行またはJCBが個人情報の提供に関する契約を締結した提携会社(以下「共同利用会社」という。)が、共同利用会社のサービス提供等のため、第1項(1)①②③の個人情報を共同利用することに同意します。(共同利用会社および利用目的は次のホームページにて確認できます。<https://www.jcb.co.jp/r/riyou/>) なお、本項に基づく共同利用に係る個人情報の管理について責任を有する者はJCBとなります。

## 第14条（個人情報の開示、訂正、削除）

1. 会員等は、当行、JCBおよびJCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社、および共同利用会社に対して、当該会社がそれぞれ保有する自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。なお、開示請求は以下に連絡するものとします。

- (1) 当行に対する開示請求：本規約末尾に記載の当行相談窓口へ
  - (2) JCBまたはJCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社および共同利用会社に対する開示請求：本規約末尾に記載のJCB相談窓口へ
2. 万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、両社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

## 第15条（個人情報の取り扱いに関する不同意）

両社は、会員等が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または本章に定める個人情報の取り扱いについて承諾できない場合は、入会を断ることや、退会の手続きをとることがあります。ただし、第13条第1項(2)③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または同④に定める当行もしくはJCBまたは両社事業の営業案内等に対する中止の申し出があっても、入会を断ることや退会の手続きをとることはありません（本条に関する申し出は本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。）。

## 第16条（契約不成立時および退会後の個人情報の利用）

1. 両社が入会を承認しない場合であっても入会申込をした事実は、承認をしない理由のいかんにかかわらず、第13条に定める目的（ただし、第13条第1項(2)③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および同④に定める当行または加盟店等の営業案内等を除く。）に基づき一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。
2. 第28条に定める退会の申し出または会員資格の喪失後も、第13条に定める目的（ただし、第13条第1項(2)③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および同④に定める当行または加盟店等の営業案内等を除く。）および開示請求等に必要な範囲で、法令等または両社が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。

### （ご相談窓口）

本章についてのお申し出、お問い合わせ、ご相談、個人情報の開示・訂正・削除等の申込人等の個人情報に関するお問い合わせ、

ご相談、および支払停止の抗弁に関する書面については、下記にご連絡ください。

○株式会社北洋銀行 クレジットカードセンター  
〒064-0808 札幌市中央区南8条西8丁目523番地  
TEL:0570-019-680 (受付時間) 9:00AM ~ 5:00PM  
銀行休業日を除く

○株式会社ジェーシービー お客様相談室  
〒107-8686 東京都港区南青山5-1-22 青山ライズスクエア  
TEL:0120-668-500 (受付時間) 9:00AM ~ 5:00PM  
土・日・祝・年末年始休

#### <共同利用会社>

本規約に定める共同利用会社は以下の通りです。

○株式会社JCBトラベル  
〒171-0033 東京都豊島区高田3-13-2 高田馬場TSビル  
利用目的：旅行サービス、航空券・ゴルフ場、JCBトラベルが運営する「J-Basketサービス」等リザーベーションサービス等の提供

○株式会社ジェーシービー・サービス  
〒107-0062 東京都港区南青山5-1-20 青山ライズフォート  
利用目的：保険サービス等の提供

### Ⅲ.保証委託申込みにあたっての「個人情報の利用目的等に関する同意」〔保証委託先：株式会社ジェーシービー〕

(「北洋-JCBデビット保証委託約款」と同文)

#### 第9条 (個人情報の収集、保有、利用、預託)

1. 会員等は、保証会社が会員等の個人情報（本項(1)に定めるものをいう。）につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。
- (1) デビット契約を含む保証会社もしくは両社との取引に関する連帯保証を行うか否かの審査もしくは保証委託後の管理のために、以下の①②③④⑤⑥⑦の個人情報を収集、利用すること。
  - ① 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号（ショートメッセージサービスの送信先番号を兼ねる）、勤務先等、会員等が入会申込時および会員規約第9条に基づき届け出た事項。
  - ② 入会申込日、入会承認日、有効期限等、会員等と両社の契約内容に関する事項。

- ③会員のカードの利用内容、支払い状況、お問い合わせ内容および連帯保証を行うか否かの審査もしくは債権回収その他の保証委託後の管理の過程において知り得た事項。
  - ④会員等が入会申込時に届け出た収入・負債・家族構成等、当行または保証会社が収集したデビット利用・支払履歴。
  - ⑤犯罪による収益の移転防止に関する法律で定める本人確認書類等の記載事項または会員等が当行に提出した収入証明書類等の記載事項。
  - ⑥当行または保証会社が適正かつ適法な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項（公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、①②③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。）。
  - ⑦電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報。
- (2)本契約に基づく保証会社の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、本項(1)①②③④⑤⑥⑦の個人情報を当該業務委託先に預託すること。
- 2.会員等は当行、保証会社および保証会社のカード取引システムに参加する保証会社の提携会社が、連帯保証を行うか否かの審査もしくは保証委託後の管理、その他自己との取引上の判断のため、第1項(1)①②③④の個人情報を共同利用することに同意します。（保証会社のカード取引システムに参加する保証会社の提携会社は次のホームページにてご確認ください。<https://www.jcb.co.jp/r/riyou/>）なお、本項に基づく共同利用に係る個人情報の管理について責任を有するものは保証会社となります。

## 第10条（個人情報の開示、訂正、削除）

- 1.会員等は、当行、保証会社、共同利用会社および保証会社のカード取引システムに参加する保証会社の提携会社に対して、当該会社が保有する自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。なお、開示請求は以下に連絡するものとします。
  - (1)当行、保証会社および共同利用会社への開示請求：会員規約末尾に記載の当行相談窓口へ
  - (2)保証会社、共同利用会社および保証会社のカード取引システムに参加する保証会社の提携会社への開示請求：会員規約末尾に記載の保証会社相談窓口へ
- 2.万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当行、保証会社および共同利用会社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

### 第11条（個人情報の取り扱いに関する不同意）

両社は、会員等が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または本約款に定める個人情報の取り扱いについて承諾できない場合は、入会を断ることや、退会の手続きをとることができます。

### 第12条（契約不成立時および退会後の個人情報）

- 1.両社が入会を承認しない場合であっても入会申込をした事実は、承認をしない理由のいかんにかかわらず、第9条に定める目的に基づき一定期間利用されます。
- 2.会員規約第28条に定める退会の申し出または会員資格の喪失後も、第9条に定める目的および開示請求等に必要範囲で、法令等または両社が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。

### 第13条（合意管轄）

会員と保証会社の間で訴訟が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず会員の住所地または保証会社の本社、支社、営業所の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

### 第14条（約款の改定）

両社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本約款を改定することができます。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定め、原則として会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。

2025年2月28日現在

※本約款の各条項に記載の法令は、当該条項の適用時点における最新の法令を指すものとします（改正により法令の名称、条文番号等に変更があった場合には、合理的に読み替えるものとします。）。

## 北洋-JCBデビット保証委託約款

株式会社北洋銀行（以下「当行」という。）および株式会社ジェーシービー（以下「保証会社」という。また、当行と保証会社を総称して以下「両社」という。）所定の北洋-JCBデビット会員規約（以下「会員規約」という。）にて規定される会員は、次の各条項を承認のうえ、会員規約ならびに両社所定の北洋-JCBデビット特約、その他の会員規約に付帯する特約・規定等（これらの特約・規定等と会員規約を総称して、以下「会員規約等」という。）を内容とする会員と両社間の契約（以下「デビット契約」という。）に基づき会員が当行に対して負担する債務についての連帯保証を、保証会社に委託します。

なお、本約款の用語の意味は、本約款において別途定義する場合を除き、会員規約の定義に従うものとします。

### 第1条（保証債務の範囲）

- 1.本会員が保証会社に保証委託する債務の範囲は、デビット契約に基づき本会員が当行に対して負担する一切の債務（以下「被保証債務」という。）とします。
- 2.保証会社が審査のうえ、適当と認めた場合、本約款に基づく保証会社による保証委託契約（以下「本契約」という。）が成立します。本契約は、デビット契約の成立と同時に成立します。
- 3.保証会社は審査の結果、本契約の申し込みをされた方（以下「申込者」という。）との間で、本契約を締結しない場合があります。この場合、申込者と両社との間のデビット契約も締結されません。

### 第2条（保証の解約）

保証会社は、次のいずれかの事由が生じた場合、(1)、(3)および(4)においては本会員に通知することにより、(2)においては通知を要せず当然に、本契約を解約することができます。この場合、保証会社は、当行と保証会社との間の保証契約も解約することができます。

- (1)当行から被保証債務に係る連帯保証の解約について同意を得た場合。
- (2)保証会社が本会員の当行に対する債務を代位弁済したにもかかわらず、本会員が保証会社から求償債務の請求を受けた日から30日以内に、本会員が第4条に規定する債務の全額を保証会社に弁済しなかった場合。
- (3)会員の収入の状況または、当行、保証会社もしくは第三者に対して負っている債務の状況その他の信用状態等に基づき、本会員の保証を継続することができないと保証会社が判断した場合。

(4)第8条の一つにでも該当した場合、第8条の表明が事実ではなかった場合、および第8条の確約に違反した場合等。

### 第3条（代位弁済）

本会員が当行に対する支払いを怠り、当行が保証会社に対し所定の方法により保証債務の履行を求めた場合、保証会社は本会員に対する事前の通知をしないで保証債務を履行することができるものとします。

### 第4条（求償権の範囲）

保証会社が当行に対して保証債務を履行したときは、本会員は以下の各号に定める金員を保証会社に支払います。

- (1)保証会社が当行に代位弁済した金員
- (2)保証会社が弁済のために要した費用
- (3)前各号について、保証会社が当行に代位弁済した日の翌日から支払済みに至るまで年14.60%の割合（年365日の日割計算。うるう年は366日の日割計算。）による遅延損害金
- (4)前各号の金員を請求するために要した費用

### 第5条（事前求償等）

会員が、次のいずれかに該当する場合は、保証会社は第3条の保証債務履行の前に求償権を行使することができるものとします。

- (1)一般の支払いを停止または破産・再生手続、金銭の調整に係る調停の申立があったとき。
- (2)自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき。
- (3)預金その他当行に対する債権について仮差押え・保全差押えまたは差押えの命令・通知が発送されたとき。
- (4)当行に対する債務について期限の利益を喪失したとき。
- (5)虚偽の申告が判明したとき。
- (6)会員の信用状態が著しく悪化するなど債権保全のため必要と合理的に認められるとき。
- (7)会員規約に基づき会員としての資格を喪失したとき。

### 第6条（充当順位）

第3条に規定される保証会社による代位弁済がなされたときの本会員の保証会社に対する債務の支払いがその債務の全額に充たない場合には、支払金の債務への充当は、保証会社所定の順序により保証会社が行います。

### 第7条（届出事項）

1.会員が保証会社に届け出た氏名、住所、電話番号（連絡先）、

- Eメールアドレス、勤務先、職業、家族会員、国籍、在留情報（会員が外国人である場合の在留資格、在留期間等をいう。）、お支払口座等に変更が生じた場合は、遅滞なく保証会社に届け出るものとします。なお、本項に関する届け出を当行に行った場合は、当該届け出内容は両社が共有するものとします。
2. 前項の変更届出がなされていない場合といえども、保証会社は、それぞれ適法かつ適正な方法により取得した個人情報その他の情報により、届出事項に変更があると合理的に判断したときは、当該変更内容に係る前項の変更届出があったものとして取り扱うことがあります。また、会員は、保証会社が届出事項の変更の有無の確認を求めた場合には、これに従うものとします。
  3. 第1項の届出がないために、保証会社からの通知または送付書類その他のものが延着し、または到着しなかった場合には、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなします。ただし、前項の変更の届出を行わなかったことについて、会員にやむをえない事情がある場合にはこの限りではありません。

## 第8条（反社会的勢力の排除）

1. 会員および申込者（以下併せて「会員等」という。）は、暴力団、暴力団員および暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業に属する者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁の対象として指定する者（以下、上記の9者を総称して「暴力団員等」という。）、暴力団員等の共生者、その他これらに準ずる者（以下、上記のすべてを総称して「反社会的勢力」という。）のいずれにも該当しないこと、および自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて両社の信用を毀損し、または両社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行わないことを確約するものとします。
2. 保証会社は、申込者が前項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、保証委託の申込みを謝絶することができるものとします。また、保証会社は、会員が前項の規定に違反していると認めた場合には、第2条(4)の規定に基づき本契約を解約し、その他必要な措置をとることができるものとします。
3. 前項の適用により、会員等に損害等が生じた場合でも、会員等は当該損害等について両社に請求をしないものとします。
4. 第1項に定める「暴力団員等の共生者」とは、以下のいずれかに該当する者をいいます。

- (1)暴力団員等が、経営を支配していると認められる関係を有する者
- (2)暴力団員等が、経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
- (3)自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者
- (4)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者
- (5)暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (6)その他暴力団員等の資金獲得活動に乗じ、または暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者

## 第9条（個人情報収集、保有、利用、預託）

- 1.会員等は、保証会社が会員等の個人情報（本項(1)に定めるものをいう。）につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。
- (1)デビット契約を含む保証会社もしくは両社との取引に関する連帯保証を行うか否かの審査もしくは保証委託後の管理のために、以下の①②③④⑤⑥⑦の個人情報を収集、利用すること。
  - ①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号（ショートメッセージサービスの送信先番号を兼ねる）、勤務先等、会員等が入会申込時および会員規約第9条に基づき届け出た事項。
  - ②入会申込日、入会承認日、有効期限等、会員等と両社の契約内容に関する事項。
  - ③会員のカードの利用内容、支払い状況、お問い合わせ内容および連帯保証を行うか否かの審査もしくは債権回収その他の保証委託後の管理の過程において知り得た事項。
  - ④会員等が入会申込時に届け出た収入・負債・家族構成等、当行または保証会社が収集したデビット利用・支払履歴。
  - ⑤犯罪による収益の移転防止に関する法律で定める本人確認書類等の記載事項または会員等が当行に提出した収入証明書類等の記載事項。
  - ⑥当行または保証会社が適正かつ適法な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項（公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、①②③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。）。
  - ⑦電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報。
- (2)本契約に基づく保証会社の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、本項(1)①②③④⑤⑥⑦の個人情報を

当該業務委託先に預託すること。

2. 会員等は当行、保証会社および保証会社のカード取引システムに参加する保証会社の提携会社が、連帯保証を行うか否かの審査もしくは保証委託後の管理、その他自己との取引上の判断のため、第1項(1)①②③④の個人情報を共同利用することに同意します。(保証会社のカード取引システムに参加する保証会社の提携会社は次のホームページにてご確認ください。<https://www.jcb.co.jp/r/riyou/>) なお、本項に基づく共同利用に係る個人情報の管理について責任を有するものは保証会社となります。

## 第10条 (個人情報の開示、訂正、削除)

1. 会員等は、当行、保証会社、共同利用会社および保証会社のカード取引システムに参加する保証会社の提携会社に対して、当該会社が保有する自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。なお、開示請求は以下に連絡するものとします。
  - (1) 当行への開示請求：会員規約末尾に記載の当行相談窓口へ
  - (2) 保証会社、共同利用会社および保証会社のクレジットカード取引システムに参加する保証会社の提携会社への開示請求：本約款末尾に記載の保証会社相談窓口へ
2. 万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当行、保証会社および共同利用会社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

## 第11条 (個人情報の取り扱いに関する不同意)

保証会社は、会員等が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または本約款に定める個人情報の取り扱いについて承諾できない場合は、本契約の締結を断ることや、本契約を解約することがあります。

## 第12条 (契約不成立時および退会後の個人情報)

1. 保証会社が本約款に基づく保証委託の申込を承認しない場合であっても保証委託の申込をした事実は、承認をしない理由のいかんにかかわらず、第9条に定める目的に基づき一定期間利用されます。
2. 会員規約第28条に定める退会の申し出または会員資格の喪失後も、第9条に定める目的および開示請求等に必要範囲で、法令等または両社が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。

### 第13条（合意管轄）

会員と保証会社の間で訴訟が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず会員の住所地または保証会社の本社、支社、営業所の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

### 第14条（約款の改定）

両社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本約款を改定することができます。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定め、原則として会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。

2025年2月28日現在

※本約款の各条項に記載の法令は、当該条項の適用時点における最新の法令を指すものとします（改正により法令の名称、条文番号等に変更があった場合には、合理的に読み替えるものとします。）。

個人情報の開示、訂正、削除等会員の個人情報に関するお問い合わせ窓口

- ・株式会社ジェーシービー お客様相談室  
〒107-8686 東京都港区南青山5-1-22 青山ライズスクエア  
TEL:0120-668-500

## 預金口座振替規定

私は株式会社北洋銀行（以下甲という）から請求された金額を私名義の北洋-JCBデビット入会申込書に記載の預金口座から預金口座振替によって支払うこととしたいので、預金口座振替規定を確約のうえ依頼します。

1. 甲からのJCBデビットカード取引利用代金等の請求については、私に通知することなく、甲の指定する日（当日が金融機関休業日の場合には翌営業日）に請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。この場合、総合口座規定または預金規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出はしません。
2. 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）をこえるときは、私に通知することなく、請求書を甲に返戻してもさしつかえありません。また、振替日以降任意の日に、甲から請求のあった金額（振替日請求額の全額または一部）を引落しのうえ支払ってもさしつかえありません。
3. この契約を解約するときは、私から甲に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり甲から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出しない限り、甲はこの契約が終了したものとして取扱ってさしつかえありません。
4. この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、甲の責めによる場合を除き、甲には迷惑をかけません。

本規定は、株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という）またはJCBの提携するカード発行会社（以下「カード発行会社」とい、JCBとカード発行会社を併せて「両社」という）から、JCBブランドのカードまたはJCB所定のカード（以下、総称して「カード」という）の貸与を受けた会員が、MyJCBサービスを利用する場合の、両社が会員に提供するサービスの内容、利用方法、その他JCBまたは両社と会員との間の契約関係について定めるものです。会員は、本規定に同意のうえ、本規定にかかるサービスの提供を受けるものとします。

### 第1条（定義）

- 1.「会員」とは、カードの貸与を受けた者（家族会員を含む）をいいます。
- 2.「MyJCBサービス」（以下「本サービス」という）とは、両社が、両社所定のWebサイト（以下「本Webサイト」という）において提供する第4条の内容のサービスをいいます。
- 3.「利用登録」とは、両社が、会員による本サービスの利用を承認した場合に、当該会員を利用者として登録することをいいます。
- 4.「利用者」とは、利用登録が完了した会員をいいます。
- 5.「登録情報」とは、利用者が両社に届け出たEメールアドレス、秘密の合い言葉（第2条第5項に定めるものをいう）その他の情報およびID・パスワードの情報をいいます。
- 6.「認証情報」とは、ID・パスワード、秘密の合い言葉、ワンタイムパスワード（第5条第4項に定めるものをいう）および暗号鍵その他本サービスを利用するための本人確認に用いる情報の総称をいいます。
- 7.「利用端末」とは、利用者が本サービスを利用するために用いる端末をいいます。ただし、端末の機種等によっては利用端末として用いることができない場合があります。
- 8.「パスキー認証」とは、暗号鍵を用い、かつ利用者が利用端末においてモバイル端末認証（第5条第5項に定めるものをいう）を行うことによって、モバイル端末認証を行った者を利用者であると認証する認証方法をいいます。
- 9.「暗号鍵」とは、利用者がパスキー認証を行う際に必要な、利用端末において使用するために、利用者ごと（カードごと）に生成される電磁的な情報をいいます。
- 10.「パスキー登録」とは、利用者がパスキー認証を行うために、両社所定の方法により、パスキー認証の利用申込みを行い、両社が承認した場合に、暗号鍵が利用端末に保存されることおよび利用端末のOSにかかるアカウントのID（以下「OSア

カウントID] という) に紐づくことをいいます。

## 第2条 (利用登録等)

- 1.利用登録の対象者は、会員とします。ただし、一部の法人カード会員その他の両社所定の会員については利用登録できないものとします。
- 2.会員は、両社所定の方法により、本サービスの利用者として利用登録されるものとします。
- 3.本サービスの利用登録がなされた会員は、併せてJ/Secure(TM)利用者規定に基づくJ/Secure(TM)の利用登録もなされるものとします。  
ただし、一部JCBの提携するカード発行会社の会員およびJCB所定のカードの貸与を受けた会員については、この限りではありません。
- 4.両社は、利用登録に際して、カードごとに、同人を特定する番号 (以下「ID」という) およびパスワードを発行します。
- 5.利用者は、本サービスを利用するため、秘密の質問およびその答え (以下、併せて「秘密の合い言葉」という) を登録する必要があります。  
ただし、一部のカードについては、この限りではありません。
- 6.利用登録は、カードごとに行うものとします。同一のカードについて再度利用登録を行った場合、従前のIDおよびパスワードは効力を失うものとします。
- 7.利用者は、原則として、本サービスの利用を任意で中止することはできないものとします。ただし、両社が特に認めた場合には、この限りではありません。

## 第3条 (届出情報)

- 1.利用者は、利用者が日常的にメール受信を確認することが可能なEメールアドレスを、両社に対して届け出なければならず、利用登録がなされている期間、両社、JCBまたはカード発行会社から送信されるEメールを速やかに受信し確認することが可能な状態を維持しなければならないものとします。
- 2.利用者は、両社に届け出たEメールアドレスを変更する場合、直ちに両社所定の届出を行うものとします。

## 第4条 (本サービスの内容等)

- 1.両社の提供する本サービスの内容は、以下のとおりとします。  
ただし、利用者により提供を受けることのできるサービスに制限のある場合があります。
- (1)カード発行会社が提供する、①ご利用代金明細照会、②ポイン

- トの照会・交換、③キャッシングサービスの口座振込、④キャッシング1回払いからキャッシングリボ払いへ変更する登録、⑤利用可能枠の変更申請、⑥メール配信、⑦その他のサービス
- (2)JCBの提供する、①J/Secure(TM)、②メール配信、③MyJCB優待、④その他のサービス
- (3)両社の提供する、①届出情報の照会・変更、②キャンペーン登録・キャンペーン情報照会、③その他のサービス
- (4)その他両社所定のサービス
- 2.両社は、営業上その他の理由により、本サービスの内容を変更することができるものとします。この場合、両社は、利用者に対し、事前にJCBホームページ等で公表またはEメール等で通知します。
- 3.利用者のキャッシングサービスの利用可能枠の設定有無、または貸付の契約に関する勧誘に対する意思にかかわらず、利用者がキャッシングサービスに係るメニューを自ら選択をした場合、当該サービス内容に係る表示がされます。

## 第5条（本サービスの利用方法）

- 1.利用者は、本規定のほか、第4条第1項の各種サービスにおける「ご案内」、「ご利用上の注意」その他の注記事項および別途定める規約等（以下、本規定、注記事項および規約を総称して「本規定等」という）を遵守するものとします。
- 2.利用者は、本WebサイトにおいてIDおよびパスワードを入力する方法で認証を行って本Webサイトにログインすること（以下「ログイン」という）により、本サービスを利用することができるものとします。
- 3.前項にかかわらず、両社は、ログインに際して、IDおよびパスワードの入力に加えて、利用者が事前に登録した秘密の合言葉の答えの入力を利用者求める場合があります。この場合、利用者は、IDおよびパスワードに加えて、さらに当該答えを入力するか、または次項に基づき発行されるワンタイムパスワードを入力することで、ログインすることができるものとします。
- 4.前項において、利用者がワンタイムパスワードの入力を選択する場合は、両社は利用者が事前に登録したメールアドレスに、臨時のパスワード（以下「ワンタイムパスワード」という）を送信します。なお、当社の規定回数を超えて、繰り返しワンタイムパスワードの発行が求められた場合、当該IDの利用は一時的に停止され、利用者が本サービスの利用を再開するためには改めて利用登録をする必要があります。
- 5.利用者は、両社所定の方法によりパスキー登録がなされ、当該

パスキー登録が有効である場合、前三項に基づく認証に代えて、利用端末のモバイル端末認証（以下の各号のいずれかの方法による認証をいう）が行われることにより、両社所定の方法で暗号鍵を用いることによってパスキー認証を行い、ログインすることができるものとします。なお、最終ログイン日から両社所定の日数が経過した場合は、利用者に対する特段の通知なくパスキー登録は解除されるものとします。

- (1)利用端末を利用するために必要な暗証番号（以下「パスコード」という）を当該利用端末に入力することにより、当該利用端末の正当な保有者であることを認証する方法
  - (2)利用端末を利用するための認証手続として生体認証機能が当該利用端末に設定されている場合において、生体認証がなされることにより、当該利用端末の正当な保有者であることを認証する方法
  - (3)前二号のほか、利用端末のOSを提供する事業者が定める認証方法
- 6.利用者がMyJCBアプリにログインしようとする場合であって、MyJCBアプリ利用者規定第4条第2項に基づきログイン方法を選択している場合には、利用者がパスキー登録を行っている場合であっても、MyJCBアプリ利用者規定第4条第2項に基づくログイン方法が適用されることとなります。
- 7.両社は、入力されたIDとパスワードの一致を確認することにより、その入力者を利用者本人と推定します。ただし、パスキー認証を行う場合は、モバイル端末認証がなされたことにより、暗号鍵が用いられた場合には、当該端末の占有者が利用者本人であると推定します（なお、パスキー認証は利用者がパスキー登録を行った利用端末以外の端末（以下「他端末」という）においても利用することができるため、他端末において当該他端末のモバイル端末認証がなされた場合であっても、その結果暗号鍵が用いられた場合には、当該他端末の占有者が利用者本人であると推定します。）。なお、第5条の2に基づきおまとめログイン設定がなされている場合は、両社は、おまとめ対象IDのいずれか1つにおいて本条に基づく認証がなされることにより、すべてのおまとめ対象IDに係るカードに関して、当該認証手続を行った者を利用者本人と推定します。

## 第5条の2（おまとめログイン設定）

- 1.同一の利用者がJCB、カード発行会社、または両社から複数のカードの貸与を受け、当該カードごとにIDの発行を受けている場合に、JCB所定の方法でそれら複数のIDを相互に紐付ける設定（以下「おまとめログイン設定」という）をすることがで

きます（おまとめログイン設定によって相互に紐付けられたIDを「おまとめ対象ID」という）。おまとめログイン設定後は、以下の機能が適用されます。

- (1)おまとめ対象IDのいずれか1つでログインすることにより、他のすべてのおまとめ対象IDに係るカードについてはログインすることなく、本サービスを利用することができるものとします。ただし、両社がセキュリティ上必要と判断した場合はこの限りではありません。
  - (2)利用者がおまとめ対象IDのいずれか1つに係るカードについて、次の情報（自宅住所・自宅電話番号・携帯電話番号・勤務先住所・勤務先電話番号・通学先・本会員の収入・生計を同一とする方の人数・住宅ローンの有無・家賃支払いの有無等）の変更を本サービスを利用して届け出た場合、すべてのおまとめ対象IDに係るカードについて当該属性情報が一括して変更されます。（これらの情報の一括変更機能の対象外となるカードがあります。対象外となるカードについては、【<https://www.jcb.co.jp/myjcb/pop/omatome-login.html>】に公表します。）
  - (3)利用者がおまとめ対象IDのいずれか1つに係るカードについて、Eメールアドレスおよびメール配信の希望有無に関する情報の変更を届け出た場合、利用者は、他のおまとめ対象IDに係るカードについて当該変更の適用有無を選択することができます。
- 2.おまとめログイン設定できるカードの範囲は、カードによって異なります。各カードでおまとめログイン設定できるカードの範囲は、【<https://www.jcb.co.jp/myjcb/pop/omatome-login.html>】に公表します。なお、家族カードはおまとめログイン設定することができません。
  - 3.会員区分の変更（一般カードからゴールドカードへの変更またはその逆の変更等をいう）があった場合、当該変更前のカードの本サービスの利用登録により発行されていたIDは、自動的に変更後のカードのIDとして引き継がれ、変更前のカードには自動的に新規のIDとパスワードが発行されます。このとき、変更後のカードに引き継がれたIDと変更前のカードに自動的に新規発行されたIDは、自動的におまとめログイン設定されます。
  - 4.おまとめログイン設定の解除を希望する場合は、JCB所定の方法で解除をするものとします。

## 第6条（特定加盟店への情報提供サービス）

- 1.JCBブランドの一部の加盟店（以下「特定加盟店」という）に

において、本サービスのIDおよびパスワードを入力することにより、その入力者が本サービスの利用者であると推定できる情報、またはそれに加えて当該IDの対象となる利用者の氏名・会員番号・カードの有効期限等がJCBより当該特定加盟店に提供されることに、同意するものとします。

- 2.両社は特定加盟店サービスに第1項で定める情報を提供するのみであり、利用者は、特定加盟店のWebサイト等において、自ら特定加盟店サービスの内容等を確認し、特定加盟店との間で直接契約を締結するものとします。両社は、特定加盟店サービスの内容について一切責任を負わないものとします。

## 第7条（利用者の管理責任）

- 1.利用者は、自己の認証情報（利用者がパスキー登録を行っている場合には、パスコードならびにOSアカウントIDおよびそのパスワードを含むものとする。以下同じ。）が本サービスまたは特定加盟店への情報提供サービスにおいて使用されるものであることを認識し、厳重にその管理を行うものとします。
- 2.利用者は、自己の認証情報を、他人に知られないように善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
- 3.自己の認証情報が第三者に使用されたことによる損害は、両社の故意または過失による場合を除き、両社は一切責任を負わないものとします。ただし、利用者が認証情報、端末および第5項に定めるクラウドサービス等に利用するための認証情報等の管理に関して、本条に定める管理責任等に違反していない場合には、両社は利用者の責任を求めません。
- 4.利用者は、自己の認証情報が使用されて両社または第三者に対して損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならないものとします。
- 5.利用者はパスキー登録を行った場合、第5条第7項に定める内容も考慮の上、暗号鍵を複製（クラウドサービス上に保存する行為を含む）するか否か、自己の責任において慎重に判断するものとし、暗号鍵を複製した場合には、その結果複製された暗号鍵が第三者によって使用された場合であっても、本条に基づく責任を負うものとします。また、利用者が暗号鍵を第三者が提供するクラウドサービスまたはその他のアプリサービス等（以下「クラウドサービス等」という）において保存している場合には、クラウドサービス等を利用するための認証情報等（ID・パスワードを含むが、それに限らない。）を厳重に管理するものとします。
- 6.利用者は暗号鍵を保存している端末を厳重に管理する義務を負い、当該端末の使用について一切の責任を負うものとします。

また、当該端末を紛失し、または盗難被害にあった場合には、直ちに両社に連絡し、両社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。

#### 第8条（利用者の禁止事項）

利用者は、本サービスの利用にあたって、以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1)自己の認証情報を第三者に譲渡または使用させる行為
- (2)他人の認証情報を使用する行為
- (3)本サービスに基づく権利または義務を第三者に譲渡または承継させる行為
- (4)コンピュータウィルス等の有害なプログラムを、本Webサイトを通じて、または本サービスに関連して使用または提供する行為
- (5)JCBまたはカード発行会社の権利を侵害する行為、および侵害するおそれのある行為
- (6)法令または公序良俗に反する行為

#### 第9条（知的財産権等）

本サービスの内容または本Webサイトを構成する著作物等に係る著作権、商標権その他の知的財産権等は、すべてJCB、カード発行会社その他の権利者に帰属するものであり、利用者はこれらの権利を侵害し、または侵害するおそれのある行為をしてはならないものとします。

#### 第10条（利用登録抹消）

両社は、利用者が次のいずれかに該当する場合、何らの催告または通知を要することなく、その利用登録を抹消して利用者のIDを無効とすることができるものとし、また、当該利用者の本サービスの利用を制限することができるものとします。

- (1)カードを退会した場合またはカードの会員資格を喪失した場合
- (2)本規定のいずれかに違反した場合
- (3)利用登録時に虚偽の申告をした場合
- (4)本サービスの利用に際し必要とされる債務の弁済または義務の履行を行わなかった場合
- (5)同IDで連続してログインエラーとなった場合
- (6)その他両社が利用者として不適当と判断した場合

#### 第11条（利用者に対する通知）

1.両社は、利用者が登録したEメールアドレスを、利用者に対する通知や情報提供に利用します。ただし、利用者は、両社所定

- の届出をすることにより、両社が必要と判断する通知を除くEメールによる通知、情報提供の中止を依頼することができるものとします。
- 2.両社が登録されたEメールアドレスに対して通知や情報提供を行ったことにより、利用者または第三者に対して損害が発生した場合にも、両社の故意または過失による場合を除き、両社は一切責任を負わないものとします。
  - 3.利用者は第3条に基づき届け出たEメールアドレス宛にEメールが受信していないか、適宜確認を行うものとします。また、利用者が第3条第1項および第2項に定める義務を遵守しなかったために、JCBまたはカード発行会社から利用者への通知が到着しなかった場合または延着した場合といえども、通常到着すべきときに到着したものとみなします。ただし、会員にやむを得ない事情があり、第3条第2項に基づく変更届出が遅延した場合はこの限りではないものとします。

## 第12条（個人情報の取扱い）

- 1.利用者は、両社がEメールアドレス・電話番号などの登録情報および本サービスの利用に関する情報等の個人情報につき、必要な保護措置を行ったうえ以下の目的のために利用することに同意するものとします。
  - (1)本サービスを提供すること
  - (2)宣伝情報の配信等両社の営業に関する案内に利用すること
  - (3)業務上の必要事項の確認やご連絡に利用すること
  - (4)市場調査を目的としたアンケート依頼に利用すること
  - (5)統計資料などに加工して利用すること（なお、個人が識別できない情報に加工されます。）
- 2.利用者のうちJCBが発行したカードの貸与を受けた会員（家族会員を含むものとし、以下「JCB発行カード利用者」という）は、JCBがEメールアドレス・電話番号などの登録情報、本サービスの利用に関する情報およびJCBが会員規約に基づき収集した利用者のカードの利用内容等の個人情報につき、必要な保護措置を行ったうえ、前項に加えて、以下の目的のために利用することに同意するものとします。
  - (1)JCBまたはJCBが提携する企業の商品やサービス・キャンペーン等の広告の配信（広告配信対象者（JCB発行カード利用者以外の第三者を含む。以下同じ。）に応じて効果的または効率的に広告を行うために広告配信対象者の趣味・嗜好を分析する行為を含む）に利用すること
  - (2)JCBの公式SNSアカウント等を用いてJCB発行カード利用者に対するJCB発行カード利用者のJCBカードの利用に関連する各

種案内の配信をするために利用すること

3. JCBは、前項の目的のために、JCB発行カード利用者のEメールアドレスおよび電話番号を必要な保護措置を行ったうえで、前項(1)号の広告を配信する事業者（広告事業者、メディア運営事業者、Webサイト運営事業者等）および前項(2)号の配信事業を行うSNS事業者等（以下、併せて「提供先事業者」という）に提供して、提供先事業者にJCBが指定した配信を行わせることができるものとし、JCB発行カード利用者はこれに同意するものとし、JCBから取得した個人情報と提供先事業者が適正に取得した個人情報とを突合することができるものとし、提供先事業者（外国事業者を含む）と提供する個人情報の利用目的および提供先事業者が講ずる措置等については<https://www.global.jcb/ja/policy/privacy/thirdparty.html>にあらかじめ掲載します。また、JCB発行カード利用者が<https://www.global.jcb/ja/policy/privacy/stop.html>に掲載する方法で、JCBが前項(1)号の目的でJCB発行カード利用者の個人情報を利用すること、および当該目的のために本項に基づく第三者提供を行うことの中止を申し出た場合、JCBは業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとし、
4. 両社は、両社の業務を第三者に委託する場合、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に提供します。

### 第13条（免責）

1. 両社は、本サービスに使用する電子機器、ソフトウェア、暗号技術などにつき、その時点における一般の技術水準に従って合理的なシステムを採用し、保守および運用を行うものとし、両社はその完全性を保証するものではありません。
2. 両社は、両社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、本サービスの利用に起因して生じた利用者の損害について、責任を負わないものとし、
3. 両社は、故意または重大な過失による場合を除き、利用者に生じた逸失利益および特別な事情により生じた損害については責任を負いません。また、いかなる場合であっても、両社が予測し得ない特別な事情により生じた損害については責任を負わないものとし、

### 第14条（本サービスの一時停止・中止）

1. 両社は、天災、事変、その他の非常事態が発生し、もしくは発生する恐れのあるときは、事前に公表または利用者に通知することなく、本サービスの全部、または一部の提供を停止する措

- 置を取ることができるものとします。
- 2.両社は、システムの保守等、本サービスの維持管理またはセキュリティの維持に必要な対応を行うため、必要な期間、本サービスの全部または一部の提供を停止することができるものとします。この場合、両社は、利用者に対し、事前にJCBホームページ等で公表または利用者へ通知します。ただし、緊急的な保守、セキュリティの確保、システム負荷集中の回避等の緊急を要する場合には、事前の公表および通知をすることなく、本サービスの提供を停止します。
  - 3.両社は、第1項または第2項に基づく本サービスの停止に起因して利用者へ生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

### 第15条（本規定の改定）

- 1.両社は、民法の定めに基づき、利用者と個別に合意することなく、将来本規定を改定することができます。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定め、原則としてEメールを送信する方法により、利用者に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら利用者の利益となるものである場合、または利用者への影響が軽微であると認められる場合、その他利用者へ不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。
- 2.前項にかかわらず、利用者が第3条の義務を遵守していない場合、両社は、前項但書の場合に該当するか否かにかかわらず、本規定の改定を、当該改定の効力が生じる日を定め、本Webサイトに掲載する方法により周知することで足りるものとします。

### 第16条（準拠法）

本規定の効力、履行および解釈に関しては、すべて日本法が適用されるものとします。

### 第17条（合意管轄）

本サービスの利用に関する紛争について、会員とカード発行会社またはJCBとの間で訴訟が生じた場合、会員の住所地またはカード発行会社（会員とカード発行会社との間の訴訟の場合）もしくはJCB（会員とJCBとの間の訴訟の場合）の本社、支社、営業所の所在地を所轄する簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

## 第18条（本規定の優越）

本サービスの利用に際し、両社が別に定める会員規約などのあらゆる規約と本規定の内容が一致しない場合は、本規定が優先されるものとしします。

カード発行会社が株式会社ジェーシービーの場合、「カード発行会社」、「両社」、「JCBまたはカード発行会社」、「JCBまたは（もしくは）両社」をJCBと読み替えるものとしします。

## 附則

第1条第10項に定めるパスキー登録の申込みが可能となるカードは、別途両社が公表します。

(MJ100000・20250228)

## 第1条（本特則の適用）

- 1.本特則は、「MyJCB利用者規定」（以下「本規定」という）に定める本サービス内容に関し、カード発行会社が発行するJCBデビットカードの会員に適用されます。
- 2.本特則に定めのない事項については、本規定およびJCBデビット会員規約が適用されます。

## 第2条（本規定の変更）

- 1.本規定第1条第1項を以下のとおりに変更します。  
「1.「会員」とは、株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という）の提携するカード会社が発行するJCBカード（以下「カード」という）の貸与を受けた者（家族会員を含む）をいいます。」
- 2.本規定第4条第1項を以下のとおりに変更します。  
「1.両社の提供する本サービスの内容は以下のとおりとします。ただし、利用者により提供を受けることのできるサービスに制限のある場合があります。  
(1)カード発行会社が提供する、①ご利用代金明細照会、②ポイントの照会・交換、③利用限度額の設定変更、④メール配信、⑤その他のサービス  
(2)JCBの提供する、①J/Secure(TM)、②メール配信、③MyJCB優待、④その他のサービス  
(3)両社の提供する、①属性照会・変更、②キャンペーン登録・キャンペーン情報照会、③その他のサービス  
(4)その他両社所定のサービス」
- 3.本規定第4条第3項の規定はJCBデビットカードの会員には適用されません。

## 第3条（デビットショッピング利用時等の通知）

- 1.カード発行会社は、本特則第2条第2項による変更後の本規定第4条第1項(1)④メール配信サービスの一部として、次の各号の場合に本規定第11条に基づきEメールにて通知を行うものとします。なお、家族カードによるデビット取引に関する次の各号の通知も本会員のEメールアドレス宛に行われ、家族会員のEメールアドレス宛には行われません。
  - ①会員に貸与されたカードによるデビットショッピング（国外での利用も含む）または海外現地通貨引き出しサービスの利用があり、JCBデビット会員規約に定める保留額または追加引落額が預金口座から引き落とされた場合
  - ②会員に貸与されたカードによりデビットショッピング（国外での利用も含む）または海外現地通貨引き出しサービスの利用がされようとしたにもかかわらず、当該サービスの利用ができな

かった場合であって、その理由がカード発行会社所定の理由に該当する場合

- ③JCBデビット会員規約第23条第1項から第3項に定める、カード発行会社から本会員への連絡を行う場合
- 2.本会員は、前項各号に定める通知を受信できるように、両社に届け出たEメールアドレスを常に最新かつ受信可能な状態にしなければなりません。
- 3.カード発行会社は、本会員が両社に届け出たEメールアドレス宛へのEメールの送信手続きの完了をもって第1項に定める通知を行ったものとします。
- 4.本会員が第2項に定める義務を怠ったことにより、本会員に対して損害が発生した場合には、両社は一切責任を負わないものとします。
- 5.第1項に定める通知は、本会員が通知の中止を両社に届け出た場合、行われません。
- 6.第1項に定める通知は、本規定第14条第1項に該当する場合、遅延、一時停止または中止することがあります。

# MyJチェック利用者規定

## 第1条（目的）

本規定は、株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という）および株式会社ジェーシービーの指定するカード発行会社（以下「カード発行会社」といい、JCBとカード発行会社を併せて「両社」という）が提供するサービス「MyJCB」（以下「MyJCB」という）の利用登録（以下「利用登録」という）を受けた会員が第2条に定める「MyJチェック」を利用する場合の条件等を定めるものです。

## 第2条（定義）

本規定におけるそれぞれの用語の意味は、次のとおりです。本規定において特に定めのない用語については、会員規約におけるものと同様の意味を有します。

- (1) 「MyJチェック」（以下「本サービス」という）とは、本規定に定める例外事由に該当しない限り、会員が会員規約に定める明細書の送付を受けないようにするサービスをいいます。
- (2) 「MyJチェック利用者」とは、両社が本サービスの利用を承認した会員をいいます。

## 第3条（対象会員）

1. MyJCB利用者規定に同意のうえ、MyJCBの利用登録を受けた会員を本サービスの対象会員とします。
2. 前項のほか、本サービスを利用することができる者の条件は、両社が定めるものとします。

## 第4条（利用の申請）

本サービスの利用を希望する者は、本規定を承認のうえ、両社が公表している方法により両社に申請し、両社の承認を得るものとします。

## 第5条（本サービスの内容等）

1. カード発行会社は、MyJチェック利用者に対して、明細書を送付しないものとし、MyJチェック利用者は「MyJCB」での閲覧およびダウンロードにより明細を確認できるものとします。ダウンロードできるソフトウェアの種類はAdobe Readerとします。
2. 前項にかかわらず、MyJチェック利用者の明細（カードが個人用の場合には家族会員、法人用の場合にはカード使用者の利用分を含む）の確定時において次のいずれかに該当する場合、カード発行会社は明細書をMyJチェック利用者へ送付します。
  - (1) 法令等によって書面の送付が必要とされる場合

- (2)コンビニエンス払込票を使った収納代行による支払いを行っている場合
  - (3)MyJチェック利用者が明細書の送付を希望し、両社が認めた場合
  - (4)その他両社が明細書の送付を必要と判断した場合
- 3.第1項にかかわらず、キャッシング1回払いまたはキャッシングリボ払いの利用がある場合、MyJチェック利用者は、カード発行会社が当面の間、貸金業法第17条第1項に基づき、利用内容を明らかにした書面（以下「貸金業法第17条第1項の書面」という）を、ご利用の都度MyJチェック利用者に送付するものとするを承諾するものとします。ただし、両社が別に定める会員規約に貸金業法第17条第1項の書面を送送する旨の記載がない場合は、送付しないものとします。
- 4.両社は、通知ならびに公表のうえ、貸金業法第17条第1項の書面に代えて貸金業法第17条第6項に規定された書面、および貸金業法第18条第1項に規定された書面の交付に代えて、同第3項に規定された書面を交付することができるものとします。
- 5.MyJチェック利用者は、「MyJCB」によって明細の内容を確認するものとします。ただし、通信上のトラブル・インターネット環境などにより、「MyJCB」による確認ができない場合、MyJチェック利用者は両社に問い合わせることにより確認することができます。
- 6.両社は、MyJチェック利用者の明細の内容が確定した旨の通知（以下「明細確定通知」という）を、MyJチェック利用者が届け出たEメールアドレス宛に毎月送信するものとします。ただし、次のいずれかに該当する場合は明細確定通知を送信しないものとします。
- (1)MyJチェック利用者が届け出たEメールアドレスに明細確定通知を送信したにもかかわらず、正しく受信されないことがあった場合
  - (2)その他両社が明細確定通知を送信すべきでない判断した場合
  - (3)標準期間にカード利用がなく、かつ約定支払額が0円である場合
- 7.両社は、送信手続の完了をもって前項の手続の終了とします。ただし、MyJチェック利用者は、明細確定通知の受信の有無にかかわらず、「MyJCB」による明細の確認を行うことができるものとします。
- 8.MyJチェック利用者は、「MyJCB」において申請したEメールアドレスは常に受信可能な状態にすることとします。明細確定通知を受信できないことにより、MyJチェック利用者または第三者に対して損害が発生した場合にも、両社は責任を負わない

ものとし、ただし、両社の責に帰すべき事由によらない場合に限り、

#### 第6条（本サービスの提供終了）

両社は、MyJチェック利用者が次のいずれかに該当する場合、MyJチェック利用者の承諾なくして本サービスの提供を終了し、明細書を送付するものとし、

なお、本サービスの提供を終了した場合、MyJチェック利用者はカード発行会社に対し明細書の発行および送付にかかる明細手数料を会員規約の定めに従い支払うものとし、

- (1)本規定のいずれかに違反した場合
- (2)その他両社がMyJチェック利用者として不適当と判断した場合
- (3)MyJCB利用者規定により利用登録を抹消された場合、ただし利用者が同一のカード番号について再度利用登録を行った場合についてはこの限りではありません

#### 第7条（終了・中止・変更）

- 1.両社は、通知ならびに公表のうえ、本サービスを終了もしくは中止し、または内容を変更することができるものとし、
- 2.本サービスの内容は、日本国の法律の下に規制されることがあります。

#### 第8条（本規定の改定）

両社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本規定を改定することができます。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定め、原則として会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。

#### 第9条（本規定の優越）

本サービスの利用に際し、両社が別に定める会員規約などのあらゆる規約と本規定の内容が一致しない場合は、本規定が優先されるものとし、

カード発行会社が株式会社ジェーシービーの場合、「カード発行会社」、「カード発行会社およびJCB」、「両社」、「JCBまたはカード発行会社」をJCBと読み替えるものとし、

## MyJチェック利用者規定にかかる特則

### 第1条（本特則の適用）

- 1.本特則は、「MyJチェック利用者規定」（以下「本規定」という）に定める本サービス内容に関し、カード発行会社が発行するJCBデビットカードの本会員（個人カードの場合）および法人会員（法人カードの場合）（これらを総称して以下「JCBデビットカードの会員」という）に適用されます。
- 2.本特則に定めのない事項については、本規定およびJCBデビット会員規約（個人カードおよび法人カードに適用されるそれぞれの会員規約を指す）が適用されます。

### 第2条（本規定の変更）

- 1.本規定第5条第2項から第4項の規定はJCBデビットカードの会員には適用されません。
- 2.本規定第5条第6項(3)を以下のとおりに変更します。  
〔(3)明細確定通知該当月におけるカード利用による預金口座での決済がない場合〕
- 3.本規定第6条の規定はJCBデビットカードの会員には適用されません。

(MJ100001・20200331)

# MyJCBアプリ利用者規定

## 第1条（規定の目的および適用等）

- 1.本規定は、スマートフォン端末（以下「端末」という。）で使用される専用のアプリケーションであって、株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という。）またはJCBの提携するカード発行会社（以下、併せて「両社」という。）が提供・運営するもの（以下「本アプリ」という。）について、会員が本アプリにログインすることにより提供を受けるサービス（以下「本サービス」という。）の利用に関する条件等を本アプリの利用者（以下「利用者」という。）と両社との間で定めるものです。
- 2.本規定は、「MyJCB利用者規定」（以下「原規定」という。）の特則です。本規定に定めがない事項については、原規定が適用されます。また、本規定に別途定めがない限り、本規定の用語は、原規定の用法に従うものとします。
- 3.利用者は、原規定および本規定（以下、併せて「両規定」という。）の内容を承諾し、両規定を遵守して本アプリを利用するものとします。

## 第2条（利用条件等）

- 1.本アプリの利用者は、原規定に基づき両社の提供する会員専用WEBサービス（原規定においては「本サービス」と定義されているが、本規定においては「MyJCBサービス」という。）の利用登録がなされている会員であって、両社所定の方法により、本規定に同意のうえ、本アプリの利用手続きを行った方とします。
- 2.利用者は自己の費用と責任において本アプリを次項の指定端末にダウンロードおよびインストールするものとします。本アプリのダウンロード、インストールおよび使用に伴う通信料等は利用者の負担となります。また、利用者は、本アプリをダウンロードする際、ダウンロードサイトの利用規約等を遵守するものとします。
- 3.本アプリを利用できる端末は、両社所定の端末（以下「指定端末」という。）に限ります。ただし、指定端末であっても、端末の利用状態等によっては本アプリが正常に動作せず利用できない場合があります。

## 第3条（本サービスの内容）

- 1.両社の提供する本サービスの内容は、以下のとおりとします。ただし、利用者により提供を受けることのできるサービスに制限のある場合があります。
  - (1)MyJCBサービス（原規定において「本サービス」として規定されるサービスをいう。）

- (2)両社が提供するサービスについての案内（サービスの勧誘にわたる場合があります。）
- (3)その他両社が提供するサービス
- 2.前項(1)にかかわらず、ご利用代金明細照会の項目等情報提供の範囲が異なるなど、MyJCBサービスとは一部サービス内容が異なる場合があります。各種法令に基づく電磁的方法による情報提供は、本サービスではなく、MyJCBサービスにおいて行いますので、利用者はMyJCBサービスを確認するものとします。
- 3.両社は、営業上その他の理由により、本サービスの内容を変更することができるものとします。両社は、本サービスの重要な変更を行う場合は、利用者に対し、事前にJCBのホームページ等で公表またはEメール等で通知します。
- 4.利用者のカードにおけるキャッシングサービスの利用可能枠の設定有無、または貸付契約に関する勧誘に対する利用者の意思にかかわらず、本サービスには、キャッシングサービスに係る案内（勧誘にわたる場合があります。）が含まれます。
- 5.本サービスの種類および内容に応じて、サービスごとの規定または利用者に適用される利用条件もしくは利用者の遵守事項等（以下、これらを総称して「個別規定等」という。）が存在する場合があります。個別規定等は本アプリ上に表示される方法により、利用者に告知されますので、利用者は個別規定等の内容に同意のうえ、各サービスを利用するものとします。

#### 第4条（ログイン）

- 1.利用者は、インターネット環境を利用し、MyJCBサービスのIDおよびパスワードと同一のIDおよびパスワード（以下「ID・パスワード」という。）を入力することにより本アプリにログインし、本サービスを利用できるものとします。両社は、ID・パスワードの一致を確認することにより、当該アクセス者を利用者本人と推定します。
- 2.利用者は、本アプリにログインした際に、それ以降の本アプリへのログイン時に、ID・パスワードの都度の入力を省略する以下のいずれかの方法を用いるか否かを選択することができます。
  - (1)MyJCBサービスのパスワードのみを都度入力する方法
  - (2)利用者が本アプリ用に両社に任意に登録したパスワード（以下「パスコード」という。）を都度入力する方法
  - (3)パスコードを登録し、指定端末の生体認証機能を利用する設定をしたうえで、当該生体認証を行う方法（生体認証機能のある指定端末の場合に限る。）またはパスコードを都度入力する方法

- (4)ID・パスワード等何らの認証情報を入力しない方法（以下「オートログイン機能」という。）
- 3.両社は、前項(1)においてはMyJCBサービスのパスワードの一致、(2)(3)においてはパスコードの一致を確認することによりその入力者を利用者本人と推定し、(3)で生体認証を行う場合には生体認証に成功した者を利用者本人とみなします。
- 4.利用者がオートログイン機能を用いることを選択した場合、両社は、指定端末の占有者が利用者本人であるとみなします。オートログイン機能を用いることが選択された場合、指定端末の占有者はID・パスワードの入力をせずに、会員として本サービスの提供を受けることができますので、「オートログイン機能」を用いるか否かは、利用者自身の判断と責任において行ってください。
- 5.原規定に基づきMyJCBサービスに関しておまとめログイン設定をしている場合、本サービスにおいても、おまとめログイン設定の機能が適用されます。
- 6.第1項にかかわらず、利用者が本アプリをダウンロード後初めてログインする場合（本アプリを再度ダウンロードした場合やバージョンアップされた本アプリをダウンロードした後に初めてログインする場合等を含む。）その他両社所定の場合、両社は、利用者に対して、ID・パスワードの入力に加えて、ログインするカードの有効期限およびセキュリティコード、またはワンタイムパスワード（認証手続きを行おうとする際に都度発行を受け、1回に限って利用できるパスワードのことをいう。以下同じ。）の入力を求める場合があります。この場合、利用者は、両社の指定する方法に従って認証手続きを行うことで、本サービスを利用することができるものとします。

#### 第5条（指定端末、ID・パスワードおよびパスコードの管理）

- 1.利用者は、本アプリの利用にあたり、本アプリをダウンロードした指定端末、ID・パスワードおよびパスコードを厳重に管理する義務を負い、当該端末の使用について一切の責任を負うものとします。ID・パスワードおよびパスコードの管理責任については原規定第7条が適用されます。
- 2.利用者は、本アプリをダウンロードした指定端末を紛失し、または盗難被害にあった場合には、直ちに両社に連絡し、両社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。
- 3.利用者は、本アプリをダウンロードした指定端末を変更、譲渡もしくは処分し、または通信事業者との契約解除等を行う場合には、事前に当該端末から本アプリを削除するものとします。
- 4.オートログイン機能を用いることが選択された状態で第三者が

指定端末を占有したことにより利用者に発生した損害については、両社は、一切の責任を負わないものとします。

## 第6条（利用者情報の取扱い）

1. 利用者は、両社が、パスコード等本アプリのログイン時に登録された情報、本サービスの利用に関する情報、指定端末の識別番号・広告識別子、両社が会員規約に基づき収集した利用者のカードの利用内容等、およびアンケート実施時の利用者の回答情報等の個人情報につき、必要な保護措置を行ったうえで以下の目的のために利用することに同意するものとします。
  - (1) 本サービスを提供すること
  - (2) 宣伝情報の配信等両社の営業に関する案内に利用すること
  - (3) 業務上の必要事項の確認やご連絡に利用すること
  - (4) 市場調査を目的としたアンケート依頼に利用すること
  - (5) 統計資料などに加工して利用すること（なお、個人が識別できない情報に加工されます。）
  - (6) 両社または両社が提携する企業の商品やサービス・キャンペーン等の広告の配信（広告配信対象者（利用者以外の第三者を含む。以下同じ。）に応じて効果的または効率的に広告を行うために広告配信対象者の趣味・嗜好を分析する行為を含む）に利用すること
2. 両社は前項の目的のために、利用者の指定端末の広告識別子を必要な保護措置を行ったうえで、前項(6)号の広告を配信する事業者（広告事業者、メディア運営事業者、WEBサイト運営事業者等）（以下「提供先事業者」という。）に提供して、提供先事業者が両社が指定した配信を行わせることができるものとし、利用者はこれに同意するものとします。なお、提供先事業者は、両社から取得した広告識別子と提供先事業者が適正に取得した個人情報とを突合することができるものとします。提供先事業者（外国事業者を含む）と提供する個人情報の利用目的および提供先事業者が講ずる措置等については<https://www.global.jcb/ja/policy/privacy/thirdparty.html>にあらかじめ掲載します。なお、利用者は、両社が指定端末から広告識別子を収集し、前項の目的で利用することおよび本項に基づく第三者提供を行うことを希望しない場合には、<https://www.jcb.co.jp/myjcb/app/pop/shikibetsushi-mukou.html>に記載の手順に従って広告識別子の提供を無効化することにより、両社による収集等を中止することができます。
3. 両社は、両社の業務を第三者に委託する場合、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に提供します。

## 第7条 (情報配信の同意)

利用者は、本アプリの起動の有無に関わらず、両社が別に定める会員規約、原規定および本規定により利用者の同意を得ている範囲内で、指定端末に情報を配信することについて、同意します。

## 第8条 (免責事項)

- 1.両社は以下に掲げる各損害についていかなる責任も負わないものとしします。
- (1)利用者が不正に改造された指定端末を利用したことに起因する損害
  - (2)通信回線や指定端末等の利用者が使用する機器、ソフトウェア・ハードウェアの動作障害に起因する損害
  - (3)本サービスの利用の際に発生した電話会社または各種通信業者より請求される費用等に関連する損害
- 2.本サービスの提供にあたり、前項のほか、原規定第13条が適用されるものとしします。

## 第9条 (禁止事項)

利用者は、本サービスの利用にあたり、以下の事項に該当する行為もしくはそのおそれのある行為、またはそれらに類似する行為を行ってはならないものとしします。

- (1)法令もしくは公序良俗に違反する行為
- (2)両社もしくは第三者の著作権、知的財産権、その他の権利または利益を侵害する行為
- (3)本サービスの運営もしくは両社の営業を妨害する行為 (システムその他の設備に過大な負荷を与える行為や、コンピューターウイルス、マルウェア等のプログラムを含む情報等を送信する行為を含む。)
- (4)両社の名誉もしくは信用を毀損する行為
- (5)本アプリのプログラムを改変する行為、同アプリのプログラムを逆コンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアリングし、その他同アプリのソースコード、アイデア等を解析または分析する行為
- (6)他人のIDもしくはパスワードを不正に使用する行為
- (7)他人の権利・プライバシーを侵害する行為
- (8)本規定に基づく本サービスの個人的利用を超えて、本アプリを商業目的で利用 (使用、複製、複写、頒布、公衆送信、再使用許諾等することをいう。) する行為
- (9)その他本規定に反する行為
- (10)第三者に対して前各号の行為を行うよう助長し、または幫助する行為

- (11)その他、本サービスの利用目的に照らして両社が不適切と判断する行為

#### **第10条 (権利帰属)**

本アプリ、および本サービスにおいて掲載されたすべての内容(情報、商標、デザイン等)の著作権、その他一切の知的財産権は両社または両社に権利の使用を許諾したライセンサーに帰属します。利用者は、これらについて知的財産権その他一切の権利を取得するものではありません。

#### **第11条 (本アプリの停止・変更等)**

- 1.両社は、本サービスの全部または一部を停止する場合があります。この場合、原規定第14条が適用されます。
- 2.両社は、利用者への事前の通知なく、本アプリのバージョンアップその他の改変を行うことができます。ただし、両社は本アプリのバージョンアップの義務を負うものではありません。
- 3.両社は、事前に利用者へに通知することにより、本サービスを終了することができます。その場合、利用者はMyJCBサービスを利用するものとします。

#### **第12条 (利用停止等)**

両社は、利用者が原規定第10条(1)から(6)のいずれかに該当する場合、何らの催告または通知を要することなく、利用者による本サービスの利用を停止または制限することができるものとします。

#### **第13条 (本規定の改定)**

両社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本規定を改定することができます。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定めたとうえで、原則として会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。

#### **第14条 (準拠法)**

本規定の効力、履行および解釈に関しては、すべて日本法が適用されるものとします。

#### **第15条 (合意管轄)**

本サービスの利用に関する紛争について、利用者とカード発行会

社またはJCBとの間で訴訟が生じた場合、利用者の所在地またはカード発行会社（利用者とカード発行会社との間の訴訟の場合）もしくはJCB（利用者とJCBとの間の訴訟の場合）の本社、支社、営業所の所在地を所轄する簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

※本規約または本規定に付随する規定もしくは特約等の各条項に記載の法令は、当該条項の適用時点における最新の法令を指すものとします（改正により法令の名称、条文番号等に変更があった場合には、合理的に読み替えるものとします。）。

(MJ120000・20250228)

# Ok! Dokiポイントプログラム利用規定

## 第1条 (本利用規定)

- 1.Ok! Dokiポイントプログラムとは、カード発行会社（以下「当社」という。）および株式会社ジェーシービー（以下「JCB」といい、当社とあわせて「両社」という。）が運営するポイントプログラムを利用したサービスをいいます。本利用規定は、Ok! Dokiポイントプログラムに関する基本的事項を定めるものです。
- 2.Ok! Dokiポイントプログラムは両社が定めるJCBブランドカード（以下「カード」という。）に関する契約（以下「JCB会員規約」という。）に規定する付帯サービスとして提供されます。本利用規定に定めのない事項については、各JCB会員規約が適用されます。
- 3.Ok! Dokiポイントプログラムは、各JCB会員規約を承認のうえ、当社よりカード（ただし、ホームページまたはサービスガイド等で両社がOk! Dokiポイントプログラムの対象となることを通知・公表しているものに限り）の貸与を受けた個人カードの本会員および家族会員、ならびに法人カードの法人会員およびカード使用者（以下総称して「会員」という。）を対象とします。
- 4.家族会員およびカード使用者は、各JCB会員規約に基づく代理権、または会員自身の権利により、Ok! Dokiポイントプログラムを利用することができます。詳細は第9条第1項の表をご確認ください。
- 5.JCB会員規約（個人用）に規定される本会員、JCB会員規約（一般法人用）に規定される法人会員、JCB会員規約（使用者支払型法人用）に規定されるカード使用者、およびJCB会員規約（法人債務・カード使用者立替用）に規定されるカード使用者を総称して本会員等といいます。
- 6.本利用規定の用語の定義は、本利用規定で特に定義しない限り、各JCB会員規約における定義によります。
- 7.両社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、本利用規定を改定できるものとします。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定め、原則として本会員等に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、当社またはJCBのホームページ等での公表のみとする場合があります。なお、本利用規定の改定が、Ok! Dokiポイントプログラムの内容の変更にわたる場合には、第21条第3項が適用されるものとします。

## 第2条 (Oki Dokiポイントプログラムの内容および情報の共同利用)

1. Oki DokiポイントプログラムにおけるOki Dokiポイント（以下「ポイント」という。）とは、会員が各JCB会員規約に基づき発行を受けたカードを使用して、ショッピング利用等を行った場合に、両社所定の条件および基準に従い、付与されるポイントをいいます。
2. 第9条第1項で規定する交換可能会員は、本会員等に付与されたポイントを、ポイント数に応じて、当社が提供する特典と交換することができます。
3. 会員は、当社、JCB、およびJCBクレジットカード取引システムに参加するJCBの提携会社（以下「JCBの提携会社」という。）がお問い合わせ対応、ポイント管理、およびOki Dokiポイントプログラムのサービス提供に必要な事務を行うため、JCB会員規約（個人用）に規定される会員、JCB会員規約（使用者支払型法人用）に規定されるカード使用者およびJCB会員規約（法人債務・カード使用者立替用）に規定されるカード使用者については、住所、氏名、電話番号、会員番号、ポイント残高、会員の種別、ポイント有効期限、商品交換申込履歴、その他ポイントに関連する情報を、JCB会員規約（一般法人用）に規定される法人会員については、住所、法人名・代表者名、電話番号、会員番号、ポイント残高、会員の種別、ポイント有効期限、商品交換申込履歴、その他ポイントに関連する情報を、共同利用することに同意するものとします。JCBの提携会社はJCBカードサイト (<https://www.jcb.co.jp/r/riyou/>) にてご確認いただけます。
4. 前項に基づく共同利用に係る個人情報の管理について、責任を有する者はJCBとなります。

## 第3条 (ポイントの付与条件)

1. 当社は、振替金額（前月16日から当月15日まで（以下この期間を「標準期間」という。）の会員のポイント付与の対象となるショッピング利用代金をいう。）の合計（1,000円未満切捨て）に対し、1,000円（税込）につき1ポイントを約定支払日（ただし、いずれの月の約定支払日に付与されるかについては、第3項に規定するとおりとします。）にカードごとに本会員等に付与します（以下、ポイントを付与する日を「ポイント付与日」という。）。これを通常獲得ポイントといいます。ただし、ショッピング2回払いの場合は、各約定支払日における支払金額（1,000円未満切捨て）に対し、1,000円（税込）につき1ポイントを付与します。また、両社所定のカードについては、標準

期間およびポイント付与日が異なるものがあります。なお、事務処理上の都合により、ポイント付与日が遅延したり、変更になることがあります。

2. カードの商品性、当社または両社の実施するキャンペーン等での資格取得、および当社または両社所定の加盟店でのショッピング利用等により、通常獲得ポイントに加算して、当社または両社所定の基準でポイントを付与することがあります。これをボーナスポイントといいます。
3. 本会員等へのポイント付与日はお支払い方法により異なります。お支払い方法ごとのポイント付与日は下表のとおりとし、約定支払日より前にポイントを付与することはできません。ただし、当社または両社所定のボーナスポイントの付与日については、下表の限りではありません。

お支払い方法	ポイント付与日
ショッピング1回払い	約定支払日に一括して付与します。
ショッピング2回払い	各約定支払日に2回に分けて付与します。
ボーナス1回払い	約定支払日（8月または1月）に一括して付与します。
ショッピングリボ払い	初回約定支払日に一括して付与します。
ショッピング分割払い	
ショッピングスキップ払い	会員がショッピングスキップ払いを指定する前の約定支払日に一括して付与します。

4. 加盟店から、当社、JCB、JCBの提携会社、またはJCBの関係会社に対する売上傳票または売上データの到達が遅延するなどの理由により、当社から本会員等への当該ショッピング利用に関する請求時期が遅れ、約定支払日も遅れる場合があります。この場合、ポイント付与日は、現に会員からカード代金の支払いを受ける約定支払日となります。

#### 第4条（ポイント付与の対象外取引）

金融サービス等における利用料金、手数料（ショッピングリボ払い手数料・分割払い手数料・スキップ払い手数料など）、費用（年会費など）、および一部のショッピング利用料金（Edy・モバイルSuica・SMART ICOCAの各チャージ利用料金、募金の利用料金など）（以下総称して「対象外料金」という。）については、ポイント付与の対象外となります。対象外料金の最新の情報については、JCBカードサイト（<https://www.jcb.co.jp/point/pop/excluding.html>）をご参照ください。対象外料金は、予告なく変更または追加される場合があります。また、両社所定のカードについては、上記以外の付与対象外取引があります。詳細は各ご利用ガイドをご参照ください。

## 第5条 (返品、キャンセル、利用金額変更等の場合の措置)

1. ポイント付与の対象となるショッピング利用 (以下「付与対象取引」という。) について、取消もしくは解除、または金額の変更等がなされたことにより、当社が会員に対してショッピング利用代金の全部または一部の返金 (会員の当社に対する債務と相殺する場合を含む。以下本条において同じ。) を行う場合、当該返金の金額につき、ポイントが減算されます。ポイントの減算条件については、第3条が準用されるものとし、またショッピング利用代金の返金時 (付与対象取引が行われた時ではない。) を基準時として、当該時点で適用されるスターメンバーズ (第8条に定めるものをいう。) のメンバーランクに応じた掛け率が適用された上で減算が行われるものとします。
2. 当社は、前項に基づくポイントの減算を、会員に新たに付与されるポイントと相殺する方法により行うことができます。また当社は、ポイント減算額が当該ポイント減算と同時に会員に付与されるポイント数を上回る場合には、その差額につき、当社が会員に対して既に付与したポイントの残高、または将来付与するポイントから減算するものとします。

## 第6条 (ポイントの確認)

付与されたポイントの残高は、当社より送付するカードご利用代金明細書 (以下「ご利用代金明細書」といい、ご利用代金明細書が送付される場合に限り、以下同じ。)、会員専用WEBサービス「MyJCB (マイジェーシービー)」 (ユーザー登録が必要となります。) および電話 (両社所定の商品申込・カタログ請求ダイヤルまたはJCBポイントプログラム係) にて確認いただくことができます。電話番号は、JCBカードサイト、Oki Dokiポイントプログラムのカタログ等に記載しております。なお、これらの方法で確認できるポイントの残高は、閲読、閲覧または聴取した時点における最新情報ではないことがあります。

## 第7条 (他カードへのポイント移行の禁止)

カードの名義によらず、両社が本利用規定等で定めた場合を除き、あるカードに付与されたポイントを、他のカードへ移行させることはできません。

## 第8条 (JCB STAR MEMBERS)

1. JCB STAR MEMBERS (以下「スターメンバーズ」という。) とは、付与対象取引 (両社所定のカードについては、一部の付与対象外取引を含む。以下本条において同じ。) に対する年間の利用代金が一定額以上の本会員等に適用される、ポイントの

優遇制度のことをいいます。優遇制度の詳細情報については、JCBカードサイト (<https://www.jcb.co.jp/point/earn/star-members/>) をご参照ください。

2. 付与対象取引の年間利用代金によって本会員等のメンバーランクが確定し、そのメンバーランクに応じて、本会員等が所有するカードごとにポイント付与数の加算等の措置が適用されます。なお、付与対象取引の年間利用代金の集計対象とする会員の範囲は下表のとおりとします。

適用される会員規約	年間利用代金の集計対象とする会員の範囲
JCB会員規約（個人用）	本会員および家族会員の利用代金
JCB会員規約（一般法人用）	法人会員および全てのカード利用者利用代金
JCB会員規約（使用者支払型法人用）	カード使用者ごとの利用代金
JCB会員規約 （法人債務・カード使用者立替用）	カード使用者ごとの利用代金

3. 前項の年間利用代金の集計期間は、毎年12月16日から翌年12月15日までのポイント付与対象取引の利用分とします。
4. 加盟店から当社、JCB、JCBの提携会社、またはJCBの関係会社に対する売上傳票および売上データの到達が遅延するなどの理由により、当社から本会員等への当該ショッピング利用に関する請求時期が遅れ、約定支払日も遅れる場合があります。この場合、本来の集計期間内の利用分として取り扱われず、翌集計期間内の利用分として取り扱われる場合があります。
5. スターメンバーズにおけるメンバーランクに応じたポイント付与数の加算等の措置は、集計期間終了日が属する年の翌年2月から翌々年1月までのポイント付与日に付与されるポイントに適用されます（例えば、2018年12月16日から2019年12月15日までの集計期間に応じたメンバーランクが適用されるのは、2020年2月から2021年1月のポイント付与日に付与されたポイントとなります。）。
6. 加盟店から当社、JCB、JCBの提携会社、またはJCBの関係会社に対する売上傳票および売上データの到達が遅延するなどの理由により、当社から本会員等への当該ショッピング利用に関する請求時期が遅れたことにより、約定支払日も遅れる場合があります。この場合、第3条第4項に定めるポイント付与日に基づいて、前項の措置の適用の有無が決定されるものとします。
7. カードの名義によらず、複数カードにおける付与対象取引の年間利用代金を、合算して集計することはできません。
8. メンバーランクはカードごとに適用されるものであり、カードの名義によらず、他のカードに承継させることはできません。
9. スターメンバーズの適用対象となるカードは、ご利用代金明細書・ホームページ等で両社がスターメンバーズの対象となるこ

とを通知・公表しているものに限ります。

## 第9条 (ポイントの交換)

1.ポイントの特典と交換ができる会員、および交換できるポイントの範囲は下表のとおりです。

適用会員規約	交換できる会員 (以下、「交換可能 会員」という)	家族会員ならびに カード使用者の 交換の根拠	交換できる ポイントの範囲
JCB会員規約 (個人用)	本会員および 家族会員	家族会員の交換は、 本会員から授与された 代理権による	第3条第1項に基づき 本会員に付与された ポイント
JCB会員規約 (一般法人用)	法人会員および カード使用者	カード使用者による 交換は、法人会員から 授与された代理権による	第3条第1項に基づき 法人会員に付与された ポイント
JCB会員規約 (使用者支払型 法人用)	カード使用者	カード使用者の交換は、 カード使用者自身の 権利による	第3条第1項に基づき 使用者に付与された ポイント
JCB会員規約 (法人債務・カード 使用者立替用)	カード使用者	カード使用者の交換は、 カード使用者自身の 権利による	第3条第1項に基づき 使用者に付与された ポイント

- 2.家族会員またはカード使用者が前項の規定に基づきポイントを交換したことにより、本会員または法人会員が不利益を被った場合でも、両社は当該不利益につき責任を負いません。
- 3.交換可能会員は、付与されたポイント数の累計が原則として200ポイント以上になった場合、当社が提供する特典と交換することができます。ただし、交換のために最低限必要なポイント数が異なるカードもありますので、詳細はJCBカードサイトをご参照ください。
- 4.JCBは、ポイントと交換できる特典、および当該特典の交換申込受付期間を、WEBサイトへの掲示等の方法により公表します。なお、申込受付期間が経過する前であっても、両社への特典の供給が中止された場合等やむを得ない事情が生じた場合には、特定の特典についての交換申込受付を終了する場合があります。
- 5.交換可能会員は、付与されたポイントを当社が提供する特典以外の金品と交換することはできません。また、一度交換した特典を、さらに別の特典と交換することはできません。
- 6.両社所定のカードを除き、本会員等が自己の名義で複数のカードを保有する場合、交換可能会員は、これらのカードごとに付与されたポイントを合計して特典と交換することができます。
- 7.ポイントの交換は、原則として失効日が近いポイントから行われます。ただし、両社所定のカード、および前項の合計申込みが認められている場合において、合計申込み時に、ポイント交

- 換を申込みカードの優先順位を指定した場合はこの限りではありません。
8. 交換した特典の送付先はご利用代金明細書の送付先のみとし、国内に限ります。
  9. 交換した特典の利用にあたって発生する交通費、宿泊代、税金その他の費用については、両社は一切負担いたしません。
  10. 交換した特典に対して生じる公租公課に関する申告、納付等は交換を行った会員および本会員等の責任において行うものとします。
  11. 交換可能会員は交換した特典に欠陥があった場合には、両社のOki Dokiポイント商品係（Oki Dokiポイントプログラムのカタログに記載があります。以下同じ。）に電話でご連絡ください。

## 第10条（Oki Doki ShoppingおよびOki Doki Shoppingにおける情報の共同利用）

1. 「Oki Doki Shopping」とは、両社もしくはJCBが指定する第三者（以下「提携先」という。）が提供するオンラインサービス（以下「提携先サービス」という。）において、会員が提携先との契約に基づき、提携先から商品もしくは権利を購入し、または役務の提供を受けるにあたって（以下、会員と提携先との間の当該取引を「提携先ショッピング」という。）、提携先ショッピングの支払いの全部もしくは一部にポイントを使用できるサービスをいいます。
2. 以下の①または②のとき、両社および提携先が承認した場合に、両社はOki Doki Shoppingの利用登録を行います。会員は、利用登録が有効になされている期間、本条に基づき、Oki Doki Shoppingのサービスを受けることができます。
  - ① 提携先サービスにおいて、提携先ショッピングの支払代金の決済手段として、Oki Dokiポイントプログラムの対象となるカード番号が登録されたとき。
  - ② 会員が、両社および提携先所定の手続きに基づき、Oki Doki Shoppingの登録申請を行ったとき。
3. ポイントの使用法および使用条件は以下の各号の定めによるものとします。会員が、提携先ショッピングの支払いに使用するポイント数を指定すると、指定されたポイント数に交換換算レートに乗じた金額が、提携先ショッピングの支払代金の全部または一部に充当されます。
  - (1) 使用ポイント数は、JCBまたは提携先所定のポイント数単位で、カード決済額を上限として指定いただけます。使用できるポイント数単位および交換換算レートは提携先により異なります。

- 提携先ごとの「Ok! Doki Shopping」のサービス等の詳細は、JCBが提携先ごとに定める特約（以下「個別特約」という。）またはJCBのホームページ等でご確認ください。
- (2)ポイントの使用を申し込まれた場合、当社または提携先所定のタイミングで、使用したポイント数が最新の保有ポイント数から減算されます。
  - (3)会員が利用できるポイントは、提携先ショッピングの支払代金の決済手段として使用するカードのポイントとなります。複数のカードのポイントの合算はできません。
  - 4.提携先のWEBサイトにおいて、ポイント使用の申込みが完了した場合、原則としてポイントは返還されません。ただし、提携先との間で提携先ショッピングが取消された場合、第三者による不正使用があった場合、または提携先ショッピングのカード決済不承認等があった場合、当該Ok! Dokiポイントの返還に代えて、同ポイント数のボーナスポイントを付与します。
  - 5.会員が、提携先ショッピングの支払代金の決済手段として、Ok! Dokiポイントプログラムの対象となるカード番号を登録したとき、両社は、カード番号等の、会員が「Ok! Doki Shopping」を利用するために必要な情報を、提携先から受領します。
  - 6.両社は、第2項の利用登録がなされた会員につき、当該会員が「Ok! Doki Shopping」を利用するために必要な会員の個人情報を、当該提携先との間で共同利用します。提携先ごとの、共同利用する者の範囲、共同利用される個人情報の項目、共同利用者の利用目的および個人情報の管理について責任を有する者については、JCBカードサイト所定のページ (<https://www.jcb.co.jp/terms-and-conditions/>) にて公表いたします。なお、当該共同利用は両社と各提携先との間の共同利用であり、各提携先間で本項に定める会員の個人情報が共同利用されることはありません。
  - 7.JCBは、①新たな提携先の追加、②既存の提携先におけるOk! Doki Shoppingの終了、③個々の提携先におけるOk! Doki Shoppingにおけるポイントのポイント数単位その他の交換条件、交換換算レート、交換方法等の変更等を行うことができます。JCBは、これらの変更（ただし、①の変更は含みません。）を行うことにより会員のポイント使用に不利な影響（ただし、軽微な影響は含みません。）をおよぼすと認めた場合、3ヵ月前までにJCBのホームページ等で公表します。なお、最新の情報は随時JCBのホームページ等にて確認できます。
  - 8.提携先サービスおよび提携先ショッピングは、会員と提携先との間の契約に基づき行われる取引であり、両社は契約主体では

ありません。会員がポイントを使用した提携先ショッピングに関して、商品・権利の引渡し、もしくはサービス提供の有無、またはそれらの商品・権利もしくはサービスが、会員と提携先との間の契約の内容に適合しないこと等につき、会員と提携先または加盟店との間に生じた紛議については、その紛議が両社の責めに帰すべき事由により生じた場合を除いて、両社は一切責任を負いません。

- 9.本規定と、個別特約との間に相違がある場合には、個別特約の内容を優先して適用するものとします。
- 10.本サービスの利用登録がされた会員は当社および提携先所定の手続きで申請することにより、利用登録を解除することができます。また、両社は、会員に第15条第1項各号または同条第2項各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、当該会員の利用登録を解除することができます。
- 11.前条第1項、第2項、第7項本文および第10項は、Oki Doki Shoppingにも準用されるものとします。

#### 第11条 (ポイント交換の受付・取消)

- 1.ポイント交換の申込みは、以下の①②の要件をいずれも満たす場合のみを有効とします。
  - ①当社にて受付がなされた時点において、特典の交換に使用するポイントの有効期限が満了していないこと
  - ②第9条第4項に定める交換申込受付期間内に当社にて受付がなされていること
- 2.当社において交換可能会員からのポイント交換の申込みに対する受付（以下「ポイント交換受付」という。）がなされた時点以降は、交換可能会員は当該申込みをキャンセルすることはできません。前項および本項にいう、「受付がなされた」とは以下の時点をいいます。
  - (1)インターネットでの申込み：画面上で受付完了の表示がなされた時点
  - (2)電話での申込み：受付完了のアナウンスが流れた時点
  - (3)郵送での申込み：申込み用紙が当社所定の住所に到達した時点
  - (4)加盟店等に設置された一部特典の引換券のみと即時交換可能なJCB所定の端末での申込み：当該引換券が発券された時点
- 3.前項の受付がなされた時点以降、特典の送付やポイントの移行には一定期間を要し、至急発送等の特別対応は一切応じることができません。
- 4.ポイント交換受付がなされたにもかかわらず、ポイント交換手続きが完了しなかった場合（なお、本条第5項から第7項の場合はこれに当たりません。）、当社は当該ポイント交換受付に基

づき減算したポイントを、本会員等に対し返還するものとし  
ます。この返還は、減算したポイントが通常獲得ポイントか  
ボーナスポイントかにかかわらず、減算したポイント数と同  
数のボーナスポイントを本会員等に付与する方法による返還  
とします。ただし、減算したポイントが通常獲得ポイントの  
場合であり、かつ、本会員等から、ポイント交換手続きが  
完了しなかったことについて本会員等および交換可能会員  
に帰責性がない旨の申し出を受け、当社がそれを確認でき  
た場合には、同数の通常獲得ポイントを本会員等に付与す  
る方法による返還とします。

- 5.当社が特典を送付したにもかかわらず、発送日から1カ  
月間を経過しても交換可能会員による受取がなされなかつ  
た場合、当社は、交換可能会員からのポイント交換の受付  
を解除、または取り消すことができます。この場合、当社  
は、当該特典と交換したことにより既に減算したポイント  
を、本会員等に対し返還するものとし（なお、減算したポ  
イントが通常獲得ポイントかボーナスポイントかにかかわ  
らず、減算したポイント数と同数のボーナスポイントを本  
会員等に付与する方法による返還とします。）。ただし、減  
算された元のポイントが返還されたと仮定しても、その時  
点で当該ポイントの有効期限が経過している場合には、当  
該ポイントが復活することはありません。
- 6.当社が特典を発送したにもかかわらず、交換可能会員  
が故意または重過失により特典の受取を拒絶した場合、  
当社は原則として前項の解除または取消を行わず、した  
がって当該特典と交換したことにより既に減算されたポ  
イントは、本会員等に対して返還されません。当社によ  
る特典の保管期間は、当社が最初に特典を発送した日か  
ら6ヵ月とし、保管期間満了後は、当社にて、当該特典  
の廃棄等の処分を行うことができます。
- 7.前項にかかわらず、賞味期限や消費期限のある食品、  
公演日等の期日が指定された観賞券、その他期限または  
期日のある特典について、当社が特典を送付したにもか  
かわらず、当該期限または期日までに受取がなされな  
かった場合、当社にて、当該期限または期日の翌日以降  
に、当該特典の廃棄等の処分を行うことができます。かか  
る処分を行った場合、当該特典と交換したことにより既に  
減算されたポイントは、本会員等に対して返還されませ  
ん。

## 第12条（ポイント交換における制限）

第9条、第10条および第11条のほか、両社所定のカード  
におけるポイント交換については、ポイント移行コース等、  
一部選択できない特典があります。詳細は各ご利用ガイド  
またはOk! Doki

ポイントプログラムのカタログ等をご参照ください。

### 第13条 (ポイントの有効期限)

1.ポイントの有効期限は以下表のとおり（例えば、ゴールドカードの場合、2020年2月の約定日（10日）に付与されたポイントは2023年2月15日まで有効）となります。ポイントの有効期限に関する詳細情報については、JCBカードサイト (<https://www.jcb.co.jp/point/about/>) をご参照ください。

一般カード	ゴールドカード (*)	JCBゴールド ザ プレミア プラチナJCB ザ クラス
ポイント付与日から2年間 (24 ヶ月) を経過した日が 属する月の15日	ポイント付与日から3年間 (36 ヶ月) を経過した日が 属する月の15日	ポイント付与日から5年間 (60 ヶ月) を経過した日が 属する月の15日

(\*)ご利用代金明細書・ホームページ等で両社が上記の有効期限の対象となることを通知・公表しているものに限り、その他のゴールドカードについては、一般カードの有効期限と同様となります。

2.有効期限を満了したポイントは失効します。当社は、失効したポイントに対する復活等の特別措置には一切応じることはできません。

### 第14条 (ポイントの譲渡の禁止)

本会員等は、付与されたポイントを他人に譲渡または質入したり、他人と共有したり、相続させることはできません。

### 第15条 (権利の喪失およびサービス停止)

1.次の各号に該当する会員は、ポイントの付与、ポイントの特典との交換、その他Ok! Dokiポイントプログラムのサービスを受けるすべての権利を喪失します。また、本会員または法人会員が次の各号に該当した場合、その家族会員およびカード使用者も同様に権利を喪失します。

(1)両社が有効期限を更新したカードを発行しないで、カードの有効期限が経過した場合

(2)カードを退会し、またはカードの会員資格を喪失した場合

(3)死亡した場合

2.当社は、次の各号に該当する会員に対し、何らの通知なくして、ポイントの付与、ポイントの特典との交換、その他Ok! Dokiポイントプログラムのサービスを受ける権利を喪失させ、またはサービスの提供を停止することができます。また、本会員または法人会員が次の各号に該当した場合、その家族会員およびカード使用者に対しても同様に権利を喪失させ、またはサービスの提供の停止をすることができるものとします。

(1)各JCB会員規約または本利用規定に違反した場合

- (2)違法行為または不正行為を行った場合
- (3)その他、前各号に準じるものと当社が判断した場合
- 3.当社は、当社に対する支払債務を延滞した会員に対し、何らの通知なくして、ポイントの付与、特典との交換、その他Oki Dokiポイントプログラムのサービスの提供を停止することができます。また、本会員またはJCB会員規約（一般法人用および法人債務・カード使用者立替用）が適用される法人会員が当社に対する支払債務を延滞した場合、その家族会員およびカード使用者に対しても同様にサービスの停止をすることができるものとします。

#### 第16条（会員区分の場合の措置）

本会員または法人会員が、すでに入会済みのカードにおいて、一般カードからゴールドカードへの変更など、会員区分の変更を行った場合、旧カードにおける付与対象取引の利用代金、ポイント残高、および第8条に定めるスターメンバーズの権利は、新カードに承継されます。

#### 第17条（トラブル時の対応）

本会員、法人会員またはカード使用者が、カードの紛失、盗難等のために、JCBよりカードの再発行を受けた場合、紛失・盗難等がなされたカードにおけるポイント残高および、第8条に定めるスターメンバーズの権利は、再発行されたカードに承継されます。他方、紛失・盗難等がなされたカードを退会した場合は、新たに入会しても、かかる承継はなされません。

#### 第18条（カードの紛失または盗難による第三者の不正交換）

- 1.カードの紛失または盗難により、第三者に当該カード記載のカード番号を利用して不正にポイントの交換が行われた場合（以下「不正交換」という。）、これにより減算されたポイントは、本会員等の負担とします。
- 2.前項にかかわらず、会員がカードの紛失または盗難の事実を速やかに当社またはJCBに届け出るとともに所轄の警察署へ届出、かつ当社またはJCBの請求により所定の紛失・盗難届を当社またはJCBに提出した場合、当社は、本会員等に対して届出の日の60日前以降の不正交換につき、減算されたポイントを返還します。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではありません。
  - (1)会員が各JCB会員規約のカードの管理に関する規定に違反したとき
  - (2)会員の従業員（法人会員の従業員に限ります。）、家族、同居人

- 等、会員の関係者が不正交換を行ったとき
- (3)会員またはその法定代理人（法人会員においてはその代表者）の故意もしくは重大な過失または法令違反によって紛失または盗難が生じたとき
  - (4)紛失・盗難届の内容が虚偽であるとき
  - (5)会員が当社もしくはJCBの請求する書類を提出しなかったとき、または当社もしくはJCBや捜査機関の行う被害状況の調査に協力を拒んだとき
  - (6)MyJCBに登録されたログインIDおよびパスワードが使用された場合で、これらの管理につき会員に故意または過失があったとき
  - (7)戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失または盗難が生じたとき
  - (8)その他各JCB会員規約または本利用規定に違反している状況において紛失または盗難が生じたとき

#### **第19条（カードの紛失または盗難以外の場合における第三者の不正交換）**

カードの紛失または盗難なくして不正交換が行われた場合、会員がカードの不正交換の事実を速やかに当社またはJCBに届け出るとともに、当社またはJCBの請求により所定の届出を当社またはJCBに提出した場合、当社は、本会員等に減算されたポイントを返還します。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではありません。

- (1)会員が各JCB会員規約のカードの管理に関する規定に違反したとき
- (2)会員の従業員（法人会員の従業員に限ります。）、家族、同居人等、会員の関係者が不正交換を行ったとき
- (3)会員またはその法定代理人（法人会員においてはその代表者）の故意もしくは重大な過失または法令違反によって不正交換が行われたとき
- (4)当社またはJCBに対する届出の内容が虚偽であるとき
- (5)会員が当社もしくはJCBの請求する書類を提出しなかったとき、または当社もしくはJCBや捜査機関の行う被害状況の調査に協力を拒んだとき
- (6)MyJCBに登録されたログインIDおよびパスワードが使用された場合で、これらの管理につき会員に故意または過失があったとき
- (7)戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に不正交換が行われたとき
- (8)その他各JCB会員規約または本利用規定に違反している状況に

において不正交換が行われたとき

## 第20条 (システムトラブルへの対応)

- 1.両社は、Oki Dokiポイントプログラムに使用する電子機器、ソフトウェアなどのシステムにつき、その時点における一般の技術水準に従って合理的な保守および運用を行います。
- 2.両社は、電子機器、ソフトウェアなどの不具合、通信回線の障害、第三者による不正アクセス等によって生じた障害などのシステムトラブルに起因して、本会員等に付与されたポイントに異常が生じた場合には、その時点における一般の技術水準に従って合理的な措置を講じます。かかる措置にもかかわらず、ポイントの異常が解消されなかった場合、両社に故意または過失なき限り、ポイントの補償を行わないものとします。

## 第21条 (サービスの終了、停止、変更等)

- 1.両社は、天災、事変、その他の非常事態が発生し、もしくは発生する恐れのあるときは、事前に公表または本会員等に通知することなく、Oki Dokiポイントプログラムのサービスの全部、または一部の提供を停止し、または内容を変更する措置を取ることができるものとします。
- 2.両社は、システムの保守等、Oki Dokiポイントプログラムのサービスの維持管理に必要な作業のため、必要な期間サービスの提供を停止することができるものとします。この場合、両社は、事前にJCBのホームページ等で公表または本会員等に通知します。ただし、緊急の場合においてはこの限りではありません。
- 3.両社は、営業上その他の理由により、Oki Dokiポイントプログラムを終了、または内容の変更を行うことができるものとします。両社は、内容の変更を行うことにより会員に不利な影響(ただし、軽微な影響を含みません。)をおよぼすと認めた場合、3ヵ月前までにJCBのホームページ等で公表または本会員等に通知します。ただし、Oki Dokiポイントプログラムの終了または、内容の重要な変更が生じる場合は、6ヵ月前までに公表または本会員等に通知します。
- 4.両社は、前各項によるOki Dokiポイントプログラムの終了、停止、変更等によって会員に何らの損害、不利益が生じた場合であっても、故意または過失なき限り、一切責任を負わないものとします。

(OKD777・20240301)

## 第1条（本特則の適用）

- 1.本特則は、Ok! Dokiポイントプログラム利用規定（以下「本規定」という。）に定めるサービス内容に関し、当社が発行するJCBデビットカードの会員に適用されます。
- 2.本特則に定めのない事項については、本規定および北洋-JCBカードS会員規約が適用されます。
- 3.会員がJCBブランドのクレジットカードとデビットカードの双方の貸与を受けている場合、クレジットカードに付帯するOk! Dokiポイントプログラムについては、本規定のみが適用となります。

## 第2条（本規定の変更）

- 1.本規定第1条第2項を以下のとおり変更します。  
「2.Ok! Dokiポイントプログラムは両社が定めるJCBブランドのデビットカード（以下「カード」という。）に関するJCBデビット会員規約に規定する付帯サービスとして提供されます。」
- 2.本規定第1条第3項を以下のとおりに変更します。  
「3.Ok! Dokiポイントプログラムは、各JCB会員規約を承認のうち、当社よりJCBブランドのデビットカード（以下「カード」という。ただし、ホームページ等で両社がOk! Dokiポイントプログラムの対象となることを通知・公表しているもの）に限ります。）の貸与を受けた個人カードの本会員および家族会員、ならびに法人カードの法人会員およびカード使用者（以下総称して「会員」という。）を対象とします。」なお、本規定第1条第2項から「（以下「カード」という。）」との文言を削除します。
- 3.本規定第1条第5項を以下のとおりに変更します。  
「5.JCBデビット会員規約（個人用）に規定される本会員およびJCBデビット会員規約（法人用）に規定される法人会員を総称して「本会員等」といいます。」
- 4.本規定第2条第3項を以下のとおりに変更します。  
「3.会員は、当社、JCB、およびJCBクレジットカード取引システムに参加するJCBの提携会社（以下「JCBの提携会社」という。）が問い合わせ対応、ポイント管理、およびOk! Dokiポイントプログラムのサービス提供上必要な事務を行うため、JCBデビット会員規約（個人用）に規定される会員については、住所、氏名、電話番号、会員番号、ポイント残高、会員の種別、ポイント有効期限、商品交換申込履歴、その他ポイントに関連する情報を、JCBデビット会員規約（法人用）に規定される法人会員については、住所、法人名・代表者名、電話番号、会員番号、ポイント残高、会員の種別、ポイント有効期限、商品交換申込履歴、その他ポイントに関連する情報を、共同利用する

ことに同意するものとします。JCBの提携会社はJCBカードサイト (<https://www.jcb.co.jp/r/riyou/>) にてご確認いただけます。]

5.本規定第3条第1項を以下のとおりに変更します。

「1.当社は、振替金額（前月16日から当月15日まで（以下この期間を「標準期間」という。）の会員のポイント付与の対象となるショッピング利用代金をいう。）の合計（1,000円未満切捨て）に対し、1,000円（税込）につき1ポイントを標準期間の末日の翌月1日（以下「ポイント付与日」という。）にカードごとに本会員等に付与します。これを通常獲得ポイントといいます。ただし、両社所定のカードについては標準期間およびポイント付与日が異なるものがあります。なお、事務処理上の都合により、ポイント付与日が遅延したり、変更になることがあります。」

6.本規定第3条第3項の規定はデビットカードの会員には適用されません。

7.本規定第3条第4項を以下のとおりに変更します。

「4.加盟店から、当社、JCB、JCBの提携会社、またはJCBの関係会社に対する売上傳票または売上データの到達が遅延するなどの理由により、当社から本会員等への当該ショッピング利用に関する売上確定情報の到達が遅れる場合があります。この場合、ポイント付与日は、当社に売上確定情報が到着した日が属する標準期間の末日の翌月1日となります。」

8.本規定第4条を以下のとおりに変更します。

「海外現地通貨引き出しサービスにより引き出した金額および金融機関利用料、JCBデビット会員規約に定める手数料、費用（年会費など）、および一部のデビットショッピング利用代金（Edy・モバイルSuica・SMART ICOCAの各チャージ利用代金、募金の利用代金など）（以下総称して「対象外代金」という。）については、ポイント付与の対象外となります。対象外代金の最新の情報については、JCBカードサイト (<https://www.jcb.co.jp/point/pop/excluding.html>) をご参照ください。対象外代金は、予告なく変更または追加される場合があります。また、両社所定のカードについては、上記以外の付与対象外取引があります。詳細は各ご利用ガイドをご参照ください。」

9.本規定第6条を以下のとおりに変更します。

「付与されたポイントの残高は、会員専用WEBサービス「MyJCB（マイジェーシービー）」（ユーザー登録が必要となります。）および電話（商品申込・カタログ請求ダイヤルまたは両社所定のJCBポイントプログラム係）にて確認いただくこと

ができます。電話番号は、JCBカードサイト、Oki Dokiポイントプログラムのカタログ等に記載しております。なお、これらの方法で確認できるポイントの残高は、閲読、閲覧または聴取した時点における最新情報ではないことがあります。』

10.本規定第8条第2項を以下のとおりに変更します。

「2.付与対象取引の年間利用代金によって本会員等のメンバーランクが確定し、そのメンバーランクに応じて、本会員等が所有するカードごとにポイント付与数の加算等の措置が適用されます。なお、JCBデビットカードにおける付与対象取引の年間利用代金の集計対象とする会員の範囲は個人カードは本会員および家族会員の利用代金、法人カードは法人会員および全てのカード使用者の利用代金とします。」

11.本規定第8条第6項を以下のとおりに変更します。

「6.加盟店から当社、JCB、JCBの提携会社、またはJCBの関係会社に対する売上傳票および売上データの到達が遅延するなどの理由により、当社から本会員等への当該ショッピング利用に関する売上確定情報の到着が遅れる場合があります。この場合、本特則第2条第7項により変更された本規定第3条第4項に定めるポイント付与日に基づいて、前項の優遇措置の適用の有無が決定されるものとします。」

12.本規定第9条第1項を以下のとおりに変更します。

「1.JCBデビットカードにおけるポイントを特典と交換ができる会員、および交換できるポイントの範囲は下表のとおりです。」

適用会員規約	交換できる会員 (以下「交換可能会員」という。)	家族会員ならびに カード使用者の 交換の根拠	交換できる ポイントの範囲
JCBデビット 会員規約（個人用）	本会員および 家族会員	家族会員の交換は、 本会員から授与された 代理権による	第3条第1項に基づき 本会員に付与された ポイント
JCBデビット 会員規約（個人用） および 指定口座振替特約	本会員	—	第3条第1項に基づき 本会員に付与された ポイント
JCBデビット 会員規約（法人用）	法人会員および カード使用者	カード使用者による 交換は、法人会員から 授与された代理権による	第3条第1項に基づき 法人会員に付与された ポイント

13.本規定第9条第8項を以下のとおりに変更します。

「8.交換した特典の送付先は両社に届け出られた本会員等の住所のみとし、国内に限ります。」

14.本規定第13条第1項を以下のとおりに変更します。

「1.ポイントの有効期限は以下表のとおり（例えば、ゴールドカードの場合、2024年3月1日に付与されたポイントは2027

年3月15日まで有効) となります。ポイントの有効期限に関する詳細情報については、JCBカードサイト (<https://www.jcb.co.jp/point/about/>) をご参照ください。」

一般カード	ゴールドカード	プラチナカード
ポイント付与日から2年間 (24 ヶ月) を経過した日が 属する月の15日	ポイント付与日から3年間 (36 ヶ月) を経過した日が 属する月の15日	ポイント付与日から5年間 (60 ヶ月) を経過した日が 属する月の15日

(OKD777・20240301)

## 第1条 (目的)

本規定は、株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という。）およびJCBの提携するカード発行会社（以下「カード発行会社」といい、JCBとカード発行会社を併せて「両社」という。）が両社の会員に提供する認証サービスであるJ/Secure(TM)の内容、利用方法、その他両社と会員との間の契約関係について定めるものです。会員は、本規定に同意のうえ、J/Secure(TM)を利用するものとします。

## 第2条 (定義)

本規定におけるそれぞれの用語の意味は、次のとおりです。本規定において特に定めのない用語については、会員規約またはMyJCB利用者規定におけるものと同様の意味を有します。

- (1) 「J/Secure(TM)」とは、両社が会員に提供する第4条等に定める認証サービスをいいます。
- (2) 「J/Secure(TM)利用登録」とは、第3条に定める手続きを行った会員について、両社が当該会員をJ/Secure(TM)利用者として登録することをいいます。
- (3) 「J/Secure(TM) 利用者」とは、J/Secure(TM)利用登録を完了し、両社からJ/Secure(TM)の利用の承認を得た者をいいます。
- (4) 「J/Secure(TM)参加加盟店」とは、加盟店のうち、会員が加盟店においてインターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引その他両社が特に認めた取引によるショッピング利用を行おうとするに際して、J/Secure(TM)による本人認証に対応した加盟店をいいます。
- (5) 「ワンタイムパスワード」とは、J/Secure(TM)利用者がJ/Secure(TM)の認証手続を行おうとする際に都度発行を受け、1回に限って利用できるパスワードのことをいいます。
- (6) 「固定パスワード」とは、J/Secure(TM)利用者がJ/Secure(TM)の認証手続を行おうとする際に利用する固定のパスワードをいい、MyJCBサービスのパスワードと同一のパスワードを指します。
- (7) 「パスワード」とは、ワンタイムパスワードと固定パスワードの総称を指します。
- (8) 「MyJCBアプリ」とは、J/Secure(TM)利用者がMyJCBアプリ利用者規定に基づき利用するアプリケーションをいいます。
- (9) 「MyJCBアプリ認証」とは、第6条第2項に基づき、MyJCBアプリを用いて行うJ/Secure(TM)の認証方法をいいます。

### 第3条 (J/Secure(TM)利用登録)

1. 会員は、両社所定の方法により、J/Secure(TM)利用者としてJ/Secure(TM)利用登録されるものとします。
2. 前項にかかわらず、両社は、会員によるJ/Secure(TM)の利用が不相当と判断した場合には、当該会員のJ/Secure(TM)利用登録を認めない場合があります。
3. J/Secure(TM)利用登録は、カードごとに行うものとします。なお、同一のカードについて再度J/Secure(TM)の利用登録を行った場合、従前のJ/Secure(TM)の利用登録は効力を失うものとします。

### 第4条 (J/Secure(TM)の内容等)

1. J/Secure(TM)のサービス内容は、以下のとおりとします。
  - (1) 会員がJ/Secure(TM)参加加盟店においてインターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引その他両社が特に認めた取引によるショッピング利用を行おうとするに際して、当該加盟店におけるショッピング利用の全部または一部について、第5条および第6条に定める方法で、会員の本人認証を行うサービス
  - (2) 前号に付随するその他サービス
2. 両社によるJ/Secure(TM)のサービスは無料です。ただし、J/Secure(TM)を利用する際に通信会社に対して生じる通信料は、J/Secure(TM)利用者の負担となります。
3. 両社は、営業上、セキュリティ上、またはその他の理由により、J/Secure(TM)のサービスの内容を変更または中止することができます。この場合、両社は、Eメール、WEBサイトその他の方法で、J/Secure(TM)利用者に対し、公表または通知します。

### 第5条 (認証方法)

1. J/Secure(TM)の認証方法は、以下のいずれかの方法とします。
  - (1) ワンタイムパスワードを入力する方法
  - (2) MyJCB アプリ認証を利用する方法
  - (3) 固定パスワードを利用する方法
2. 前項にかかわらず、両社はJ/Secure(TM)の認証方法を追加または変更する場合があります。
3. J/Secure(TM)利用者は、両社所定の方法により、第1項に定める認証方法のうちいずれの方法によってJ/Secure(TM)の認証を行うか選択するものとします。ただし、J/Secure(TM)利用者の登録状況、カード発行会社、通信・設備の状況その他の事情により、第1項に定める認証方法の一部しか選択できない

場合、および両社が認証方法を指定し、またはJ/Secure(TM)利用者の選択した認証方法を一時的にもしくは継続的に変更する場合があります、J/Secure(TM)利用者はこれらをあらかじめ了承するものとします。

- 4.第1項にかかわらず、両社は、J/Secure(TM)利用者に対して事前に通知または公表のうえ（ただし、緊急の場合には事前の通知および公表を行うことなく）、第1項に定める認証方法のいずれかを廃止する場合があります。この場合、廃止される認証方法を選択しているJ/Secure(TM)利用者は、両社所定の方法により他の認証方法に変更するものとします。また、両社は廃止される認証方法を選択しているJ/Secure(TM)利用者の認証方法を他の方法に変更する場合があります、J/Secure(TM)利用者はこれをあらかじめ了承するものとします。
- 5.ワンタイムパスワードの送付方法は、J/Secure(TM)利用者が両社に登録したEメールアドレス宛にEメールを送信する方法、またはJ/Secure(TM)利用者が両社に登録した携帯電話番号宛にショートメッセージ（SMS）を送信する方法のいずれかとなり、J/Secure(TM)利用者はワンタイムパスワードの送付先を選択するものとします。ただし、送付先の初期設定は両社が登録情報に基づき設定するものとします。

## 第6条（利用方法等）

- 1.前条第1項(1)または(3)の方法による認証を行う場合、J/Secure(TM)利用者は、J/Secure(TM)参加加盟店におけるショッピング利用に際して、両社が要求した場合に、パスワードを入力するものとします。両社は、入力されたパスワードと、両社が発行しまたは登録されたパスワードが一致した場合は、その入力者をJ/Secure(TM)利用者かつ会員と推定して扱います。
- 2.前条第1項(2)の方法による認証を行う場合、J/Secure(TM)利用者は、J/Secure(TM)参加加盟店におけるショッピング利用に際して、両社が要求した場合に、MyJCBアプリを用いる両社所定の方法により、当該ショッピング利用を承認するものとします。両社は、MyJCBアプリにより当該ショッピング利用が承認されたことをもって、当該行為を行った者をJ/Secure(TM)利用者かつ会員と推定して扱います。
- 3.両社は、前二項の認証結果をJ/Secure(TM)参加加盟店に通知します。
- 4.J/Secure(TM)利用者は、第1項および第2項の定めのほか、両社が定めるその他の規定、注意事項等および両社が公表する内容、制約および方法に基づいて、J/Secure(TM)を利用する

ものとしします。

## 第7条 (J/Secure(TM)利用者の管理責任)

- 1.J/Secure(TM)利用者は、自己のパスワードがJ/Secure(TM)において使用されるものであることを認識し、嚴重にその管理を行うものとしします。
- 2.J/Secure(TM)利用者は、自己が両社に登録したEメールアドレスまたは携帯電話番号宛に第5条第5項に基づきワンタイムパスワードが送信されることを認識し、Eメールアドレスおよび携帯電話端末等を嚴重に管理するものとしします。
- 3.J/Secure(TM)利用者は、MyJCBアプリ認証において、MyJCBアプリを利用する端末がJ/Secure(TM)において使用されるものであることを認識し、当該端末の悪用防止機能を適切に利用するものとし、また当該端末の保管等につき、嚴重に管理するものとしします。
- 4.J/Secure(TM)利用者がJ/Secure(TM)参加加盟店以外の加盟店においてショッピング利用を行う場合には、本規定に基づく認証が行われることはなく、会員規約に基づきショッピング利用がなされます。また、J/Secure(TM)参加加盟店におけるショッピング利用の場合であっても、常に第5条および第6条に定める方法による本人認証が行われるわけではありません。したがって、会員がJ/Secure(TM)利用登録をした場合であっても、J/Secure(TM)利用者は引き続き、会員規約第2条に基づき、カード情報を善良なる管理者の注意をもって管理する義務を負います。
- 5.J/Secure(TM)利用者が第5条第1項(2)の認証方法を選択している場合であっても、同条第3項または第4項に基づき、固定パスワードによる認証が求められる場合もありますので、引き続き固定パスワードを嚴重に管理するものとしします。
- 6.J/Secure(TM)利用者は、パスワードまたは認証に使用する端末等の紛失・盗難等の事実もしくはJ/Secure(TM)による認証を他人に不正に利用された事実またはそれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに（ただし、直ちに通知することが不可能なやむを得ない事情がある場合には、可能な限り速やかに）、両社に両社所定の方法でその事実を通知するとともに、被害状況およびパスワードや端末等の管理状況等についての両社による調査に協力するものとしします。また、J/Secure(TM)利用者は、認証に使用する端末等の紛失、盗難または詐取等に遭い、それによりJ/Secure(TM)による認証を他人に不正に利用された場合には、速やかに所轄の警察署に届け出を行うものとしします。

- 7.他人にカード番号等を使用された場合（モバイル端末等にカード番号等を登録するなどして、当該モバイル端末等が決済手段として使用された場合を含む。）であって、その際にパスワードが使用されたときには、それらのカード利用代金は本会員の負担とします。ただし、パスワードの管理につき、J/Secure(TM)利用者に故意または過失が存在しない場合には、この限りではありません。
- 8.他人にカード番号等を使用された場合（モバイル端末等にカード番号等を登録するなどして、当該モバイル端末等が決済手段として使用された場合を含む。）であって、その際にMyJCBアプリ認証が行われたときには、それらのカード利用代金は原則として本会員の負担としますが、会員規約（カードの紛失、盗難による責任の区分）第1項から第4項および（カード番号等の不正利用）第1項から第7項が適用されるものとします。ただし、それらの条項が適用されることに加えて、J/Secure(TM)利用者が本規定もしくはMyJCBアプリ利用者規定に違反した場合または以下の(1)(2)(3)のいずれかに該当した場合（(2)および(3)においては、MyJCBアプリに用いる端末の管理等に関するJ/Secure(TM)利用者の故意または過失の有無を問わない。）には、会員規約（カードの紛失、盗難による責任の区分）第2項または（カード番号等の不正利用）第2項にかかわらず、カード利用代金は本会員の負担とします。
- (1)MyJCBアプリ利用者規定に定めるパスワードまたはパスコードが使用されたとき（ただし、パスワードまたはパスコードの管理につき、J/Secure(TM)利用者に故意または過失が存在しない場合を除く。）
- (2)MyJCBアプリにおいて生体認証機能による認証が利用されたとき
- (3)MyJCBアプリにおいてMyJCBアプリ利用者規定に定めるオートログイン機能を用いることが選択されていた場合

#### 第8条（J/Secure(TM)利用者の禁止事項）

J/Secure(TM)利用者は、J/Secure(TM)のサービスの利用にあたって、以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1)自己のパスワードを第三者に開示し、使用させ、または譲渡する行為
- (2)他人のパスワードを使用する行為
- (3)コンピュータウィルス等の有害なプログラムをJ/Secure(TM)のサービスに関連して使用または提供する行為
- (4)JCBまたはカード発行会社の権利を侵害する行為、および侵害するおそれのある行為

(5)法令または公序良俗に反する行為

## 第9条（知的財産権等）

J/Secure(TM)の内容、情報などJ/Secure(TM)に含まれる著作権、商標その他の知的財産権等は、すべてJCB、その他の権利者に帰属するものであり、J/Secure(TM)利用者はこれらの権利を侵害し、または侵害するおそれのある行為をしてはならないものとします。

## 第10条（J/Secure(TM)利用登録の解除等）

1.両社は、J/Secure(TM)利用者が次のいずれかに該当する場合、何らの催告または通知を要することなく、当該利用者のJ/Secure(TM)利用登録を解除することができるものとし、また、当該利用者のJ/Secure(TM)のサービスの利用を停止することができるものとし、また、

- (1)カードを退会した場合またはカードの会員資格を喪失した場合
- (2)MyJCBサービスの利用登録が抹消された場合
- (3)本規定のいずれかに違反した場合
- (4)J/Secure(TM)利用登録時に虚偽の申告をした場合
- (5)その他両社がJ/Secure(TM)利用者として不適当と判断した場合
- (6)第5条第4項に基づきJ/Secure(TM)利用者が選択している認証方法が廃止される場合であって、廃止日まで他の認証方法に変更がなされなかった場合

2.前項に基づき、J/Secure(TM)利用登録が解除された場合またはJ/Secure(TM)のサービス利用が停止された場合、当該会員はJ/Secure(TM)参加加盟店においてショッピング利用を行うことができない場合があり、会員はこれをあらかじめ認めるものとします。

## 第11条（個人情報の取扱い）

1.J/Secure(TM)利用者は、両社がJ/Secure(TM)の利用に関する情報等の個人情報につき、必要な保護措置を行ったうえ以下の目的のために利用することに同意します。

- (1)宣伝情報の配信等、両社の営業に関する案内に利用すること
- (2)業務上の必要事項の確認や連絡に利用すること
- (3)統計資料などに加工して利用すること（なお、個人が識別できない情報に加工されます。）

2.両社は、両社の業務を第三者に委託する場合、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に預託します。

## 第12条 (免責)

- 1.両社は、J/Secure(TM)のサービスに使用する電子機器、ソフトウェア、暗号技術などにつき、その時点における一般の技術水準に従って合理的なシステムを採用し、保守および運用を行うものとしませんが、両社はその完全性を保証するものではありません。
- 2.両社は、両社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、J/Secure(TM)のサービスの利用に起因して生じたJ/Secure(TM)利用者の損害について、責任を負わないものとします。
- 3.通信障害、通信状況、J/Secure(TM)の利用する端末やソフトウェアに起因する事由、J/Secure(TM)参加加盟店に起因する事由その他両社の責めに帰すべきでない事由により、J/Secure(TM)利用者が正常に本規定に定めるサービスの提供を受けられなかったこと、またはカードを利用できなかったことにより、J/Secure(TM)利用者または第三者に損害または不利益が生じた場合でも、両社は一切その責を負わないものとします。
- 4.両社は、故意または重大な過失による場合を除き、J/Secure(TM)利用者に生じた逸失利益および特別な事情により生じた損害については責任を負いません。
- 5.J/Secure(TM)を利用して購入した商品および提供を受けたサービスの品質、その他通常の商取引において生じた紛議に関し、J/Secure(TM)利用者は、J/Secure(TM)参加加盟店との間で処理するものとします。

## 第13条 (J/Secure(TM)の一時停止・中止)

- 1.両社は、天災、事変、その他の非常事態が発生し、もしくは発生するおそれのあるときは、事前に公表またはJ/Secure(TM)利用者に通知することなく、J/Secure(TM)のサービスの全部または一部の提供を停止する措置をとることができるものとします。
- 2.両社は、システムの保守等、J/Secure(TM)の維持管理またはセキュリティの維持に必要な対応を行うため、必要な期間、J/Secure(TM)の全部または一部の提供を停止することができるものとします。この場合、両社はJ/Secure(TM)利用者に対し、事前にJCBホームページ等で公表またはEメール等で通知します。ただし、緊急的な保守、セキュリティの確保、システムの負荷集中の回避等の緊急を要する場合には、事前の公表および通知をすることなく、J/Secure(TM)のサービスの提供を停止します。
- 3.両社は、第1項または第2項に基づくJ/Secure(TM)のサービ

スの停止に起因してJ/Secure(TM)利用者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

#### **第14条（本規定の改定）**

両社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本規定を改定し（本規定と一体をなす規定・特約等を新たに定めることを含みます。）、または本規定に付随する規定もしくは特約等を改定することができます。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定め、原則として会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。

#### **第15条（準拠法）**

本規定の効力、履行および解釈に関しては、すべて日本法が適用されるものとします。

#### **第16条（合意管轄裁判所）**

J/Secure(TM)の利用に関する紛争について、J/Secure(TM)利用者と両社との間で訴訟が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず会員の住所地または両社の本社、支社、営業所の所在地を所轄する簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

#### **第17条（本規定の優越）**

J/Secure(TM)の利用に際し、両社が別に定める会員規約などのあらゆる規約と本規定の内容が一致しない場合は、本規定が優先されるものとします。

(JS100000・20250228)

## キャッシュカード規定 (個人用)

### 1. (カードの利用)

普通預金(総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。)、貯蓄預金について発行したキャッシュカード(以下これらを「カード」といいます。)はそれぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

- (1) 当行の現金自動預金機(現金自動預入・引出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。)を使用して普通預金または貯蓄預金(以下これらを「預金」といいます。)に預入れをする場合。
- (2) 当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等(以下「提携先」といいます。)の現金自動支払機(現金自動預入・引出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。)を使用して預金の払戻しをする場合。
- (3) 当行の自動振込機(振込みを行うことができる現金自動預入・引出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。)を使用して振込資金を預金口座から振替により払戻し、振込の依頼をする場合。
- (4) 当行所定の支払機を使用して他の預金に振替をする場合。
- (5) 総合口座取引の普通預金について発行したキャッシュカードにより、総合口座の定期預金(以下「定期預金」といいます。)の払戻しをする場合および定期預金の満期時における解約を予約する場合。
- (6) その他当行所定の取引をする場合。

### 2. (預金機による預金の預入れ)

- (1) 預金機を使用して預金に預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 預金機による預入れは、預金機の機種により当行所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの預入れは、当行所定の枚数による金額の範囲内とします。

### 3. (支払機による預金の払戻し)

- (1) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカード(またはカードと通帳)を挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。  
この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 支払機による預金の払戻しは、支払機の機種により当行または提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当行所定の金額の範囲内とします。

- なお、1日あたりの払戻しは当行所定の金額の範囲内とします。
- (3)70歳以上の方で一定の要件に該当する場合は、前項の金額について引き下げすることがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときは当行所定の金額の範囲内で金額を変更することができます。
  - (4)支払機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第6条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときには、その払戻しはできません。
  - (5)当行の支払機を使用して定期預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードと通帳両方を挿入し、届出の暗証および金額等を正確に入力してください。(カードのみでの払戻しは、できません)  
1回あたりの払戻しは、当行所定の金額の範囲内とし、払戻金は総合口座の普通預金に入金いたします。  
なお、不適切なカードの使用または当行が必要と認めた場合等は、払戻しを停止させていただく場合があります。

#### 4. (振込機による振込)

- (1)振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証その他所定の事項を正確に入力してください。  
この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2)70歳以上の方で一定の要件に該当する場合は、振込機能を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときは停止を解除することができます。

#### 5. (支払機による他預金への振替)

- (1)支払機を使用して振替資金を預金口座からの振替により払戻し、他の預金へ振替える場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードと振替先口座の通帳を挿入し、届出の暗証その他所定の事項を正確に入力してください。  
この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。  
ただし、当行の支払機を使用して定期預金を払戻すと同時に総合口座の普通預金へ振替える場合には、本条項によらず、第3条第4項の手続きによるものとします。

(2)支払機による振替は、1円単位とし1回あたりの振替金額および使用できる通帳の種類等は、当行所定の範囲内とします。

## 6. (自動機利用手数料等)

(1)預金機を使用して預金の預入れをする場合、および支払機または振込機を使用して預金の払戻しをする場合には、当行および提携先所定の預金機、支払機および振込機の利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。

(2)前項(1)の自動機利用手数料は、預入れ時または預金の払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その預入れまたは払戻しをした預金口座から自動的に引落します。

なお、提携先の自動機利用手数料は、当行から提携先に支払います。

(3)振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。

## 7. (代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込)

(1)代理人（1名に限ります。）による預金の預入れ・払戻し・他預金への振替および振込の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名、暗証を届出てください。

この場合、当行は代理人のためのカードを発行します。

(2)代理人カードにより振込の依頼をする場合には、振込依頼人名は本人名義となります。

(3)代理人の利用についても、この規定を適用します。ただし、代理人による定期預金の払戻しはできません。

## 8. (預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)

(1)停電、故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより預金に預入れをすることができます。

(2)停電、故障等により当行の支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当行本支店の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。

なお、提携先の窓口では、この取扱いはしません。

(3)前項による払戻しをする場合には、当行所定の払戻請求書に氏名（署名）、金額および届出の暗証を記入のうえ、カードとともに提出してください。

(4)停電、故障等により当行の振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書を

提出することにより振込の依頼をすることができます。

#### 9. (カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入)

カードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額および振込手数料金額の通帳記入は、通帳が預金機、振込機、当行の支払機もしくは当行の通帳記帳機で使用された場合または当行本支店の窓口で提出された場合に行います。

また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。

なお、払戻した金額と自動機利用手数料金額および振込手数料金額は合計額をもって通帳に記入します。

#### 10. (カード・暗証の管理等)

(1)当行は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。当行の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いをいたします。

(2)カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用は避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払出し停止の措置を講じます。

(3)カードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。

#### 11. (偽造カード等による払戻し等)

偽造または変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

#### 12. (盗難カードによる払戻し等)

(1)カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ①カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
  - ②当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
  - ③当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2)前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3)前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日数に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4)第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。
- ①当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
    - A.本人に重大な過失があることを当行が証明した場合
    - B.本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合
    - C.本人が被害状況についての当行に対する説明において、重要事項について偽りの説明を行った場合
  - ②戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

### 13. (カードの紛失、届出事項の変更等)

- (1)カードを紛失した場合または氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法により当行に届出てください。
- (2)暗証および代理人カードを発行している場合の代理人カードの暗証は、前項によるほか、預金機、支払機、および振込機（以

下「自動機」といいます。)を使用して変更することができません。当行が自動機を使用して変更できる届出事項を追加するときは、あらかじめその旨および取扱開始の日時を店頭に掲示するものとし、また取消すときも同様にお知らせします。

- (3)代理人カードの暗証については、本人のほか、本人があらかじめ届出た代理人が変更することができます。ただし代理人が代理人カードの暗証を変更する場合には、自動機を使用するものとし、

#### 14. (カードの再発行)

- (1)カードの盗難、紛失の場合のカード再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2)カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

#### 15. (預金機・支払機・振込機への誤入力等)

預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。

なお、提携先の支払機を使用した場合の提携先の責任についても同様とします。

#### 16. (解約・カードの利用停止等)

- (1)預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当行に返却してください。

なお、当行普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。

- (2)カードの改ざん、不正使用、第17条の規定に違反した場合など当行がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。

この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当行に返却してください。

- (3)次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

①17条に定める規定に違反した場合

②預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当行が別途表示する一定の期間が経過した場合

③カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

#### 17. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

#### 18. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当行普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定および振込規定により取扱います。

#### 19. (規定の変更等)

- (1)当行は、法令の定めにしたがい、お客さまの利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、お客さまの契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本規定を変更することができます。
- (2)前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を当行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。

2024年10月1日現在

## ICカード特約

### 1. (特約の適用範囲)

ICカードとは、ICチップで取引できるキャッシュカードをいい、この特約は、ICカードを利用するにあたり適用される事項を定めるものです。この特約は、「キャッシュカード規定」の一部を構成するとともに同規定と一体として取扱われるものとします。

### 2. (ICカードの利用)

(1)ICカードの利用は、以下の現金自動支払機（現金自動預入・引出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）で利用できます。

- ・ 当行の支払機のうちIC対応している支払機
- ・ ICチップによる取引を提携している提携先（当行がオンライン現金自動支払業務を提携した金融機関等）の支払機で「IC対応」している支払機

(2)前項の場合、磁気ストライプが併載されているICカードであってもICチップによる取引となります。前項以外の支払機の利用は磁気ストライプが併載されているICカードであれば、磁気ストライプによる取引が可能です。

### 3. (1日あたりの利用限度額)

ICチップによる取引における1口座1日あたりの利用限度額は、当行所定の金額の範囲内とします。

利用限度額は当行所定の方法により、当行所定の金額の範囲内で変更できます。

### 4. (故障等の対応)

前項2.(1)に規定されたIC対応支払機が故障した場合、ICチップ機能に障害が生じた場合等において、ICチップによる取引やその他の提供機能の利用ができない場合があります。この場合、磁気ストライプが併載されているICカードであっても、磁気ストライプによる取引ができないことがあります。

### 5. (特約の変更等)

(1)当行は、法令の定めにしたがい、お客様の利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、お客様の契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本特約を変更することができます。

(2)前項による本特約の変更は、変更後の特約の内容を当行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。

2024年10月1日現在

## 第1章 デビットカード取引

### 1. (適用範囲)

次の各号のうちのいずれかの者（以下「加盟店」といいます。）に対して、デビットカード（当行がキャッシュカード規定にもとづいて発行するキャッシュカードのうち普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。）その他当行所定のキャッシュカード（以下「カード」といいます。）を提示して当該加盟店が行う商品の販売または役務の提供等（以下「売買取引」といいます。）について当該加盟店に対して負担する債務（以下「売買取引債務」といいます。）を当該カードの預金口座（以下「預金口座」といいます。）から預金の引落とし（総合口座取引規定にもとづく当座貸越による引落としを含みます。）によって支払う取引（以下本章において「デビットカード取引」といいます。）については、この章の規定により取扱います。

- ①日本電子決済推進機構（以下「機構」といいます。）所定の加盟店規約（以下本章において「規約」といいます。）を承認のうえ、機構に直接加盟店として登録され、機構の会員である—または複数の金融機関（以下「加盟店銀行」といいます。）と規約所定の加盟店契約を締結した法人または個人（以下「直接加盟店」といいます。）。但し、当該加盟店契約の定めに基づき、当行のカードが直接加盟店で利用できない場合があります。
- ②規約を承認のうえ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約を締結した法人または個人（以下「間接加盟店」といいます。）。但し、規約所定の間接加盟店契約の定めに基づき、当行のカードが間接加盟店で利用できない場合があります。
- ③規約を承認のうえ機構に任意組合として登録され加盟店銀行と加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人（以下「組合事業加盟店」といいます。）。但し、規約所定の組合契約の定めに基づき、当行のカードが組合事業加盟店で利用できない場合があります。

### 2. (利用方法等)

(1)カードをデビットカード取引に利用するときは、自らのカードを加盟店に設置されたデビットカード取引にかかる機能を備えた端末機（以下「支払機」といいます。）に読み取らせるかまたは加盟店にカードを引き渡したうえ加盟店をしてカード端末機に読み取らせ、端末機に表示された売買取引債務の金額を確認したうえで、端末機にカードの暗証番号を第三者（加盟店の従業員を含みます。）に見られないように注意しつつ自ら入力してください。

- (2) 端末機を使用して、預金の払戻しによる現金の取得を目的として、カードを利用することはできません。
- (3) 次の場合には、デビットカード取引を行うことはできません。
- ① 停電、故障等により端末機による取扱いができない場合
  - ② 1回あたりのカードの利用金額が、加盟店が定めた最高限度額を超え、または最低限度額に満たない場合
  - ③ 購入する商品または提供を受ける役務等が、加盟店がデビットカード取引を行うことができないものと定めた商品または役務等に該当する場合
- (4) 次の場合には、カードをデビットカード取引に利用することはできません。
- ① 1日あたりのデビットカード取引金額（第2章におけるCOデビット取引、第3章（第3章第2項の準用規定等が適用される場合には、第1章と読み替える。）におけるデビットカード取引を含みます。）が当行の定めた範囲（ただし、当行が別途定めた金額のうちから、お客さまが指定された場合には、その金額）を超える場合
  - ② 1日あたりのカードの利用金額（キャッシュカード規定による預金の払戻金額を含みます。）が、当行が定めた範囲を超える場合
  - ③ 当行所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合
  - ④ カード（磁気ストライプの電磁的記録を含みます。）が破損している場合
- (5) カードによるデビットカード機能をご希望されない場合は、デビットカードの機能を停止することもできます。機能の停止をご希望の場合は、当行所定の方法により当行に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (6) 当行がデビットカード取引を行うことができない日または時間帯として定めた日または時間帯は、デビットカード取引を行うことはできません。

### 3. (デビットカード取引契約等)

前項第1項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約（以下「デビットカード取引契約」といいます。）が成立し、かつ当行に対して売買取引債務相当額の預金の引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託がされたものとみなします。この預金の指図については、



頼およびデビットカード取引をする場合」と、同規定第9条（法人キャッシュカードの場合はキャッシュカード規定（法人用）第8条）中「窓口でカードにより取扱った場合」とあるのは「デビットカード取引をした場合」と、同規定第10条第1項（法人キャッシュカードの場合はキャッシュカード規定（法人用）第10条第2項）中「支払機または振込機」とあるのは「端末機」と、「払戻し」とあるのは「引落とし」と、同規定第15条（法人キャッシュカードの場合はキャッシュカード規定（法人用）第11条）中「預金機・支払機・振込機」とあるのは「端末機」と読み替えるものとします。

## 第2章 キャッシュアウト取引

### 1.（適用範囲）

次の各号のうちのいずれかの者（以下「CO加盟店」といいます。）に対して、カードを提示して、当該加盟店が行う商品の販売または役務の提供等（以下本章において「売買取引」といいます。）および当該加盟店から現金の交付を受ける代わりに当該現金の対価を支払う取引（以下「キャッシュアウト取引」といいます。）について当該加盟店に対して負担する債務（以下「対価支払債務」といいます。）を預金口座から預金の引落とし（総合口座取引規定にもとづく当座貸越による引落としを含みます。）によって支払う取引（以下「COデビット取引」といいます。）については、この章の規定により取扱います。

- ①機構所定のキャッシュアウト加盟店規約（以下本章において「規約」といいます。）を承認のうえ、機構にCO直接加盟店として登録され、加盟店銀行と規約所定のCO直接加盟店契約を締結した法人または個人（以下「CO直接加盟店」といいます。）であって、当該CO加盟店におけるCOデビット取引を当行が承諾したものの。
- ②規約を承認のうえ、CO直接加盟店と規約所定のCO間接加盟店契約を締結した法人または個人であって、当該CO加盟店におけるCOデビット取引を当行が承諾したものの。
- ③規約を承認のうえ機構にCO任意組合として登録され加盟店銀行とCO直接加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人であって、当該CO加盟店におけるCOデビット取引を当行が承諾したものの。

### 2.（利用方法等）

(1)カードをCOデビット取引に利用するときは、自らのカードを端末機に読み取らせるかまたはCO加盟店にカードを引き渡したうえでCO加盟店をしてカード端末機に読み取らせ、端末機に

表示された対価支払債務の金額を確認したうえで、端末機にカードの暗証番号を第三者（CO加盟店の従業員を含みます。）に見られないように注意しつつ自ら入力してください。

(2)次の場合には、COデビット取引を行うことはできません。

①停電、故障等により端末機による取扱いができない場合

②1回あたりのカードの利用金額が、CO加盟店が定めた最高限度額を超え、または最低限度額に満たない場合

(3)次の場合には、カードをCOデビット取引に利用することはできません。

①1日あたりのデビットカード取引金額（第1章、第3章におけるデビットカード取引を含みます。）が当行の定めた範囲（ただし、当行が別途定めた金額のうちから、お客さまが指定された場合には、その金額）を超える場合

②1日あたりのカードの利用金額（キャッシュカード規定による預金の払戻金額を含みます。）が、当行が定めた範囲を超える場合

③当行所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合

④カード（磁気ストライプの電磁的記録を含みます。）が破損している場合

⑤そのCO加盟店においてCOデビット取引に用いることを当行が認めていないカードの提示を受けた場合

⑥第3条に定義するCOデビット取引契約の申込みが明らかに不審と判断される場合

(4)購入する商品または提供を受ける役務等が、CO加盟店がCOデビット取引ができないものと定めた商品または役務等に該当する場合には、COデビット取引を行うことはできません。

(5)CO加盟店においてCO加盟店の業務を行うために必要な量の現金を確保する必要がある場合など、CO加盟店が規約にもとづいてキャッシュアウト取引を拒絶する場合には、カードをキャッシュアウト取引に利用することはできません。

(6)当行がCOデビット取引を行うことができない日または時間帯は、COデビット取引を行うことはできません。

(7)CO加盟店によって、COデビット取引のために手数料を支払う必要がある場合があります。その場合、当該手数料の支払債務も、次条の対価支払債務に含まれます。

### 3. (COデビット取引契約等)

前項第1項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で対価支払債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契

約（以下「COデビット取引契約」といいます。）が成立し、かつ当行に対して対価支払債務相当額の預金の引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による対価支払債務の弁済の委託がされたものとみなします。この預金の指図については、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

#### 4. (預金の復元等)

- (1)COデビット取引により預金口座の預金の引落としがされたときは、COデビット取引契約が解除（合意解除を含みます。）、取り消し等により適法に解消された場合（売買取引またはキャッシュアウト取引の解消と併せてCOデビット取引契約が解消された場合を含みます。）であっても、CO加盟店以外の第三者（CO加盟店の特定承継人および当行を含みます。）に対して引落された預金相当額の金額の支払いを請求する権利を有しないものとし、また当行に対して引落された預金の復元を請求することもできないものとしします。
- (2)前項にかかわらず、COデビット取引を行ったCO加盟店にカードおよびCO加盟店が必要と認める本人確認資料等を持参して、引落された預金の復元をCO加盟店経由で請求し、CO加盟店がこれをうけて端末機から当行に取消しの電文を送信し、当行が当該電文をCOデビット取引契約が成立した当日中に受信した場合に限り、当行は引落された預金の復元をします。CO加盟店経由で引落された預金の復元を請求するにあたっては、自らのカードを端末機に読み取らせるかまたはCO加盟店にカードを引き渡したうえCO加盟店をして端末機を読み取らせてください。端末機から取消しの電文を送信することができないときは、引落された預金の復元はできません。なお、COデビット取引契約の解消は、1回のCOデビット取引契約の全部を解消することのみ認められ、その一部を解消することはできません（売買取引とキャッシュアウト取引を併せて行った場合、その一方のみにかかるCOデビット取引契約を解消することもできません。）。
- (3)第1項または前項において引落された預金の復元等ができないときは、売買代金の返金を受ける方法等により、CO加盟店との間で解決してください。
- (4)第2項にかかわらず、加盟店によっては、売買取引およびCOデビット取引契約のうち当該売買取引にかかる部分のみを解消できる場合があります。この場合、売買代金の返金を受ける方法等により、CO加盟店との間で精算をしてください。
- (5)COデビット取引において金額等の誤入力があったにもかかわらずこれを看過して端末機にカードの暗証番号を入力したため

COデビット取引契約が成立した場合についても、第1項から前項に準じて取扱うものとします。

#### 5. (不正なキャッシュアウト取引の場合の補償)

偽造カードもしくは変造カードまたは盗難カードを用いてなされた不正なCOデビット取引契約のうちキャッシュアウト取引に係る部分については、当行所定の事項を満たす場合、当行は当該キャッシュアウト取引に係る損害（取引金額、手数料および利息）の額に相当する金額を限度として、当行所定の基準に従って補てんを行うものとします。

#### 6. (COデビット取引に係る情報の提供)

CO加盟店において、情報の漏えい、情報の不適切な取扱い、預貯金口座からの二重引落および超過引落、不正な取引等の事故等（以下「事故等」といいます。）が発生した場合、COデビット取引に関するサービスを適切に提供するために必要な範囲で、COデビット取引に関する情報を機構および加盟店銀行に提供する場合があります。また、苦情・問合せについても、COデビット取引に関するサービスを適切に提供するために必要な範囲で、苦情・問合せに関する情報を機構および加盟店銀行に提供する場合があります。

#### 7. (読替規定)

カードをCOデビット取引に利用する場合は、キャッシュカード規定を準用することにお客さまは同意するものとします。キャッシュカード規定の準用にあたっては、次のとおり各規定を読み替えます。キャッシュカード規定（個人用）第7条中「代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込」とあるのは「代理人による預金の預入れ・払戻し・振込およびCOデビット取引」と、同規定第7条第1項中「預金の預入れ・払戻し・他預金への振替および振込の依頼をする場合」とあるのは「預金の預入れ・払戻し・他預金への振替・振込の依頼およびCOデビット取引をする場合」と、同規定第9条（法人キャッシュカードの場合はキャッシュカード規定（法人用）第8条）中「窓口でカードにより取扱った場合」とあるのは「COデビット取引をした場合」と、同規定第10条第1項（法人キャッシュカードの場合はキャッシュカード規定（法人用）第10条第2項）中「支払機または振込機」とあるのは「端末機」と、「払戻し」とあるのは「引落し」と、同規定第15条（法人キャッシュカードの場合はキャッシュカード規定（法人用）第11条）中「預金機・支払機・振込機」とあるのは「端末機」と読み替えるものとします。

## 第3章 公金納付

### 1. (適応範囲)

機構所定の公的加盟機関規約（以下本章において「規約」といいます。）を承認のうえ、規約所定の公的加盟機関として登録され、機構の会員である一又は複数の金融機関（以下本章において「加盟機関銀行」といいます。）と規約所定の公的加盟機関契約を締結した法人（以下「公的加盟機関」といいます。）に対して、規約に定める公的加盟機関に対する公的債務（以下「公的債務」といいます。）の支払いのために、カードを提示した場合は、規約に定める加盟機関銀行が当該公的債務を支払うものとし、この場合に、加盟機関銀行に対して当該公的債務相当額を支払う債務（以下「補償債務」といいます。）を負担するものとし、当該補償債務を預金口座から預金の引落とし（総合口座取引規定にもとづく当座貸越による引落としを含みます。）によって支払う取引（以下本章において「デビットカード取引」といいます。）については、この章の規定により取扱います。但し、当該公的加盟機関契約の定めに基づき、当行のカードが公的加盟機関で利用できない場合があります。

### 2. (準用規定等)

- (1)カードをデビットカード取引に利用することについては、第1章の2.ないし5.を準用するものとし、この場合において、「加盟店」を「公的加盟機関」と、「売買取引債務」を「補償債務」と読み替えるものとし、
- (2)前項にかかわらず、第1章第2条第3項第3号は、本章のデビットカード取引には適用されないものとし、
- (3)前二項にかかわらず、カードを用いて支払おうとする公的債務が、当該公的加盟機関がデビットカード取引による支払いを認めていない公的債務である場合には、デビットカード取引を行うことはできません。

## 第4章 規定の変更等

- (1)当行は、法令の定めにしたがい、お客さまの利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、お客さまの契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本規定を変更することができます。
- (2)前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を当行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとし、

2024年10月1日現在

## 1. (適用範囲)

- (1)「Pay-easy (ペイジー) 口座振替受付サービス」(以下「本サービス」といいます。)は、当行所定の収納機関(以下「収納機関」といいます。)、若しくは当該収納機関から委託を受けた法人の窓口(以下「取扱窓口」といいます。)に対して、当行預金者本人が本人名義の当行キャッシュカード(当行がキャッシュカード規定にもとづいて発行するキャッシュカードのうち普通預金(総合口座取引の普通預金を含みます。))その他当行所定のキャッシュカード(以下「カード」といいます。))を提示することにより、後記3.(1)の預金口座振替契約の締結を行うサービスです。本サービスによる預金口座振替契約の締結については、この規定により取扱います。
- (2)収納機関とは、日本マルチペイメントネットワーク運営機構(以下「運営機構」といいます。)所定の収納機関規約を承認の上、運営機構に収納機関として登録され、当行と預金口座振替による収納事務に関する契約に基づく預金口座振替受付事務の取扱いに関する契約を締結した法人または個人をいいます。
- (3)本サービスは、当該カードの発行されている預金口座(以下「当該口座」といいます。)の預金者に限り利用することができます。
- (4)尚、本サービスは、当行が本サービスに利用することを承認したカードのみ利用できることとします。

## 2. (利用方法等)

- (1)本サービスを利用するとき、預金者は取扱窓口に設置された本サービスにかかる機能を備えた端末機(以下「支払機」といいます。)の画面表示等の操作手順に従い、自らカードの磁気ストライプの電磁的記録を端末機に読み取らせ、第三者(収納機関の従業員を含みます。)に見られないように注意しつつ端末機にカードの暗証番号と必要事項を自ら入力してください。
- (2)本サービスの取扱いは、当行が定めた利用時間内とします。但し、収納機関の利用時間の変動等により、当行の定める利用時間内であっても利用できない場合があります。
- (3)以下の各号に該当する場合、本サービスを利用することはできません。
  - ①停電、故障等により端末機による取扱いができない場合
  - ②取扱窓口に於いて購入する商品または提供を受ける役務等が、収納機関が預金口座振替による支払いを受けることができないものと定めた商品または役務等に該当する場合
  - ③本規定に反して利用された場合
- (4)以下の各号に該当する場合、当該カードを本サービスに利用することはできません。

- ① 当行所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合
- ② カード（磁気ストライプの電磁的記録を含みます。）が破損している場合

### 3.（預金口座振替契約等）

(1) 前記2.(1)により暗証番号の入力が行われ、端末機に預金口座振替依頼の受付確認を表す電文が表示されたときに、預金者・収納機関間で預金者が収納機関に対し負担するある特定の債務を預金口座振替により支払う旨の契約が成立すると共に、預金者・当行間で次の契約（以下「預金口座振替契約」といいます。）が成立するものとします。

- ① 収納機関から当行に請求書等が送付されたときは、預金者に通知することなく、請求書等記載金額を当該口座から引落しの上収納機関に支払うことができるものとします。
- ② 当行は、当座勘定規定または普通預金規定に拘らず、小切手の振出または預金通帳及び払戻請求書の提出なしに、前号の引落しを行います。
- ③ 収納機関の指定する振替指定日（当日が銀行休業日の場合は翌営業日）に於いて請求書等記載金額が当該口座の支払可能金額（当座貸越（総合口座取引による貸越を含みます。）を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるときは、当行は預金者に通知することなく、請求書等を収納機関に返却し、または当行任意の金額を振込指定日以降任意の日に引落しの上、支払資金の一部または全部に充当することができるものとします。また、振替指定日の当該口座からの引落しが複数あり、その引落しの総額が当該口座の支払可能金額を超える場合は、そのいずれを引落すかは当行の任意とします。
- ④ 収納機関の都合で、収納機関が預金者に対して割当てる契約者番号等が変更になったときは、当行は変更後の契約者番号で引続き取扱うものとします。

(2) 預金者は、暗証番号等を入力する前に端末機の表示および収納機関との間の契約書面等により、本サービスでの申込内容を確認すると共に、前項により預金口座振替契約が成立した後に端末機から出力される口座振替契約確認書（以下「確認書」といいます。）の内容を確認するものとし、確認書が自己の意思に沿わない場合には、直ちに確認書記載の問合せ先に連絡してください。

(3) 預金口座振替契約を解除するときは、預金者から当行への所定の手続きにより届出るものとします。尚、この届出がないまま長期間にわたり収納機関から請求書等の送付がない等相当の事

由があるときは、当行は当該契約が終了したものととして取扱うことができるものとします。

#### 4. (本サービスの機能を停止する場合)

- (1)本サービスを利用する機能は、当行所定の方式により当行本支店へ申出ることにより停止することができます。当行はこの申し出を受けたときは、直ちに本サービスを利用する機能を停止する措置を講じます。この申し出の前に生じた損害については、当行は一切責任を負いません。
- (2)尚、前項による本サービス利用機能停止がなされても、停止前に成立した預金口座振替契約については前記3.(3)によらない限りその終了・解除はなされません。

#### 5. (免責事項)

- (1)次の各号の事由により預金口座振替契約不能、遅延等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
  - ①災害・事変、裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由があったとき
  - ②当行または共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにも拘らず、端末機、通信回線またはコンピューター等に障害が生じたとき
  - ③収納機関の責めに帰すべき事由があったとき
- (2)当行が、カードの電磁的記録によって、端末機の操作の際に使用されたカードを当行が交付したものととして処理し、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して預金口座振替契約の受付をした上は、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用、紛失その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。ただし、この口座振替契約受付が偽造カードによるものであり、カードおよび暗証番号の管理について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当行が確認できた場合の当行の責任については、この限りではありません。
- (3)本サービスおよび本サービスによる預金口座振替契約について仮に紛議が生じても、当行の責めによる場合を除き、預金者と収納機関との間で遅滞なくこれを解決するものとし、当行は一切の責任を負わないものとします。

#### 6. (規定の変更等)

- (1)当行は、法令の定めにしたがい、お客さまの利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、

お客さまの契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本規定を変更することができます。

(2)前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を当行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。

#### 7. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、キャッシュカード規定、当行の各種預金約定・規定、各種当座勘定貸越約定、銀行取引約定書等により取扱います。

2024年10月1日現在



670052300

2025年2月28日現在